平成２９事業年度業務実績評価書

評価書

様式１－１－１　中期目標管理法人　年度評価　評価の概要

１．評価対象に関する事項		
法人名	年金積立金管理運用独立行政法人	
評価対象事業年度	年度評価	平成２９年度（第３期）
	中期目標期間	平成２７～３１年度

２．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		厚生労働大臣		
	法人所管部局	年金局	担当課、責任者	資金運用課　石川　賢司　課長
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官室　中村　裕一郎　政策評価官

３．評価の実施に関する事項
理事長・監査委員からヒアリングを実施するとともに、社会保障審議会へ諮問し、資金運用部会にて審議の上、答申を受けた。

４．その他評価に関する重要事項
○　本法人の業務実績等の総合的な評定については、年金積立金管理運用独立行政法人法第 28 条第 2 項の読替規定により、中期計画の実施状況の調査及び分析のほか、同条第 1 項に規定する年金積立金の運用が年金財政に与える影響についての検証の結果を踏まえて実施することとされている。また、同法第 29 条第 3 号の規定により、独立行政法人通則法第 32 条第 1 項の評価を行おうとするときは、社会保障審議会に諮問しなければならないとされている。

様式１－１－２　中期目標管理法人　年度評価　総合評定

１．全体の評定						
評定 （S、A、B、C、D）	B	（参考）本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度
		B	B	B		
評定に至った理由	項目別評定は 12 項目中Ｂが 10 項目、Ａが 2 項目であるため、「厚生労働省独立行政法人評価実施要領」に基づきＢとした。また、全体の評定を引き下げる事象はなかった。なお、年金財政に与える影響については、平成 29 年度の運用状況としては名目賃金上昇率を 6.09%上回っている。年金積立金のこれまでの運用実績は、財政再計算・財政検証上の前提を上回っており、年金財政にプラスの影響を与えている。					

２．法人全体に対する評価	
法人全体の評価	全体として、おおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。なお、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	○年金積立金管理運用独立行政法人法第 28 条第 1 項に規定する年金積立金の運用が年金財政に与える影響についての検証結果。

３．項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	運用改善等と内部統制等の体制の一層の強化は不断の課題であり、引き続き鋭意取り組むことが求められる。
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

４．その他事項	
監事等からの意見	特に記載すべき事項はない
その他特記事項	特に記載すべき事項はない

様式１－１－３　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書№.	備考
	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
管理・運用の基本的な方針、運用の目標	B○	B○	B○			Ⅰ－１	
リスク管理	B○	B○	B○			Ⅰ－２	
運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項	A	A	A			Ⅰ－３	
透明性の向上	B○	B○	B○			Ⅰ－４	
基本ポートフォリオ等	B	B	B			Ⅰ－５	
管理及び運用に関し遵守すべき事項	A	A	A			Ⅰ－６	
管理及び運用能力の向上	B	B	B			Ⅰ－７	
調査研究業務	B	B	B			Ⅰ－８	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書№.	備考
	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
効率的な業務運営体制の確立	B	B	B			Ⅱ－１	
業務運営の効率化に伴う経費節減、契約の適正化	B	B	B			Ⅱ－２	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善に関する事項	B	B	B			Ⅲ－１	
Ⅳ．その他の事項							
その他業務運営に関する重要事項	B	B	B			Ⅳ－１	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付している。

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ―１	管理・運用の基本的な方針、運用の目標		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、難易度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	Ⅸ－１－１

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度
管理及び運用の具体的な方針の策定	少なくとも毎年 1 回検討	年１回	7 回（見直しの回数）	5 回（見直しの回数）	7 回（見直しの回数）		
各資産毎のベンチマーク収益率の確保※	各資産毎のベンチマーク収益率の確保	国内債券に対する超過収益率	－0.23%	＋0.05%	＋0.06%		
		国内株式に対する超過収益率	＋0.02%	＋0.20%	－0.21%		
		外国債券に対する超過収益率	－0.58%	＋2.19%	－0.52%		
		外国株式に対する超過収益率	＋0.03%	－0.41%	＋0.46%		

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度
予算額（千円）					
決算額（千円）					
経常費用（千円）					
経常利益（千円）					
行政サービス実施コスト（千円）					
従事人員数	－	－	－	－	－

《インプット情報の記載が困難な理由》
当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 １．年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 平成２７年４月に厚生労働大臣から示された第３期中期目標では、年金積立金の運用は、財政の現況及び見通しを踏まえ、保険給付に必要な流動性を確保しつつ、長期的に積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）１．７％を最低限のリスクで確保することとされた。第３期中期計画にお	＜評定と根拠＞ 評定：B 「管理・運用の基本的な方針、運用の目標」は、専ら被保険者の利益のために、年金積立金の運用を長期的な観点から安全か	評定　B ＜評定に至った理由＞ 年金事業の運営の安定に資することを目的に、中期目標で法人に与えた目標を達成するため、長期的な観点から資産構成割合（基本ポートフォリオ）を定め、これに基づく適切な管理及び運用が行われている。具体的には、管理・運用に関する基本的な方針（業務方針）を適切に定め、適宜見直し、必要に応じて改正を行っている。 引き続き長期金利が極めて低い水準にある中で、運用	

	１.年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 　年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的とし、年金積立金の管理及び運用の具体的方針を策定して行うこと。 　また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」（平成２６年７月総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第一号。以下「積立金基本指針」という。）が平成２７年１０月１日	１．年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 　年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。 　また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」(平成２６年７月総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省第一号。以下「積立金基本	１.年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 　年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。 　また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」（平成２６年７月総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省第一号）（以下「積立金基本		いては、平成２６年１０月に策定した基本ポートフォリオが引き続き効率的であることを確認し、第３期の基本ポートフォリオとして継続したところであるが、平成２９年度においても引き続き効率的であることを確認し、当該基本ポートフォリオを継続した。 　第３期中期目標において、「年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的とし、年金積立金の管理及び運用の具体的方針を策定して行うこと。」とされており、この中期目標を踏まえ、分散投資を基本として、長期的な観点から策定した基本ポートフォリオに沿って運用した。 　年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針（運用目標に関すること、資産構成並びに管理及び運用の手法に関すること、運用受託機関の管理に関すること、資産管理機関の管理に関すること、運用受託機関の選定及び評価等に関すること、自家運用に関すること等、以下、「業務方針」という。）については、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から、次の見直しを行い、平成２９年４月１日付け、平成２９年４月２６日付け、平成２９年１０月１２日付け、平成２９年１１月２日付け、平成２９年１２月１６日付け、平成３０年１月１７日付け及び平成３０年２月１日付けで改正を実施し、それぞれホームページにおいて公表した。 《主な改正事項》 （平成２９年４月１日改正） 　外国株式について、評価ベンチマークを政策ベンチマークと同じMSCI ACWI（除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）に変更する改正を行うとともに、オルタナティブ投資のマネジャーエントリー制を活用した運用受託機関の公募を行うことから、オルタナティブ資産の運用受託機関の総合評価の方法を定める改正を行った。 （平成２９年９月２６日改正） 　オルタナティブ資産の運用受託機関に対し、コミットメントを行った上で投資を行うことに伴う改正を行った。 （平成２９年１０月１２日改正） 　年金積立金管理運用独立行政法人法改正による経営委員会の設置に伴う改正を行った。 （平成２９年１１月２日改正） 　運用受託機関の総合評価の方法の変更について改正を行った。 （平成２９年１２月１６日改正） 　オルタナティブ資産の運用受託機関の総合評価の方法の変更について改正を行った。	つ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的とし、年金積立金の管理及び運用の具体的方針を策定して行うこととされている。さらに、経営委員会、監査委員会及び理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めることとされている。 　以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、各資産ごとにベンチマーク収益率を確保するよう努め、運用受託機関の選定、管理及び評価、ベンチマークの設定を実施し、業務方針については、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から適切に見直した。各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めることとされているのに対し、ベンチマーク収益率に対する超過収益率については、４資産中２資産（国内債券、外国株式）について、プラス	資産全体に係る収益率の対複合ベンチマーク超過収益率は、短期資産の保有等がマイナスに寄与し資産配分要因が-0.36%となったことから-0.37%となっているが、中期目標が求める各資産ごとのベンチマーク収益率をみると、４資産中２資産においてプラスの収益率を確保し、中期目標期間（平成２７年４月～平成３０年３月）でみれば、４資産中３資産においてプラスの収益率を確保している。 　さらに、運用受託機関の総合評価方法について、定量的な実績を勘案した定性評価に見直しを行うなど運用受託機関の適切な管理・評価を実施している。 　平成２９年１０月１日より設置された経営委員会および監査委員会については、執行部との密接な連携のもとで両委員会が適切な役割を果たしており、自律的なPDCAサイクルを機能させるとともに、透明性の向上を図ることにより、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めた。 　以上を踏まえれば、所期の目標を達成しており、「Ｂ」と評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 　長期金利が極めて低い水準にあるなど運用環境が厳しい状況が続くと見込まれるなかで、市場動向等を的確に把握し適切なリスク管理を行いつつ、各資産毎にベンチマーク収益率に対してプラスの超過収益率が確保できるよう引き続き取り組むことが望まれる。 ＜その他事項＞ （外部有識者の意見） ・特になし。 （参考） ・年金積立金の運用実績は、平成２９年度では名目賃金上昇率を６．０９％上回っており、平成１３年度からの１７年間の平均では名目賃金上昇率を３．４４％上回っている。 　年金積立金の自主運用開始（平成１３年度）からこれまでの運用実績は、財政再計算・財政検証上の前提を上回っており、年金積立金の運用が年金財政にプラスの影響を与えている。

	から適用されることを踏まえ、その内容に従って年金積立金の管理及び運用を行うこと。	指針」という。）が平成２７年１０月１日から適用されることを踏まえ、その内容に従って年金積立金の管理及び運用を行う。 このため、分散投資を基本として、管理運用主体（管理運用法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）が共同して、積立金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）を定め、これを参酌して、長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を策定し、年金積立金の運用を行う。 なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する	指針」という。）を踏まえ、その内容に従って年金積立金の管理及び運用を行う。 このため、分散投資を基本として、管理運用主体（管理運用法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）が共同して、積立金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）を定め、これを参酌して、長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を策定し、年金積立金の運用を行う。 なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を策定し、公表するとともに、		（平成３０年１月１７日改正） 債券アクティブ運用において、永久債、無格付債（発行体格付があるものに限る）及びバンクローン（投資信託受益証券を通じて運用するものに限る）を新規に認めるとともに、４資産アクティブ運用において集中投資制限を緩和する改正を行った。 （平成３０年２月１日改正） 国内債券のベンチマーク・インデックスについて、NOMURA-BPI 物価連動国債プラスを組み入れたものに変更する改正を行った。 ２．国民から一層信頼される組織体制の確立 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第１０４号）による年金積立金管理運用独立行政法人法（平成１６年法律第１０５号。以下「法」という。）の改正に伴い、①独任制から合議制への転換、②「意思決定・監督」と「執行」の分離、執行部の責任と権限の明確化を目的として、平成２９年１０月１日から管理運用法人に経営委員会及び監査委員会を設置し、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なＰＤＣＡサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めた。 経営委員会は、平成２９年度に８回開催し、業務方法書、中期計画及び年度計画、管理運用方針等の重要事項の議決を行い、議決により定めた方針等に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行ったほか、発足間もない経営委員会の委員長及び委員が管理運用法人に対する理解を深めるために８回の勉強会を行った。 【経営委員会開催実績】 第１回　平成２９年１０月１日（持ち回り） 第２回　平成２９年１０月２日 第３回　平成２９年１１月１日 第４回　平成２９年１２月１５日 第５回　平成３０年１月２２日 第６回　平成３０年２月１９日 第７回　平成３０年３月１４日 第８回　平成３０年３月３０日 【勉強会開催実績】 平成２９年１１月２０日 平成２９年１２月４日 平成２９年１２月１１日	の超過収益率を確保した。 なお、運用資産全体に係る収益率と複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオで加重したもの）との比較では、資産配分要因において、複合ベンチマーク収益率よりも収益率の低かった短期資産の保有等がマイナスに寄与し、資産全体で－０．３６％となった。短期資産の保有比率が高めとなった要因は、投資判断に加え、厚生年金基金の代行返上等の影響により、想定に反してキャッシュインが続いたことによるもの。また、個別資産要因は、資産ごとにプラスマイナスがあるが、全体で＋０．００％となった。 中期目標期間（平成２７年４月～平成３０年３月）のベンチマーク収益率に対する超過収益率については、４資産中３資産（内外株式及び外国債券）について、プラスの超過収益率を確保した。 各運用受託機関等の運用状況について、	

		具体的な方針を策定し、公表するとともに、少なくとも毎年１回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。	平成２９年度中に少なくとも１回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。		平成３０年２月２６日 平成３０年３月９日 平成３０年３月１５日 平成３０年３月２６日 平成３０年３月２９日 監査委員会は、平成２９年に８回開催し、監査委員会の運営に関する事項等の議決や管理運用法人内における課題について審議を行ったほか、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、理事長及び理事を始め、各部及び室に対する業務監査等を経営委員会と必要な連携をとって行った。	毎月１回、報告を受けるとともに、ベンチマークの選択効果、運用受託機関選択効果を評価ベンチマークごとに切り分けた乖離についての分析を行うなど、適切に運用受託機関の管理を行った。また、運用受託機関の総合評価方法については、平成２９年１１月に、これまでの定性評価（運用スタイルの根拠等の投資方針、戦略決定等の運用プロセス、組織・人材等）及び定量評価（パッシブ運用については超過収益率とトラッキングエラー、アクティブ運用については超過収益率とインフォメーション・レシオ）に基づく総合評価から、定量的な実績を勘案した定性評価による総合評価に見直しを行った。 平成２９年１０月１日から管理運用法人に経営委員会及び監査委員会を設置し、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的	
	２.国民から一層信頼される組織体制の確立 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成２８年法律第１０４号)による年金積立金管理運用独立行政法人法(平成１６年法律第１０５号。以下「法」という。)の改正に伴い、①独任制から合議制への転換、②「意思決定・監督」と「執行」の分離、執行部の責任と権限の明確化を目的として、平成２９年１０月１日から法人に経営委員会及び監査委員会が設置される。経営委員会は、別紙に掲げる法人の重	２．国民から一層信頼される組織体制の確立 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第１０４号）による年金積立金管理運用独立行政法人法（平成１６年法律第１０５号。以下「法」という。）の改正に伴い、①独任制から合議制への転換、②「意思決定・監督」と「執行」の分離、執行部の責任と権限の明確化を目的として、平成２９年１０月１日から管理運用法人に経営委員会	２．国民から一層信頼される組織体制の確立 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第１０４号）による年金積立金管理運用独立行政法人法（平成１６年法律第１０５号。以下「法」という。）の改正に伴い、①独任制から合議制への転換、②「意思決定・監督」と「執行」の分離、執行部の責任と権限の明確化を目的として、平成２９年１０月１日から管理運用法人		【監査委員会開催実績】 第１回　平成２９年１０月１日（持ち回り） 第２回　平成２９年１０月２日 第３回　平成２９年１１月１日 第４回　平成２９年１２月１５日 第５回　平成３０年１月１９日 第６回　平成３０年２月１６日 第７回　平成３０年３月１４日 第８回　平成３０年３月２９ また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところに従って管理運用法人の業務を総理した。 管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関する意見を述べた。 ３．運用の目標、リスク管理及び運用手法 （１）運用の目標 ①　年金積立金全体の資産構成割合が基本ポートフォリオの乖離許容幅を超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるようにリバランスを行い、適切に管理することとしている。 平成２９年度においては、乖離許容幅を超過することはなかった。 ② 【運用受託機関の選定】 運用受託機関の選定に当たっては、年金積立金の運用を受託するために必要な認可や年金資産の運用残高等満たすべき要件を定めて公募を実施することとしている。 外国株式パッシブ運用機関及び国内株式パッシブ運用機関選定の２次審査を実施した。 また、運用機関の選定を機動的に実施できるように、国内債券運用、外国債券運用及び国内株式アクティブ運用についてもマネ		

	要事項について議決し、その方針に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と必要な連携をとって監査等を行う。また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、法人を代表し経営委員会の定めるところに従って法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べることができることとな	及び監査委員会を設置した。経営委員会は、管理運用法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と必要な連携をとって監査等を行う。また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところに従って管理	に経営委員会及び監査委員会を設置した。経営委員会は、管理運用法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と必要な連携をとって監査等を行う。また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところ		ジャー・エントリー制を活用した公募を開始し、伝統的４資産全てにマネジャー・エントリーを拡大した。 公募：平成３０年２月１９日開始（締切期限なし） 【運用受託機関の管理及び評価】 ア　運用受託機関の管理は、毎月１回、運用実績やリスクの状況について報告を求め、適宜必要な措置を取ることにより行うこととしている。 選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保等のため、各運用受託機関ごとに運用方法等に係るガイドラインを提示し、その遵守が確保されているかを定期ミーティング等において報告を受ける等の方法により行っている。 平成２９年度においては、定期ミーティングを実施したほか、毎月１回各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまとめ、問題点の有無を確認し、必要に応じ運用受託機関と協議するなど適切に対応した。 定期ミーティングを次のとおり実施した。 ⅰ　外国債券運用受託機関（２７ファンド）： ５月１０日～６月２日 ⅱ　国内債券運用受託機関（１４ファンド）： ７月１８日～７月３１日 ⅲ　国内株式アクティブ運用受託機関（１４ファンド）： １２月７日～１月２９日 ⅳ　外国株式アクティブ運用受託機関（９ファンド）： １２月５日～１２月２２日 ※内外株式パッシブ運用受託機関の定期ミーティング（総合評価）については、評価方法の見直しに伴い、平成２９年度以降も継続実施し、平成３０年７月に完了予定。 イ　運用受託機関の総合評価方法については、平成２９年１１月に、これまでの定性評価（運用スタイルの根拠等の投資方針、戦略決定等の運用プロセス、組織・人材等）及び定量評価（パッシブ運用については超過収益率とトラッキングエラー、アクティブ運用については超過収益率とインフォメーション・レシオ）に基づく総合評価から、定量的な実績を勘案した定性評価による総合評価に見直しを行った。 外国債券及び国内債券の総合評価は、従来の定性評価と定量評価による総合評価を行い、国内株式アクティブ及び外国株式アクティブの総合評価は、見直し後の定量的な実績を勘案した定性評価による総合評価を行った。 なお、評価に当たっては、事前に運用実績や運用受託機関の管理状況等を取りまとめ、各運用受託機関の問題点を確認	なＰＤＣＡサイクルを機能させ、透明性の向上に努めつつ国民から一層信頼される組織体制の確立に努めた。経営委員会は、平成２９年度に８回開催し、業務方法書、中期計画及び年度計画、管理運用方針等の重要事項の議決を行い、議決により定めた方針等に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行ったほか、発足間もない経営委員会の委員長及び委員が管理運用法人に対する理解を深めるために８回の勉強会を行った。監査委員会は、平成２９年に８回開催し、監査委員会の運営に関する事項等の議決や管理運用法人内における課題について審議を行ったほか、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、理事長及び理事を始め、各部及び室に対する業務監査等を経営委員	

	る。 本改正の趣旨・内容を十分に踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なＰＤＣＡサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めること。	運用法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べることができる。 本改正の趣旨・内容を十分に踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なＰＤＣＡサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努める。	に従って管理運用法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べることができる。 本改正の趣旨・内容を十分に踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なＰＤＣＡサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努める。		した上で実施した。 ウ　総合評価結果により、以下の運用受託機関について解約、並びに資金の一部回収又は資金配分停止を行うこととした。 ・解約 →外国債券アクティブ　１ファンド ・資金の一部回収又は資金配分停止 →国内株式アクティブ　２ファンド →外国債券アクティブ　４ファンド →外国株式アクティブ　４ファンド エ　運用機関の選定を機動的に実施できるように、国内債券運用、外国債券運用及び国内株式アクティブ運用についてもマネジャー・エントリー制を活用した公募を開始し、伝統的４資産全てにマネジャー・エントリーを拡大し（平成３０年２月１９日開始）、既存の運用受託機関とも同一条件で比較することで、競争を促すこととした。 オ　外国債券パッシブ運用において、運用手法の多様化等の観点からＭＳＣＩ－ＡＣＷＩ（除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）のサブインデックスによるパッシブファンド（地域別パッシブファンド）の運用を開始した。 カ　新たに策定したスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則で運用受託機関に対する要請事項を明示し、ＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）の考慮を含めたエンゲージメント活動を含むスチュワードシップ責任に係る取組の実施状況について評価を実施。評価の対象も前年の国内株式パッシブ運用のみから内外株式（パッシブ及びアクティブ）に拡大。 キ　外国債券ファンドにおける貸付運用（レンディング）の平成２９年度収益額：１４４億円 外国株式ファンドにおける貸付運用（レンディング）の平成２９年度収益額：１１４億円 ク　自家運用に係る取引先の評価については、債券の売買の取引先としての証券会社並びに短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者に係る取引執行能力、事務処理能力、情報セキュリティ対策等について総合的な評価を行い、継続することに問題がないことを確認した（自家運用に係る取引先の評価については、第１．２．（２）【自家運用】において詳述。）。 自家運用に係る債券貸付運用先については、組織体制、事務処理能力及び収益についての評価を実施し、貸付運用先と	会と必要な連携をとって行った。 以上により、所期の目標を達成したと考えられることから、Ｂと評価する。 【評価の視点】 （１）４資産中２資産（国内債券、外国株式）について、プラスの超過収益率を確保することができたものの、他の２資産（国内株式、外国債券）についてはベンチマーク収益率を下回る結果となった。 国内債券については、+０.０６％と概ねベンチマーク収益率並みの収益率を確保している。 国内株式については、－０.２１％の超過収益率となった。市場全体が上昇する中、相対的に株価が冴えなかった銀行セクター、通信セクター及び大型株の組入比率の高いベンチマークによるパッシブ運用の構成比率が高かったことがマイナスに寄与した。 外国債券については、－０.５２％の超過収益率となった。為替市場において米ドル安・ユーロ高が進ん	
	３．運用の目標、リスク管理及び運用手法 （１）運用の目標 年金積立金の運用は、厚生年金	３．運用の目標、リスク管理及び運用手法 （１）運用の目標 年金積立金	３．運用の目標、リスク管理及び運用手法 （１）運用の目標 ①　基本ポ	＜評価の視点＞ （１）各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率を確保するよう努			

	保険法第２条の４第１項及び国民年金法第４条の３第１項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、保険給付に必要な流動性を確保しつつ、長期的に積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）１．７％を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。 その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮すること。 上記の事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いもの	の運用は、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２条の４第１項及び国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第４条の３第１項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、保険給付に必要な流動性を確保しつつ、長期的に積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）１．７％を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。 その際、市場の価格形成や民間の投資行	ートフォリオに基づきリバランス等を行い、これを適切に管理する。 ②　運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、平成２９年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。 ベンチマークについては、中期計画に基づく適切な市場指標を用いる。	めるとともに、中期目標期間において、各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されているか。 （２）各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されるよう、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施しているか。また、運用受託機関の評価に際して、適切な評価指標を設け、評価を行い、評価結果に基づく必要な対応がとられているか。特にアクティブ運用について、適切な評価・分析が行われているか。 （３）各年度における各資産の収益率とベンチマーク収益率が乖離した場合には、ベンチマーク選択効果、運用受託機関選択効果を切り分ける等、当該乖離についての分析が行われ、必要な対応がとられているか。	して継続することに問題がないことを確認した。 【オルタナティブ資産に係る運用受託機関（ゲートキーパー/ファンド・オブ・ファンズ）の選定】 運用受託機関の選定に当たっては、年金積立金の運用を受託するために必要な認可や年金資産の運用残高等満たすべき要件を定めて公募を実施することとしている。 平成２９年４月１１日にインフラストラクチャー分野、プライベート・エクイティ分野及び不動産分野について、マネジャー・エントリー制を活用して公募を開始し、平成２９年度中にインフラストラクチャー分野で２社及び国内不動産分野において１社を採用した。 【オルタナティブ資産に係る運用受託機関の管理】 採用した運用機関の管理は、定期的に案件のパイプラインや運用実績等について報告を求め、適宜必要な措置を取ることにより行うこととしている。平成２９年度においては、インフラストラクチャー分野及び国内不動産分野で採用した運用受託機関と定期的なミーティングを実施した。 【オルタナティブ資産への投資】 インフラストラクチャー分野においては、投資信託を通じた共同投資及び平成２９年度に採用した運用機関を活用し投資残高の積み上げを行った結果、平成３０年３月末現在の残高は１，９６８億円となった。 プライベート・エクイティ分野については、投資信託を通じた共同投資残高の積み上げを行った結果、平成３０年３月末現在の残高は８２億円となった。 不動産分野については、平成２９年度に採用した運用受託機関を通じ、国内の私募リートへの投資を実施した結果、平成３０年３月末現在の残高は８１億円となった。 【平成２９年度末時点】 ・NOMURA-BPI「除く ABS」型パッシブファンド 貸付運用資産：３，３００億円 収益額　：１億円 ・NOMURA-BPI 国債型パッシブファンド 貸付運用資産：３兆４，０００億円 収益額　：１０億円 ・キャッシュアウト等対応ファンド 貸付運用資産：５兆６，９８０億円 収益額　：１２億円	だ中、アクティブ運用において、ベンチマークよりも米ドルをオーバーウェイト、ユーロをアンダーウェイトとする構成となっていたことが、マイナスに寄与した。 外国株式については、＋０．４６％の超過収益率となった。新興国株式をアンダーウェイトとしていたことがマイナスに寄与したものの、先進国株式アクティブの運用が奏功し、主に情報技術セクターのオーバーウェイトがプラスに寄与した。 （２）業務方針に基づき、適切に運用受託機関等の管理及び評価を行った。また、アクティブ運用において多くのマネジャー・ベンチマークを採用している国内株式及び外国債券については、ベンチマーク選択効果、運用受託機関選択効果を切り分けた分析を行った。さらに前年度の課題であった外国株式においては、プラスの超過収益率を確保しているものの、国内株式及び外国債券については、マイナスの超過収益	

とする。

（２）ベンチマーク収益率の確保

各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。

ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いること。

上記の事項は、効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。

動等を歪めないよう配慮する。

また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。

ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いる。

（４）ベンチマークについては、市場を反映した構成であること等を勘案した適切な市場指標を設定しているか。

（５）年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針については、少なくとも毎年１回検討を加え、必要に応じて速やかに見直しを行ったか。

【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】

平成２９年度の市場運用分の資産ごとのベンチマークに対する超過収益率は、次のとおりである。

●平成２９年４月～平成３０年３月

（単位：％）

		超過収益率（A）－（B）
国内債券		+0.06
	パッシブ運用	+0.02
	アクティブ運用	+0.20
国内株式		−0.21
	パッシブ運用	−0.43
	アクティブ運用	+2.04
外国債券		−0.52
	パッシブ運用	+0.24
	アクティブ運用	−1.68
外国株式		+0.46
	パッシブ運用	+0.04
	アクティブ運用	+3.16

平成２９年度においては、国内債券及び外国株式については、プラスの超過収益率となり、国内株式及び外国債券はマイナスの超過収益率となった。

国内債券については、+０.０６％と概ねベンチマーク収益率並みの収益率を確保している。

国内株式については、－０.２１％の超過収益率となった。市場全体が上昇する中、相対的に株価が冴えなかった銀行セクター、通信セクター及び大型株の組入比率の高いベンチマークによるパッシブ運用の構成比率が高かったことがマイナスに寄与した。

外国債券については、－０.５２％の超過収益率となった。為替市場において米ドル安・ユーロ高が進んだ中、アクティブ運用において、ベンチマークよりも米ドルをオーバーウェイト、ユーロをアンダーウェイトとする構成となっていたことが、マイナスに寄与した。

外国株式については、＋０.４６％の超過収益率となった。新興国株式をアンダーウェイトとしていたことがマイナスに寄与したものの、先進国株式アクティブの運用が奏功し、主に情報技術セクターのオーバーウェイトがプラスに寄与した。

率となった。加えて、運用受託機関の総合評価方法について、平成２９年１１月に、これまでの定性評価（運用スタイルの根拠等の投資方針、戦略決定等の運用プロセス、組織・人材等）及び定量評価（パッシブ運用については超過収益率とトラッキングエラー、アクティブ運用については超過収益率とインフォメーション・レシオ）に基づく総合評価から、定量的な実績を勘案した定性評価による総合評価に見直しを行っており、所期の目標を達成していると考える。

（３）各運用受託機関等の運用状況について、毎月１回、報告を受けるとともに、ベンチマーク選択効果、運用受託機関選択効果を評価ベンチマークごとに切り分けた乖離についての分析を行うなど、適切に運用受託機関の管理等を行うことができたことから、所期の目標を達成していると考える。

（４）平成２９年度は、外国株式のベンチ

中期計画期間の市場運用分の資産ごとのベンチマークに対する超過収益率は、次のとおりである。

●平成２７年４月～平成３０年３月

（単位：％）

	超過収益率 （A）－（B）
国内債券	**-0.04**
パッシブ運用	+0.02
アクティブ運用	-0.36
国内株式	**+0.00**
パッシブ運用	-0.19
アクティブ運用	+1.79
外国債券	**+0.39**
パッシブ運用	+0.11
アクティブ運用	+1.17
外国株式	**+0.03**
パッシブ運用	+0.03
アクティブ運用	+0.26

国内株式、外国債券及び外国株式については、プラスの超過収益率となり、国内債券はマイナスの超過収益率となった。

●運用受託機関選択効果であるファンド要因及びマネジャー・ベンチマーク選択効果であるベンチマーク要因は、次のとおりである。

	ﾌｧﾝﾄﾞ要因 ①	ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ 要因②	その他要因 ③	超過収益率 ①＋②＋③
国内債券	0.06%	0.00%	0.00%	0.06%
国内株式	0.26%	−0.45%	−0.03%	−0.21%
外国債券	0.22%	−0.70%	−0.04%	−0.52%
外国株式	0.56%	−0.10%	0.00%	0.46%

（注1）ﾌｧﾝﾄﾞ要因とは、個別ﾌｧﾝﾄﾞとﾏﾈｼﾞｬｰﾍﾞﾝﾁﾏｰｸの収益率の差による要因。各ﾌｧﾝﾄﾞの平残ｳｴｲﾄを考慮し算出。
（注2）ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ要因とは、ﾏﾈｼﾞｬｰﾍﾞﾝﾁﾏｰｸと各資産のﾍﾞﾝﾁﾏｰｸの収益率の差による要因。各ﾌｧﾝﾄﾞの平残ｳｴｲﾄを考慮し算出。
各資産のベンチマークは次項の通り。
（注3）その他要因とは、各ﾌｧﾝﾄﾞの平残ｳｴｲﾄを使用することによる計算上の誤差等の要因。

マークを複合ベンチマークからMSCI ACWIに変更するとともに、国内債券の複合ベンチマークにNOMURA-BPI 物価連動国債プラスを追加する等、各資産のベンチマークについては適切な市場指標を設定しており、所期の目標を達成していると考える。

（５）業務方針について、随時見直しを実施し、必要に応じて改正が行われており、所期の目標を達成していると考える。

〈課題と対応〉

国内株式及び外国債券については、、ベンチマーク並みの収益率を確保することができなかったことから、国内株式については、個別運用機関の運用状況等について引き続き検証するとともに、外国債券については、新たなハイイールド債運用機関の導入に取り組む。

［国内債券］

時間加重収益率 ①	ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ ②	超過収益率 ①－②	ﾌｧﾝﾄﾞ要因	ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ要因	その他要因
0.80%	0.74%	0.06%	0.06%	0.00%	0.00%

	NOMURA-BPI 「除くABS」 （パッシブ）	NOMURA-BPI国債 （パッシブ）	NOMURA-BPI/ GPIF Customized （パッシブ）
ﾌｧﾝﾄﾞ要因	0.00%	0.02%	0.00%
ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ要因	0.02%	0.06%	-0.17%

	NOMURA-BPI 物価連動国債ﾌﾟﾗｽ （アクティブ）	物価連動国債 （アクティブ）	オルタナティブ （アクティブ）	合計
ﾌｧﾝﾄﾞ要因	0.05%	-0.01%	0.00%	0.06%
ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ要因	0.02%	0.06%	0.00%	0.00%

（注）物価連動国債ファンドのマネジャー・ベンチマークは、ＮＯＭＵＲＡ物価連動国債（フロアあり）として算出。

［外国債券］

時間加重収益率 ①	ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ ②	ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ （現地通貨建）	超過収益率 ①－②	ﾌｧﾝﾄﾞ要因	ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ要因	その他要因
3.71%	4.23%	1.83%	-0.52%	0.22%	-0.70%	-0.04%

	世界国債 （パッシブ）	米国債 1-3年 （パッシブ）	ユーロ国債 （パッシブ）
ﾌｧﾝﾄﾞ要因	0.08%	0.00%	0.00%
ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ要因	0.00%	-0.06%	0.13%

	グローバル総合 （アクティブ）	米国総合 （アクティブ）	欧州総合 （アクティブ）	物価連動 （アクティブ）	米国ハイイールド （アクティブ）
ﾌｧﾝﾄﾞ要因	0.04%	0.03%	0.02%	0.00%	0.00%
ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ要因	-0.55%	-0.31%	0.11%	0.00%	-0.06%

	欧州ハイイールド （アクティブ）	ｴﾏｰｼﾞﾝｸﾞ米ﾄﾞﾙ （アクティブ）	ｴﾏｰｼﾞﾝｸﾞ現地通貨 （アクティブ）	オルタナティブ （アクティブ）	合計
ﾌｧﾝﾄﾞ要因	0.00%	0.00%	0.01%	0.03%	0.22%
ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ要因	0.04%	-0.01%	0.01%	0.00%	-0.70%

［国内株式］

時間加重収益率 ①	ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ ②	超過収益率 ①－②	ﾌｧﾝﾄﾞ要因	ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ要因	その他要因
15.66%	15.87%	-0.21%	0.26%	-0.45%	-0.03%

	TOPIX （パッシブ）	JPX日経400 （パッシブ）	MSCI Japan Standard （パッシブ）	RUSSELL/NOMURA Prime（パッシブ）	野村RAFI （パッシブ）
ﾌｧﾝﾄﾞ要因	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ要因	0.00%	-0.06%	-0.04%	-0.01%	-0.14%

	S&P GIVI Japan（パッシブ）	MSCIジャパン ESG セレクト・ リーダーズ（P）	MSCI日本株女性 活躍（P）	FTSE Blossom Japan（P）
ﾌｧﾝﾄﾞ要因	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%
ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ要因	-0.11%	-0.02%	-0.01%	-0.01%

	TOPIX （アクティブ）	RUSSELL/NOMURA Large Cap Value （アクティブ）	RUSSELL/NOMURA Small Cap （アクティブ）	MSCI Japan small（アクティブ）	オルタナティブ （アクティブ）	合計
ﾌｧﾝﾄﾞ要因	0.14%	0.02%	0.09%	0.00%	0.00%	0.26%
ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ要因	0.00%	-0.09%	0.02%	0.02%	0.00%	-0.45%

［外国株式］

時間加重収益率 ①	ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ ②	ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ （現地通貨建）	超過収益率 ①－②	ﾌｧﾝﾄﾞ要因	ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ要因	その他要因
10.15%	9.70%	11.47%	0.46%	0.56%	-0.10%	0.00%

	ACWI （パッシブ）	欧州中東 （パッシブ）	エマージング （パッシブ）
ﾌｧﾝﾄﾞ要因	0.03%	0.00%	0.00%
ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ要因	0.00%	0.00%	0.00%

	先進国 （アクティブ）	エマージング （アクティブ）	オルタナティブ （アクティブ）	合計
ﾌｧﾝﾄﾞ要因	0.54%	-0.01%	0.00%	0.56%
ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ要因	-0.17%	0.06%	0.00%	-0.10%

【ベンチマーク】

ベンチマークについては、市場を反映した構成であり、投資可能な有価証券により構成され、かつ、その指標の詳細が開示されていることを勘案しつつ、適切な市場指標を用いた。

平成２９年度は、外国株式のベンチマークを複合ベンチマークから MSCI ACWI に変更するとともに、国内債券の複合ベンチマークに NOMURA-BPI 物価連動国債プラスを追加した。

国内債券	ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ「除くＡＢＳ」、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ国債、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ／ＧＰＩＦ Ｃｕｓｔｏｍｉｚｅｄ、ＮＯＭＵＲＡ物価連動国債（フロアあり）及びＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ物価連動国債プラスの複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）
国内株式	ＴＯＰＩＸ(配当込み)
外国債券	ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース。）
外国株式	ＭＳＣＩ　ＡＣＷＩ（除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）

【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】

運用資産全体に係る収益率と複合ベンチマーク収益率（各運用資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオで加重したもの）との差である超過収益率について、①資産配分要因、②個別資産要因及び③その他要因（誤差含む）の３つの要因に分解すると、次のとおりである。

	資産配分要因 ①	個別資産要因 ②	その他要因 （誤差含む） ③	①＋②＋③
国内債券	0.16%	0.02%	-0.00%	0.18%
国内株式	-0.03%	-0.05%	0.00%	-0.08%
外国債券	0.02%	-0.08%	0.00%	-0.06%
外国株式	-0.06%	0.11%	-0.00%	0.05%
短期資産	-0.45%	0.00%	0.00%	-0.45%
合　計	-0.36%	0.00%	-0.01%	-0.37%

運用資産全体に係る収益率（６．９０％）と複合ベンチマーク収益率（７．２６％）を比較すると、資産配分要因において、複合ベンチマーク収益率よりも収益率の低かった短期資産の保有等がマイナスに寄与し、資産全体でー０．３６％となった。短期資産の保有比率が高めとなった要因は、投資判断に加え、厚生年金基金の代行返上等の影響により、想定に反してキャッシュインが続いたことによるもの。また、個別資産要因は、資産ごとにプラスマイナスがあるが、全体で＋０．００％となった。

【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析（平成２７年４月～平成３０年３月）】

	資産配分要因 ①	個別資産要因 ②	その他要因 （誤差含む） ③	①＋②＋③
国内債券	0.04%	-0.01%	-0.00%	0.02%
国内株式	-0.06%	0.00%	-0.00%	-0.06%
外国債券	0.05%	0.06%	-0.01%	0.10%
外国株式	-0.08%	0.01%	0.00%	-0.07%
短期資産	-0.20%	0.00%	0.00%	-0.20%
合　計	-0.25%	0.05%	-0.04%	-0.23%

運用資産全体に係る収益率（２．８７％）と複合ベンチマーク収益率（３．１０％）を比較すると、資産配分要因において、複合ベンチマーク収益率よりも収益率の低かった短期資産の保有等がマイナスに寄与し、資産全体でー０．２５％となった。短期資産の保有比率が高めとなった要因は、中期計画期間においても、投資判断に加え、厚生年金基金の代行返上等の影響により、想定に反してキャッシュインが続いたことによるもの。また、個別資産要因は、資産ごとにプラスマイナスがあるが、全体で＋０．０５％となった。

４．その他参考情報
該当なし。

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ―２	リスク管理		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、難易度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	Ⅸ－１－１

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度
資産全体の資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を把握し、市場動向等を分析し、リバランスを検討した回数。	適切なリスク管理	月１回以上	年間 51 回	年間 52 回	年間 44 回		
リバランスによるリスク変化量について分析した回数	適切なリスク管理	－	－	5 回	8 回		

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度
予算額（千円）					
決算額（千円）					
経常費用（千円）	－	－	－	－	－
経常利益（千円）	－	－	－	－	－
行政サービス実施コスト（千円）	－	－	－	－	－
従事人員数	－	－	－	－	－

《インプット情報の記載が困難な理由》
当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
（3）年金積立金	（2）年金積立	（2）年金積立	＜評価の視点＞	（2）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理	＜評定と根拠＞	評定	B

	の管理及び運用におけるリスク管理 年金積立金については、分散投資による運用管理を行い、また、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと。 適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能の強化を図るとともに、複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの）によるリスク管理を行うこと。 上記の事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。	金の管理及び運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。 また、厚生労働大臣から寄託された年金積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。 ① 資産全体 基本ポート	金の管理及び運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。 また、厚生労働大臣から寄託された年金積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。 ① 資産全体 基本ポート	（１）資産全体の資産構成割合	資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。 また、各資産ごとに、ベンチマークの相対リスクの推移等を把握・分析し、リスク管理を行った。 国内株式及び外国債券については、評価ベンチマークと異なるベンチマークを一部の運用受託機関に対し設定しており、このことが国内株式全体及び外国債券全体のリスクに与える影響について注視した。 リバランスについては、基本ポートフォリオに近づけるよう、市場の価格形成等に配慮しつつ、資金の回収及び配分を行った。 さらに、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等を求め、必要に応じ運用受託機関とのミーティング等を通じ問題点がないかを確認し、適正な管理に努めた。具体的には、以下のとおりリスク管理を行った。 なお、各資産の資産管理機関については、資産管理業務における資産管理能力の低下や不祥事等の問題が発生した際の資産管理業務継続の観点から、従来の１資産１資産管理機関体制から１資産複数資産管理機関体制に移行することを決定し、移行に向けた取り組みを行った。 また、トランジション・マネジャーについては、業務継続が困難となった場合等に代替となるマネジャーに委託できる体制とするため、国内株式、外国株式及び外国債券において新たにトランジション・マネジャーと契約を締結した。 **【乖離状況の把握等】** 平成２９年度は、年金積立金全体と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、年度を通じてすべて乖離許容幅の中に収まっており問題がないことを確認した。（各資産ごとの乖離許容幅についてはP.40 基本ポートフォリオを参照）	評定：B 「リスク管理」は、分散投資による運用管理を行い、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこととされている。 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、毎月運用リスク管理委員会を開催し、資産全体については、資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月１回把握し、バリューアットリスクについて分散共分散法やヒストリカルシミュレーション法等複数の手法でモニタリングを行っている。また、フォワードルッキングなリスク分析としては、リスク管理分析ツールの仮想シナリオによりストレステストを実施し、資産構成割合やリターンへの影響について分析した。各資産については、トラッキングエラー、ベータ値、デュレーションに加えて格付け分布（債券ポートフォリオ）、ベンチマークに対するスタイルリスク（株式ポートフォリオ）などの各種リスク管理数値を把握し、問	＜評定に至った理由＞ 運用の高度化、多様化が進む中で、年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理は、年金事業の運営の安定のためにますます重要となっている。 年金積立金については、リターン・リスク等の特性が異なる資産に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めるとともに、基本ポートフォリオとの乖離状況の把握、市場動向の分析や仮想シナリオを用いたリスク分析、資産全体及び各資産のリスクの確認や分析、各運用受託機関や各資産管理機関に対するリスク管理など各種リスク管理を適切に行ったと認められる。 以上を踏まえれば、所期の目標を達成しており、「B」と評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、リスク管理に関する専門性の向上を図り、リスク管理担当部署を中心に法人内関係部署間で連携しながら、運用受託機関や外部コンサルタント等の分析等も活用して、リスク管理の一層の強化に取り組むことが望まれる。 ＜その他事項＞ （外部有識者の意見） ・基本ポートフォリオ、アクティブ運用などそれぞれにおけるトラッキングエラーの低下の意味をきちんと外に向け発信を続けていく必要があると考える。

		フォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月１回把握するとともに、必要な措置を講じる。 　また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。 　さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの）との乖離要因の分析等を行う。 ②　各資産 　市場リスク、流動性リスク、信用リスク等	フォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月１回把握するとともに、必要な措置を講じる。 　また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行う。 　さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。 ②　各資産 　市場リスク、流動性リスク、信用リスク等	とポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月１回把握し、必要な措置を講じているか。 （２）適切かつ円滑なリバランスを実施するために、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を行ったか。 （３）資産全体のリスクの確認、分析及び評価を適切な体制及び方法により行っているか。また、問題がある場合、必要な措置を講じたか。 （４）資産全体の収益率と複合ベンチマーク収益率を比較し、その乖離要因を分析し、必要な措置が講じられているか。 （５）各資産ご	●基本ポートフォリオとの乖離状況 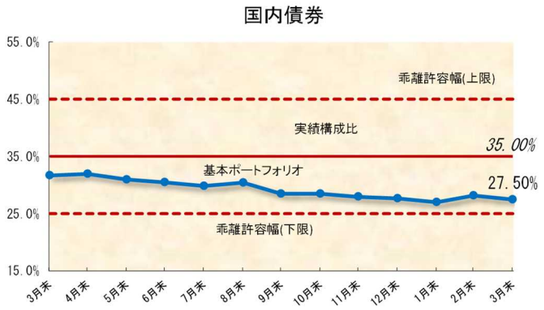 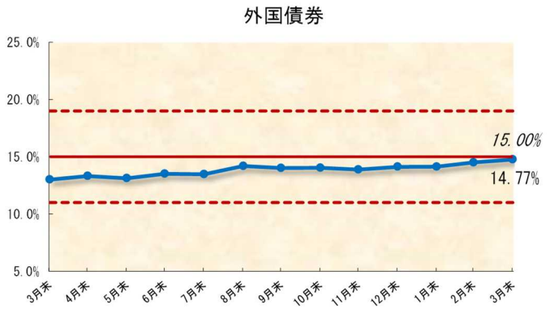 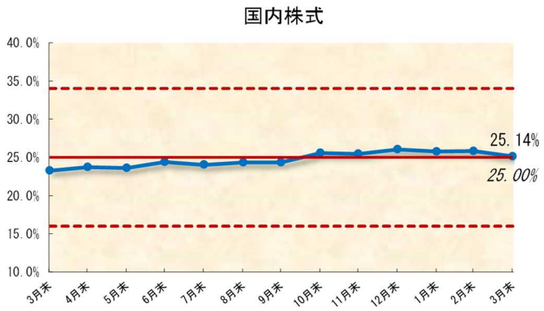 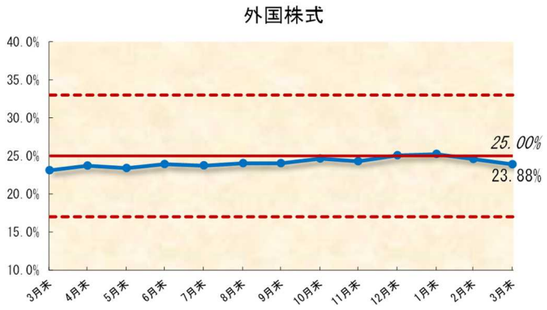 	題発生の有無や対応措置の必要について確認した。各運用受託機関及び各資産管理機関等については、ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切にリスク管理を実施した。 　また、運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタントによる分析及び投資戦略情報に基づく分析など多面的な分析を行っていることを踏まえれば、所期の目標を達成したと考えられることから、Ｂと評価する。 【評価の視点】 　（１）資産全体の資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月１回把握するとともに、基本ポートフォリオとの推定トラッキングエラーを多角的に計測及びモニタリングすることにより乖離状況の把握について高度化を図っており、年度を通じて大きな変動はなく安定的に推移したことを確認したことから、所期の目標を達成していると考える。	

		を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。 ③　各運用受託機関 運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。 また、運用体制の変更等に注意する。 ④　各資産管理機関 資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。 また、資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。 ⑤　自家運用	を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。 ③　各運用受託機関 運用受託機関ごとに運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示す。 また、運用状況及びリスク負担の状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的に各運用受託機関とミーティングを行い、運用ガイドラインの遵守状況、運用状況及びリスク負担状況を把握し、運用受託機関に対し適切に管理、評価を行う。 運用体制の変更等については、その都度報告を受け、必要に応じてミ	とに管理すべきリスクを明確にし、定期的に確認し、問題がある場合、必要な措置をとっているか。 （６）各資産のベンチマークとは異なるベンチマークを各運用受託機関に設定する場合は、当該個々の運用受託機関の運用行動が各資産・資産全体のリスクに与える影響について配慮した上でリスクを適切に管理しているか。 （７）運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示しているか。運用スタイルの異なる運用受託機関を適切に組み合わせるとともに、各運用受託機関に期待する運用スタイルに対応した適切なベンチマークを示しているか。また、各社の運用状況及びリスク負担の	**【市場動向の把握・分析等】** 運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタントによる経済・金融分析・市場見通し等及び投資戦略情報に基づく分析も集約し、それらの見方の違いも含めて、多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。 **【フォワード・ルッキングなリスク分析】** フォワード・ルッキングなリスク分析としては、リスク管理分析ツールの仮想シナリオによりストレステストを実施し、資産構成割合やリターンへの影響について分析するとともに、マハラノビス距離（注）に基づくシナリオの蓋然性について報告した。 （注）統計学で用いられる距離を表す手法の一つで、多次元のデータが相関を持つ場合に使用される。ここでは、仮想シナリオが現状の市場環境とどの程度離れているかを距離として把握するために用いられる。 **【資産全体のリスク管理】** リスク管理においては、資産配分に係るリスク及びトラッキングエラーの値の推移の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断している。 平成２９年度は、バリューアットリスクについて分散共分散法やヒストリカルシミュレーション法等複数の手法でモニタリングを行うとともに、次のようなリスク管理数値により、資産全体のリスク管理を行っている。 年金積立金全体の推定トラッキングエラーは、年度を通じて大きな変動はなく安定的に推移した。 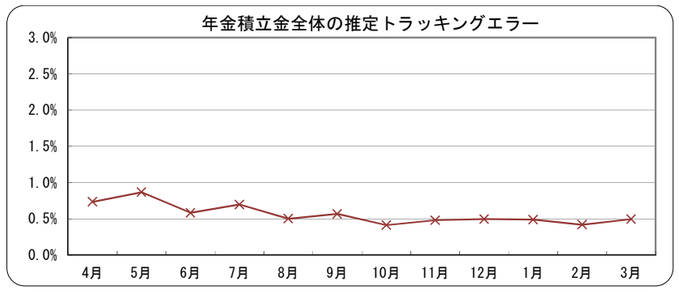 	（２）運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタントによる分析及び投資戦略情報に基づく分析など経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いも含めて、多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用しており、所期の目標を達成していると考える。 （３）資産全体のリスクの確認、分析及び評価については適切に行われている。また、カントリーリスクについては当該リスク管理のフレームワークについて見直し、各国のカントリー格付を付与、当該格付け別のリスク配賦の設定、低格付け国への監視強化を図っており、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 （４）適切に各資産の収益率とベンチマーク収益率、資産全体の収益率と複合ベンチマーク収益率の乖離要因を分析した。また、リバランスに係る配分・	

運用ガイドラインを定め、運用状況及びリスク負担の状況を確認し、適切に管理する。

ーティングを行い、問題点等の有無を確認する。

④　各資産管理機関

資産管理機関ごとに資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを示す。

また、資産管理状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的にミーティングを行い、資産管理ガイドラインの遵守状況を把握し、資産管理機関に対し適切に管理、評価を行う。

さらに、信用リスクについては、随時管理するとともに、資産管理体制の変更等については、その都度報告を受け、必要に応じてミーティングを行い、問題点

状況について、定期的に把握・分析し、問題がある場合、必要な措置をとったか。

（８）資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示しているか。また、各社の資産管理状況を把握し、問題がある場合、必要な措置をとったか。

（９）資産管理機関の信用リスクを管理しているか。また、資産管理体制の変更について、注意しているか。

〈年金積立金全体のリスク〉

基本ポートフォリオの推定総リスク	基本ポートフォリオのウェイトで各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量
実績ポートフォリオの推定総リスク	年金積立金全体（運用資産全体に年金特別会計の短期資産を加えたもの。）の実際の保有ウェイトで各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量
推定相対リスク	基本ポートフォリオと年金積立金全体のウェイトの差から生じるリスク量

【各資産の対ベンチマークの超過収益率の要因分析】

P.9 業務実績第 1.2.（1）参照

【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】

P.12 業務実績第 1.2.（1）参照

【各資産のリスク管理】

毎月、国内株式及び外国株式については、トラッキングエラーやベータ値により、国内債券及び外国債券については、トラッキングエラーやデュレーションにより、それぞれリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認するとともに、問題発生の有無や対応措置の必要についても確認している。その結果、平成２９年度においては問題のないことを確認した。

また、格付け分布（債券ポートフォリオ）、ベンチマークに対するスタイルリスク（株式ポートフォリオ）等を月次でモニタリングしている。

●推定トラッキングエラー（モデルを用いて推定した超過収益率の標準偏差）

（単位：%）

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
4月	0.02	0.21	1.14	0.20
5月	0.04	0.22	1.08	0.21
6月	0.02	0.22	0.98	0.21
7月	0.02	0.21	0.91	0.19
8月	0.03	0.19	0.88	0.21
9月	0.03	0.18	0.75	0.20
10月	0.02	0.20	0.69	0.20
11月	0.03	0.20	0.72	0.18
12月	0.02	0.19	0.71	0.18
1月	0.02	0.19	0.70	0.17
2月	0.03	0.20	0.70	0.17
3月	0.03	0.20	0.72	0.20

●実績トラッキングエラー（過去６０ヶ月の超過収益率の標準偏

回収について、リスク分析及びパフォーマンス分析を実施しており、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。

（５）適切に各資産ごとに管理すべきリスクを明確にし、定期的に確認した。なお、債券投資に係るアクティブ運用の制約緩和に伴い、信用リスク分析による当該緩和の影響の検証も実施した。上記を踏まえ、所期の目標を上回る成果が得られたと考えている。

（６）国内株式と外国債券において、評価ベンチマークとは異なるベンチマークを一部の運用受託機関に対し設定しており、このことが国内株式、外国債券及び資産全体のリスクに与える影響について定期的に確認しており、所期の目標を達成していると考える。

（７）運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切に運用状況の確認及びリスク管理を実施した。伝

の有無を確認する。

⑤　自家運用
　自家運用に係る運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを定め、随時遵守状況を適切に管理する。

（10）自家運用において、運用ガイドラインを定めているか。また、運用状況及びリスク負担の状況について、定期的に確認し、問題がある場合、必要な対応を行ったか。

差）

（単位：%）

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
4月	0.09	0.27	0.55	0.19
5月	0.09	0.27	0.56	0.20
6月	0.09	0.27	0.56	0.20
7月	0.09	0.27	0.57	0.20
8月	0.09	0.25	0.57	0.20
9月	0.09	0.25	0.58	0.20
10月	0.09	0.25	0.58	0.21
11月	0.09	0.25	0.58	0.21
12月	0.09	0.25	0.58	0.21
1月	0.09	0.24	0.58	0.21
2月	0.09	0.24	0.58	0.22
3月	0.09	0.24	0.60	0.22

●ベータ値（市場全体の収益率に対するポートフォリオの収益率の感応度）

	国内株式アクティブ	外国株式アクティブ
4月	1.02	1.00
5月	1.02	1.00
6月	1.03	1.00
7月	1.02	1.00
8月	1.02	1.00
9月	1.02	1.00
10月	1.03	1.00
11月	1.02	1.00
12月	1.02	1.00
1月	1.03	1.00
2月	1.04	1.00
3月	1.03	1.00

●デュレーション（金利の変動に対する債券価格の変化率）

統的資産においては、運用ガイドラインにおける運用受託機関からの登録・報告事項について、事前承認が必要な事項の見直しを行い、運用受託機関の負担軽減と運用状況・リスク管理の効率化を図った。オルタナティブ資産においては、リスク及びパフォーマンス管理の為、運用受託機関から定期的にレポートを受領し、投資先ファンドの管理も行っている。以上より、所期の目標を達成していると考える。

（８）資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示すなど、適切にリスク管理を実施し、大きな課題が生じている資産管理機関に対しては、警告を行ったうえで改善を求めており、所期の目標を達成していると考える。

（９）適切に資産管理機関の信用リスクを管理しており、所期の目標を達成していると考える。

（10）自家運用において運用ガイドラインを示し、その遵守状況、

						運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切にリスク管理を行っており、所期の目標を達成していると考える。 〈課題と対応〉 特になし	

	国内債券修正デュレーション		
	ﾎﾟｰﾄﾌｫﾘｵ	ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ	乖離
4月	7.38	7.37	0.01
5月	7.38	7.31	0.08
6月	7.44	7.43	0.01
7月	7.39	7.38	0.01
8月	7.42	7.35	0.07
9月	7.49	7.42	0.07
10月	7.45	7.43	0.02
11月	7.48	7.40	0.08
12月	7.57	7.56	0.01
1月	7.50	7.49	0.01
2月	7.56	7.47	0.09
3月	7.69	7.59	0.09

	外国債券実効デュレーション		
	ﾎﾟｰﾄﾌｫﾘｵ	ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ	乖離
4月	6.19	6.99	-0.81
5月	6.21	7.04	-0.83
6月	6.24	7.02	-0.77
7月	6.20	7.02	-0.82
8月	6.22	7.09	-0.88
9月	6.16	7.03	-0.87
10月	6.17	7.05	-0.87
11月	6.22	7.11	-0.89
12月	6.23	7.11	-0.88
1月	6.20	7.06	-0.85
2月	6.16	7.06	-0.90
3月	6.29	7.21	-0.92

市場リスクについては、運用受託機関におけるデリバティブ取引の利用状況についてエクスポージャ及びリスク量のモニタリングを新たに開始した。また、リバランスに係る配分・回収について、リスク分析及びパフォーマンス分析を実施した。

流動性リスクについては、ベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウェイトの状況等を毎月把握した。

信用リスクについては、資産を管理する機関や与信の対象となる機関の格付状況及び内外債券に係る格付基準が定められている銘柄の格付状況をそれぞれ毎月把握した。また、債券投資に係るアクティブ運用の制約緩和に際して、信用リスク分析により当該緩和に伴う影響について検証した。

					カントリーリスクについては、国別の制約撤廃に際して当該リスク管理のフレームワークについて見直しを実施した。具体的には、各国のカントリー格付を付与し、格付のプール毎にエクスポージャの目安となるリスク配賦を定めるとともに、運用受託機関に対するヒアリング等を通じて低格付け国への監視を強化した。 **【各運用受託機関】** ア　運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを提示している。また、運用ガイドラインにおける運用受託機関からの登録・報告事項について、事前承認が必要な事項の見直しを行い、運用受託機関の負担軽減と運用状況・リスク管理の効率化を図った。 イ　運用受託機関に対してファンドごとに提示したリスク管理指標の目標値等の遵守状況、投資行動及び運用結果の報告を、月次及び必要に応じ随時求め、一時的な要因等により管理目標値を超えたもの等について確認を行った。 ウ　次のとおり、総合評価のための定期ミーティングを実施し、ガイドラインの遵守状況、運用状況及びリスク負担状況を把握した。 ○総合評価を目的とした定期ミーティング ⅰ　外国債券運用受託機関（２７ファンド）： ５月１０日～６月２日 ⅱ　国内債券運用受託機関（１４ファンド）： ７月１８日～７月３１日 ⅲ　国内株式アクティブ運用受託機関（１４ファンド）： １２月７日～１月２９日 ⅳ　外国株式アクティブ運用受託機関（９ファンド）： １２月５日～１２月２２日 ※内外株式パッシブ運用受託機関の定期ミーティング（総合評価）については、評価方法の見直しに伴い、平成２９年度以降も継続実施し、平成３０年７月に完了予定。 総合評価結果により、以下の運用受託機関について資金の一部回収又は資金配分停止を行うこととした。この他、以下の運用受託機関について、運用担当者の退職により解約を行うこととした。		

					・資金の一部回収又は資金配分停止 →国内株式アクティブ　２ファンド →外国債券アクティブ　４ファンド →外国株式アクティブ　４ファンド ・解約 →外国債券アクティブ　１ファンド エ　定期ミーティングの実施に合わせてスチュワードシップ・コードの取組状況に係るミーティングを実施し、対応状況を把握した。 オ　運用体制の変更等については、運用に大きな影響を及ぼすものであるため、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとしている。平成２９年度において運用体制の変更等があったものは４ファンドで４件であった。このうち、運用統括責任者の変更等、重要な変更があったのは４ファンドで４件であった。これらの社に対しては、ミーティング等を実施し説明を求めた。 **【オルタナティブ資産に係る運用受託機関】** インフラストラクチャー分野及び国内不動産分野で採用した運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを提示している。 また、採用後、運用受託機関と定期的なミーティングを実施し、その遵守状況、運用状況等の報告を受ける等、運用受託機関に対する管理を適切に行った。 加えて、リスク及びパフォーマンス管理の為、定期的にレポートを運用受託機関から受領し、運用受託機関及び投資先ファンドの管理を行っている。 **【各資産管理機関】** ア　資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを提示している。また、自家運用における資産管理機関に対しても、資産管理ガイドラインを提示している。 イ　各社の資産管理状況については資産管理状況に係るデータの提出を求めるとともに、ガイドラインにおける資産管理の目標、管理手法及び体制等について随時必要な資料を求め、内容を確認した。 ウ　総合評価のためのミーティングを平成２９年１２月及び平成３０年１月に、全資産管理機関に対して現地において実施し、ガイドラインの遵守状況、資産管理状況等を把握した。その結果、資産管理機関３社については問題がない		

					ことを確認したが、１社については、資産管理業務実施にあたって改善すべき大きな課題があると評価し、業務方針に規定する警告を継続した。 エ　資産管理体制の変更等については、資産管理に大きな影響を及ぼすものであるため、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとしている。平成２９年度においては、（４社１２件）の人事異動等により資産管理体制の変更を確認した。 オ　信用リスクの管理については、格付状況を月１回確認し、問題のないことを確認した。 **【自家運用】** 市場運用部はインハウス運用室に対し運用ガイドラインを示し、月次でリスク管理状況等の報告を受け、リスク管理指標に係る目標値等の遵守状況について問題のないことを確認した。 さらに、運用状況の報告を受け、平成２９年７月にミーティングを実施し、問題のないことを確認した。 自家運用に係る取引先の評価について、「債券の売買の取引先」及び「短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者」に関する取引執行能力、事務処理能力、情報セキュリティ対策等を総合的に評価し、以下のとおり決定を行った。 ・債券の売買の取引先としての証券会社は、既存１９社中全社を「継続」とした。 ・短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者は、１７社中全社を「継続」とした。 なお、インハウス運用室では、月次でリスク管理を行っているほか、日次で国内債券パッシブファンドのリスク特性値、保有債券及び購入予定債券の格付けの状況による信用リスク並びに短期資産ファンドの与信先の格付けによる信用リスク、約定前後の運用対象資産及び与信限度額について、市場運用部から示された運用ガイドライン等に基づき、遵守状況の確認を行っている。		

４．その他参考情報
該当なし。

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ―３	運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	Ⅸ－１－１

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度
ファンド数	運用受託機関等の選定・管理	83 ファンド	95 ファンド	93 ファンド	106 ファンド		
ESG 指数応募先	ＥＳＧを含めた非財務的要素の考慮	―		14 社 27 指数	11 社 15 指数		

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度
予算額（千円）	―				
決算額（千円）					
経常費用（千円）	―	―	―	―	―
経常利益（千円）	―	―	―	―	―
行政サービス実施コスト（千円）	―	―	―	―	―
従事人員数	―	―	―	―	―

《インプット情報の記載が困難な理由》
当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
（４）運用手法について 運用手法については、新たな手法の導入等に当たって経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て	（３）運用手法について 運用手法については、新たな手法の導入等に当たって経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委	（３）運用手法 ①　運用手法については、新たな手法の導入等に当たって経営委員会が重要事項と判断する事項について経	＜評価の視点＞ （１）運用手法については、新たな手法の導入等に当たって経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行	（３）運用手法 ①　平成２９年度においては、以下の取組について経営委員会において議決された。 ア　アクティブ運用について、運用機関の能力が発揮され、期待される目標超過収益率が達成されるよう、運用制約を緩和。（永久債、無格付債（発行体格付があるものに限る）、バンクローン（投資信託を通じて運用するものに限る）を新規に認めるとともに、フルインベストメントと集中投資制限を緩和。）	＜評定と根拠＞ 評定：Ａ 「運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項」については、運用手法は、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すこと、また、収益確保のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強	評定	Ａ
						＜評定に至った理由＞ 平成２９年度は、アクティブ運用について４資産中３資産において超過収益を獲得し、マネジャーやマネジャー・ベンチマークの選択効果を示す個別資産要因においてもプラスとなっている。 また、アクティブ運用受託機関を対象として本格的な実績連動報酬体系を導入することを決定し、それと相まってアクティブ運用の運用制約を緩和したことで、運用機関の能力が発揮される環境整備を進	

議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理を行うこと。

キャッシュアウト対応等の場合を除き、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用すること。その上で、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとすること。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うこと。

ベンチマークについては、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、運用収益向上の観点から検討するとともに、ベンチマークにより難い非伝統的資産の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている

員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理を行う。

キャッシュアウト対応等の場合を除き、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用する。その上で、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行う。

ベンチマークについては、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、運用収益向上の観点から検討するとともに、ベンチ

営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理を行う。

② 各資産ともキャッシュアウト対応等の場合を除き、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用し、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。

ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うものとする。

③ 伝統的資産の評価ベンチマークに

うなど、経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理が行われているか。

（２）アクティブ運用について、各年度で超過収益の獲得に努めるとともに中期目標期間において超過収益が獲得されているか。また、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行っているか

（３）ベンチマークについて、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、運用収益向上の観点から検討を行っているか。また、ベンチマークにより難い非伝統的資産の評価については、資産の管理及び運用に関し

イ 国内債券の評価ベンチマークについて、NOMURA-BPI「除くABS」、NOMURA-BPI国債、NOMURA-BPI/GPIF Customized、NOMURA J-TIPS Index（フロアあり）及びNOMURA-BPI 物価連動国債プラスの複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）に変更。

② 平成２９年度末のパッシブ・アクティブの割合は、次のとおり。

●パッシブ運用及びアクティブ運用の割合（平成３０年３月末）

（単位：%）

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計
パッシブ	77.03	90.44	61.98	86.32	76.28
アクティブ	22.97	9.56	38.02	13.68	23.72

運用受託機関構成の見直しに際しては、運用責任者と面談し、投資方針及び運用プロセスの合理性・納得性が高く、超過収益獲得の確信が持てるファンドのみを選定することとしている。

●各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率（平成２９年４月～平成３０年３月）

（単位：%）

	超過収益率（A）－（B）
国内債券	+0.06
パッシブ運用	+0.02
アクティブ運用	+0.20
国内株式	-0.21
パッシブ運用	-0.43
アクティブ運用	+2.04
外国債券	-0.52
パッシブ運用	+0.24
アクティブ運用	-1.68
外国株式	+0.46
パッシブ運用	+0.04
アクティブ運用	+3.16

化のための取組を進めることとされている。運用対象の多様化は、経営委員会において、物価連動国債やＲＥＩＴ等、年金資金運用の観点から幅広に検討を行うこととされている。株式運用における考慮事項は、株式運用において、ＥＳＧを考慮することを検討することとされている。

以下の評価の視点ごとの自己評価で示したとおり、運用手法については、アクティブ運用において超過収益の獲得を目指すこととされているのに対し、超過収益獲得の確信を持ってストラクチャーの維持に努めた結果、４資産中３資産（内外債券、外国株式）において超過収益を獲得した。アクティブ運用機関の能力が発揮され、期待される目標超過収益率が達成されるよう、一定のリスク管理体制のもとで、以下の運用制約の緩和を行うこととし、業務方針及び運用ガイドラインの改正（永久債、無格付債（発行体格付があるものに限る）、バンクローン（投資信託を通じて運用するものに限る）への投資、フルインベストメントと集中投資制限の緩和）を実施した。

収益確保のための運用手法の見直し、運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を検討することとされているのに対し、アクティブ運用受託機関とのアラインメントの強化（目標超過収益率達成への意欲を高め、長期的に超過収益の

めたことは、アクティブ運用における目標超過収益率の達成に向けた意欲的な取組として評価できる。

さらに、マネジャー・エントリーの拡大等の運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組に加え、LPS への直接投資を行うための体制整備やインハウス運用におけるデリバティブ取引に向けた取組み、投資一任契約でのオルタナティブ資産運用に係る運用機関の公募・選定など、運用手法や運用対象の多様化について推進したことも高く評価できる。

なお、上記の報酬体系の変更やマネジャー・エントリー制度の拡大など運用受託機関の選定・管理方法の大幅な見直しに伴い、伝統的資産に関する新たな運用受託機関の採用は平成２８、２９年度の２年間行われていないが、平成２９年度においては新たな仕組みの下で、国内外の株式パッシブ運用機関の２次審査まで進むなど、適切に運用受託機関の選定等が進められている。

株式運用においては、国内の他の同種の機関に先駆けて、国内株式の ESG 指数について２社３指数を選定し、同指数に連動するパッシブ運用を開始したほか、環境に関してグローバル株式を対象とした指数の公募を実施するなど、収益確保に向けたＥＳＧ投資に積極的に取り組んでいることは高く評価できる。

また、法人の調査によれば、ESG 指数に対する日本企業の反応はおおむねポジティブであり、約６割の企業が法人の ESG 指数の選定を評価している。

これらを踏まえれば、所期の目標を大きく上回って達成しており、「A」と評価する。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

報酬体系の変更やマネジャー・エントリー制度等の新たな取組みについては、その導入等が所期の効果等をあげているか適切に検証を行い必要に応じ修正を加えるなど、引き続き運用改善に取り組むことが望まれる。

＜その他事項＞

（外部有識者の意見）

・ESG 指数に連動したパッシブ運用の開始は、経済界、企業におけるインパクトが非常に大きなもので

専門的な知見に基づき評価方法を明らかにすること。

収益確保のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定･管理の強化のための取組を進めること。また、運用受託機関等については､定期的に評価を行い、資金配分の見直し等の必要な措置を採ること。

外部運用機関の優れたノウハウ等を活用するとともに､運用コストの低減や運用に関する知識･経験等の蓄積の観点から､法令で認められる範囲でインハウス運用の活用も検討すること。

（5）運用対象の多様化

新たな運用対象についても､被保険者の利益に資することを前提に､経営委員会において､物価連動国債やＲＥＩＴ（不動産投資信託）等を始め、年

マークにより難い非伝統的資産の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにする。

また、ベンチマークをより適切なものに見直すなど収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直し及び的確なパフォーマンス管理を行うなど運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、運用実績等を定期的に評価し、資金配分の見直しを含め、運用受託機関を適時に見直す。さらに、マネジャー・エントリー制の導入を検討する。

外部運用機関の優れたノウハウ等を活用するとと

ついては、運用収益向上の観点から、見直し等を含めた検討を行う。

非伝統的資産については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき、採用する運用戦略に応じた評価方法を決定する。

④　収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進める。

⑤　マネジャー・エントリー制を活用して、各資産の運用受託機関構成を適時に見直し、その結果を踏まえ、これに伴う資産の移管を実施する。

⑥　運用実績等を定期的

一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにしているか。

（4）収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直しを行っているか。

（5）運用受託機関の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関を適時見直しているか。また、日本株の運用受託機関の選定等に際しては、企業に対するエンゲージメント活動を適切に評価しているか。

（6）運用コストの低減や運用に関する知識・経験等の蓄積の観点から、法令で認められる範囲でインハウス運用の活用を検討したか。

（7）新たな運

●各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率（平成２７年４月～平成３０年３月）

（単位：%）

	超過収益率（A）－（B）
国内債券	**-0.04**
パッシブ運用	+0.02
アクティブ運用	-0.36
国内株式	**+0.00**
パッシブ運用	-0.19
アクティブ運用	+1.79
外国債券	**+0.39**
パッシブ運用	+0.11
アクティブ運用	+1.17
外国株式	**+0.03**
パッシブ運用	+0.03
アクティブ運用	+0.26

③　国内債券アクティブ運用のマネジャー･ベンチマークについて、物価連動国債の取組を強化することを目的に、ＮＯＭＵＲＡ-ＢＰＩ「除くＡＢＳ」にNOMURA-ＪＴＩＰＳ Ｉｎｄｅｘ（フロアあり）を市場時価ウェイトで組み入れたＮＯＭＵＲＡ-ＢＰＩ 物価連動国債プラスに変更した。

また、国内債券の評価ベンチマークについても、ＮＯＭＵＲＡ-ＢＰＩ「除くＡＢＳ」、ＮＯＭＵＲＡ-ＢＰＩ国債、ＮＯＭＵＲＡ-ＢＰＩ/ＧＰＩＦ Ｃｕｓｔｏｍｉｚｅｄ、ＮＯＭＵＲＡ Ｊ-ＴＩＰＳ Ｉｎｄｅｘ（フロアあり）及びＮＯＭＵＲＡ-ＢＰＩ 物価連動国債プラスの複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）に変更した。

平成２８年度に新設したオルタナティブ資産の評価基準を踏まえ、定性評価に重きを置いたオルタナティブ資産に係る運用機関の評価基準やコミットメント枠に関する内部規程等を新たに定め、オルタナティブ資産に関する評価基準の改善を実施した。

また、コンサルタントの知見も活用し、採用する運用戦略に応じ、業務方針及び内部規程に定められた評価基準に基づいた運用機関の評価ポイントを定めた上で、オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定を行った。

④　平成２９年度においては、伝統的資産について以下の取組を実施した。

ア　外国株式パッシブ運用機関及び国内株式パッシブ運用機関選定の２次審査を実施した。

水準向上を図る）とセルフガバナンス向上（運用キャパシティ管理）を目的として、本格的な実績連動報酬体系を平成３０年４月から導入することを決定した。また、オルタナティブ資産に係る運用機関の公募を平成２９年４月に開始し、インフラストラクチャー分野において２ファンド、国内不動産分野において１ファンドを新規に選定した。選定にあたっては、外部コンサルタント２社の知見も活用した。さらに、外国株式パッシブ運用機関及び国内株式パッシブ運用機関選定の２次審査を実施した。運用機関の選定を機動的に実施できるように、国内債券運用、外国債券運用及び国内株式アクティブ運用についてもマネジャー・エントリー制を活用した公募を開始し、伝統的４資産全てにマネジャー・エントリーを拡大した。（公募：平成３０年２月１９日開始（締切期限なし））加えて、外国株式パッシブ運用において、運用手法の多様化等の観点からＭＳＣＩ－ＡＣＷＩ（除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）のサブインデックスによるパッシブファンド（地域別パッシブファンド）の運用を開始した。

運用対象の多様化については、資金運用の観点から幅広に検討を行うこととされているのに対し、LPS への直接投資を行う為の人員体制及び予算措置について、経営委員会での審

あり、非常に成果があったのではないか。指数がどう作られているか、企業選定の観点もしっかり開示されているため非常に良い取組であり、指数の改善も含めて来年度以降しっかり取り組んでいただきたい。

・日本経済の動きに連動する仕組みを前提として、年金財政上求められる利回りを確保するため、パッシブ運用をまずはしっかりとしていただき、アクティブ運用と併用している理由の説明をしっかりとしていただきたい。

・インフラ投資については、リスクの記載や最終的にどのような形でキャッシュにして回収するのかといった出口対策の情報開示の仕方を工夫していただきたい。

・アクティブ運用については３年ぐらいの実績をしっかり見る必要があるのではないか。パッシブ運用、アクティブ運用のポジションについては、世界の市況に関する統計データを出して慎重に検証して判断する必要があるのではないか。

	金資金運用の観点から幅広に検討を行うこと。 　また、具体的な運用対象資産の多様化については、市場環境等に関する報告等を十分に踏まえ、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討すること。その際、非伝統的資産は、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況など、従来の伝統的資産とはリスク等が異なる点も多く、運用側の能力向上等のみでは対応できないことから、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備を十分踏まえた検討を行うこと。 （６）株式運用における考慮事項 　株式運用において、財務的な要素に加えて、収益確保のため、非財務的要素であるＥＳＧ（環境、社	に、運用コストの低減や運用に関する知識・経験等の蓄積の観点から、法令で認められる範囲でインハウス運用の活用を検討する。 （４）運用対象の多様化 　運用対象については、第１の１の基本的な方針に基づき、分散投資を進めるため、オルタナティブ投資などその多様化を図る。新たな運用対象については、被保険者の利益に資することを前提に、経営委員会において、年金資金運用の観点から幅広に検討を行う。理事長等は実施状況や経営委員会から求めのあった市場環境等に関する事項については適時に経営委員会に報告することとし、経	に評価し、資金配分の見直しを含め、運用受託機関を適時に見直すこととし、見直しにあたっては、マネジャー・エントリー制を活用する。 ⑦　運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、運用受託機関の手数料体系の見直しを検討する。 （４）運用対象の多様化 ①　新たな運用対象については、被保険者の利益に資することを前提に、経営委員会において、年金資金運用の観点から幅広に検討を行う。理事長等は実施状況や経営委員会から求めのあった市場環境等に関する事項については適時に経営委員会に報告すること	用対象について、経営委員会において、年金資金運用の観点から幅広に検討を行ったか。また、具体的な運用対象資産の多様化については、市場環境等に関する報告等を十分に踏まえ、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討したか。その際、非伝統的資産は、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備を十分踏まえた検討をしたか。 （８）株式運用において、財務的な要素に加えて、収益確保のため、ＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）を含めた非財務的要素を考慮することを検討したか。 （９）財投債の管理及び運用は、適切に行わ	イ　運用機関の選定を機動的に実施できるように、国内債券運用、外国債券運用及び国内株式アクティブ運用についてもマネジャー・エントリー制を活用した公募を開始し、伝統的４資産全てにマネジャー・エントリーを拡大し（公募：平成３０年２月１９日開始（締切期限なし））、競争を促すこととした。 ウ　外国株式パッシブ運用において、運用手法の多様化等の観点からＭＳＣＩ－ＡＣＷＩ（除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）のサブインデックスによるパッシブファンド（地域別パッシブファンド）の運用を開始した。 エ　アクティブ運用機関の能力が発揮され、期待される目標超過収益率が達成されるよう、一定のリスク管理体制のもとで、以下の運用制約の緩和を行うこととし、業務方針及び運用ガイドラインの改正を行った。 －永久債、無格付債（発行体格付があるものに限る）、バンクローン（投資信託を通じて運用するものに限る）への投資 －フルインベストメントと集中投資制限の緩和 オ　新たに策定したスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則で運用受託機関に対する要請事項を明示し、ＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）の考慮を含めたエンゲージメント活動を含むスチュワードシップ責任に係る取組の実施状況について評価を実施。評価の対象も前年の国内株式パッシブ運用のみから内外株式（パッシブ及びアクティブ）に拡大。 また、オルタナティブ資産については以下の取組みを実施した。 ア．オルタナティブ資産に係る運用機関（ゲートキーパー/ファンド・オブ・ファンズ＜ＧＫ/ＦｏＦ＞）の公募開始 　マネジャー・エントリー制を活用し、オルタナティブ資産に係運用機関の公募及び情報提供の受付を平成２９年４月に開始した。オルタナティブ資産に係る運用機関の公募は当法人にとって初めての取組みであることから、説明会を複数回開催すると共に、当該説明会資料（日・英）をＨＰに掲載する等、運用機関が当法人のオルタナティブ資産関する考え方を充分理解した上で公募プロセスに参加できるような工夫を行った。 　運用機関の公募及び情報提供の受付を開始した分野は、以下の通りである。	議・議決を経た上で決定し、関連規定を業務方法書に新たに追記する準備を実施するとともに、インハウスでのデリバティブ取引について、先物外国為替（市場デリバティブ）及び株価指数先物を入れること、及び必要な人員体制の整備並びに業務方法書への反映の準備を実施した。 　株式運用における考慮事項については、ＥＳＧを考慮することを検討することとされているのに対し、平成２８年度に開始した国内株式を対象としたＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）指数の公募では１４社２７指数の応募があり、ポジティブスクリーニング、企業の情報開示促進、ＥＳＧ評価会社のガバナンス・利益相反管理を主な評価ポイントに平成２９年度に２社３指数を選定し、同指数に連動したパッシブ運用を開始した。さらに、ＥＳＧのうち新たに環境（Ｅ）に関する指数の公募を実施し、１１社から１５指数の応募があった。運用を開始したＥＳＧ指数は国内株式を対象としていたが、公募を実施した環境指数がフォーカスしている気候変動などの環境問題は国境を越えたグローバルな課題であると考えており、グローバル株式を対象としている。応募指数の審査にあたっては、書類審査、ヒアリングなど複数の選考過程を通じて、リスク・リターン特性、回転率や流動性などの定量と、組織・人材、業務体制、情報管理体制、	

	会、ガバナンス）を考慮することについて、検討すること。	営委員会はその報告等を十分に踏まえ、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討する。その際、非伝統的資産は、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況など、従来の伝統的資産とはリスク等が異なる点も多く、運用側の能力向上等のみでは対応できないことから、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備を十分踏まえた検討をする。 （５）株式運用における考慮事項 株式運用において、財務的な要素に加えて、収益確保のため、ＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）を含めた非財務	とし、経営委員会はその報告等を十分に踏まえ、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討する。 ②　オルタナティブ投資において、ＬＰＳ（リミテッドパートナーシップ）又は投資一任での運用を検討する。 （５）株式運用における考慮事項 株式運用において、財務的な要素に加えて、収益（リスク調整後リターン）確保のため、ＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）を含めた非財務的要素に関する取組も考慮した運用受託機関の総合評価を行うとともに、国内株式パッシブ運用におけるＥＳＧを考慮したマネ	れているか。また、満期保有とする財投債について、時価による評価も併せて行い、開示しているか。	・インフラストラクチャー分野 ・プライベート・エクイティ分野 ・不動産分野 公募及び情報提供を開始して以降、平成３０年３月末までにエントリー及び情報提供があったファンド数は、以下の通りである。 （エントリー） ・インフラストラクチャー分野：１０ファンド ・プライベート・エクイティ分野：２９ファンド ・不動産分野：１１ファンド （情報提供） ・インフラストラクチャー分野：１０ファンド ・プライベート・エクイティ分野：２ファンド ・不動産分野：２ファンド イ．オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定 インフラストラクチャー分野において２ファンドを新規に選定し、国内不動産分野においても１ファンドを新規に選定した。選定にあたっては、外部コンサルタント２社の知見も活用した。 当法人と運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、成功報酬に重きを置いた報酬体系の導入に加え、運用受託機関による共同投資を採用した。 なお、プライベート・エクイティ分野及び海外不動産分野についても上記と並行して選定を進めており、平成３０年度に選定できる見込みである。 ウ．オルタナティブ資産への投資 インフラストラクチャー分野においては、投資信託を通じた共同投資及び平成２９年度に採用した運用受託機関を活用した投資を実施し、平成３０年３月末現在の残高は１，９６８億円となった。 プライベート・エクイティ分野については、投資信託を通じた共同投資を実施した結果、平成３０年３月末現在の残高は８２億円となった。 不動産分野については、平成２９年度に採用した運用受託機関を通じ、国内の私募リートへの投資を実施した結果、平成３０年３月末現在の残高は８１億円となった。	事業継続性、ガバナンス・利益相反管理、指数構築プロセス及び指数のコンセプトの合理性・納得性などの定性両面から審査を進めている。 以上のことを踏まえれば、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考えられることから、Ａ評価とする。 【評価の視点】 （１）平成２９年度においては、以下の取組について経営委員会において審議を経て議決されており、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考えられる。 ア　アクティブ運用について、運用機関の能力が発揮され、期待される目標超過収益率が達成されるよう、運用制約を緩和。（永久債、無格付債（発行体格付があるものに限る）、バンクローン（投資信託を通じて運用するものに限る）を新規に認めるとともに、フルインベストメントと集中投資制限を緩和。） イ　国内債券の評価ベンチマークについて、ＮＯＭＵＲＡ-ＢＰＩ「除くＡＢＳ」、ＮＯＭＵＲＡ-ＢＰＩ国債、ＮＯＭＵＲＡ-ＢＰＩ/ＧＰＩＦ Ｃｕｓｔｏｍｉｚｅｄ、ＮＯＭＵＲＡ Ｊ-ＴＩＰＳ Ｉｎｄｅｘ（フロアあり）及びＮＯＭＵＲＡ-ＢＰＩ 物価連動国債プラスの複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）に変更。	

		的要素を考慮することについても、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき、検討する。	ジャー・ベンチマークに基づく運用について公募結果を踏まえ取組を進める。 また、マネジャー・エントリー制に関し、外国株式運用においてＥＳＧの考慮を投資方針に含む運用受託機関の採用も含め審査を進める。 （６）財投債の管理及び運用 自家運用において、引き受けた満期保有とする財投債について、管理及び運用を行う。また、資産の評価に当たっては、償却原価法に併せ、時価による評価も行い、開示する。		エ. 各国における税制上の優遇措置を享受する為の調査及びスキームの構築 オルタナティブ資産への投資を実施するに際しては、各国における税制上の優遇措置を受けることが収益性の拡大に繋がる。平成２９年度においては、米国における主権免税及び QFPF(Qualified Foreign Pension Fund)適用による税制上の優遇措置に関する調査を税務コンサルタントと実施し、調査結果を踏まえた投資スキームの構築を実施した。 ⑤⑥　国内債券運用、外国債券運用及び国内株式アクティブ運用についてもマネジャー・エントリー制を活用した公募を開始した。（再掲） ⑦　アクティブ運用受託機関とのアラインメントの強化（目標超過収益率達成への意欲を高め、長期的に超過収益の水準向上を図る）とセルフガバナンス向上（運用キャパシティ管理）を目的として、本格的な実績連動報酬体系を平成３０年４月から導入することを決定した。新実績連動報酬体系の概要は以下のとおり。 － 超過収益をシェアし、超過収益を獲得できない場合はパッシブ運用並みの運用報酬（＝基本報酬率） － 目標超過収益率を達成した時に、既存契約の固定報酬率と同じ報酬水準になることを前提 － 一部の運用受託機関に対して、長期的なパフォーマンスに応じた支払いとする代わりに、マーケットサイクルを踏まえた複数年契約を導入。 （４）運用対象の多様化 ①　オルタナティブ資産運用の特性に見合った報酬体系及び手数料水準に関して運用委員会での審議を行った。また、インフラストラクチャー分野及び国内不動産分野における運用受託機関の採用及び投資マンデートの付与に際して、採用の経緯及び理由について経営委員会に報告した。 ②　平成２９年９月に年金積立金の運用の対象となる有価証券について、ＬＰＳを追加する政令の改正が行われた。政令の改正を受け、ＬＰＳへの直接投資を行う為の人員体制及び予算措置について、経営委員会での審議・議決を経た上で決定した。また、ＬＰＳに関連した規定を業務方法書に新たに	（２）アクティブ運用については、平成２９年度においては、４資産中１資産（外国債券）については超過収益を獲得できなかったものの、他の３資産（内外債券、外国株式）について、超過収益を獲得しているが、対複合ベンチマーク収益率に対する超過収益率の個別資産要因（4 資産合計）はベンチマーク並みとなっている。また、運用受託機関構成の見直しに際しては、運用責任者と面談し、投資方針及び運用プロセスの合理性・納得性が高く、超過収益獲得の確信が持てるファンドのみを選定することとしており、所期の目標を達成していると考える。 （３）国内債券アクティブ運用における物価連動国債の取組を強化することを目的に、ＮＯＭＵＲＡ-ＢＰＩ「除くＡＢＳ」にＮＯＭＵＲＡ-ＪＴＩＰＳ Ｉｎｄｅｘ（フロアあり）を市場時価ウェイトで組み入れたＮＯＭＵＲＡ-ＢＰＩ 物価連動国債プラスに変更した。また、国内債券の評価ベンチマークについても、ＮＯＭＵＲＡ-ＢＰＩ「除くＡＢＳ」、ＮＯＭＵＲＡ-ＢＰＩ国債、ＮＯＭＵＲＡ-ＢＰＩ/ＧＰＩＦ Ｃｕｓｔｏｍｉｚｅｄ、ＮＯＭＵＲＡ Ｊ-ＴＩＰＳ Ｉｎｄｅｘ（フロアあり）及びＮＯＭＵＲＡ-ＢＰＩ 物価連動国債プラスの複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）に変更した。また、	

（６）財投債の管理及び運用

平成１９年度までに引き受けた満期保有とする財投債について、年金積立金の適正な管理に資するため、時価による評価も併せて行い、開示することとする。

なお、当該財投債については、第１の３の（１）に定めるベンチマーク収益率に係る規定を適用しない。

追記する準備を行った。

投資一任を通じた運用については、インフラストラクチャー分野及び国内不動産分野で運用受託機関を採用し、運用を開始した。また、プライベート・エクイティ分野及び海外不動産分野についても、運用受託機関の採用活動を継続した。

③　平成２９年１０月改正の管理運用法人法において、直接利用可能なデリバティブ取引は、全て運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限定するとともに、先物外国為替（市場デリバティブ）及び株価指数先物が新たに追加された（後者は政令で規定）。必要な人員体制の整備並びに業務方法書への反映の準備を行った。

（５）株式運用における考慮事項

新たに制定したスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則において、ＥＳＧの考慮を運用受託機関に求めることを明示し、重大なＥＳＧ課題についてヒアリング実施。株式運用の総合評価において、「スチュワードシップ責任に係る取組」の中で取組状況を評価。評価のウェイトも以下の通り変更。

国内株式パッシブ運用：定性評価の 30%から評価全体の30%

外国株式パッシブ運用：定性評価の 10%から評価全体の30%

内外株アクティブ運用：定性評価の 10%から評価全体の10%

平成２８年度に開始した国内株式を対象としたＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）指数の公募では１４社２７指数の応募があり、ポジティブスクリーニング、企業の情報開示促進、ＥＳＧ評価会社のガバナンス・利益相反管理を主な評価ポイントに平成２９年度に２社３指数を選定し、同指数に連動したパッシブ運用を開始した。

種別	指数名
総合型	FTSE Blossom Japan Index
総合型	MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数
テーマ型・社会（S）	MSCI 日本株女性活躍指数（愛称は WIN）

さらに、ＥＳＧのうち新たに環境（Ｅ）に関する指数の公募

平成２８年度に新設したオルタナティブ資産の評価基準を踏まえ、定性評価に重きを置いたオルタナティブ資産に係る運用機関の評価基準やコミットメント枠に関する内部規程等を新たに定め、オルタナティブ資産に関する評価基準の改善を実施したことから、所期の目標を達成していると考えられる。

（４）収益確保や運用の効率化のため、運用手法の見直しを適時に行い、その結果、

・アクティブ運用機関の能力が発揮され、期待される目標超過収益率が達成されるよう、一定のリスク管理体制のもとで、以下の運用制約の緩和を行うこととし、業務方針及び運用ガイドラインの改正を行った。（再掲）

－ 永久債、無格付債（発行体格付があるものに限る）、バンクローン（投資信託を通じて運用するものに限る）への投資

－フルインベストメントと集中投資制限の緩和

を実施した。

・外国株式パッシブ運用において、運用手法の多様化等の観点からＭＳＣＩ－ＡＣＷＩ（除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）のサブインデックスによるパッシブファンド（地域別パッシブファンド）の運用を開始した。

を実施し、１１社から１５指数の応募があった。運用を開始したＥＳＧ指数は国内株式を対象としていたが、公募を実施した環境指数がフォーカスしている気候変動などの環境問題は国境を越えたグローバルな課題であると考えており、グローバル株式を対象としている。応募指数の審査にあたっては、書類審査、ヒアリングなど複数の選考過程を通じて、リスク・リターン特性、回転率や流動性などの定量と、組織・人材、業務体制、情報管理体制、事業継続性、ガバナンス・利益相反管理、指数構築プロセス及び指数のコンセプトの合理性・納得性などの定性両面から審査を進めている。

公募	平成２９年１１月１日にホームページに公募要綱サイトを作成し、公告した。これを受けて、期限である平成３０年１月３１日までに１１社１５指数の応募があった。
第１次審査	応募のあった１１社１５指数について、応募書類に基づき、応募資格要件及び過去の運用実績を中心に第１次審査を行った。その結果、４社８指数を第１次審査通過とした。
中間審査	第１次審査通過とした４社８指数について、ヒアリングを実施するとともに、リスク・リターン特性、流動性、回転率などの定量、指数構築プロセス、指数のコンセプトＥＳＧ評価、メソドロジー、などの定性の両面から審査し、総合評価を進めている。

（６）財投債の管理及び運用

① 財投債の残高については、償却原価法による評価に併せ、時価法による評価額を公表した。

② 資産管理機関から月末の資産管理状況について、月次及び四半期で報告を求め、適切に管理されていることを確認した。

また、オルタナティブ資産に係る運用機関の公募を平成２９年４月に開始し、インフラストラクチャー分野において２ファンド、国内不動産分野において１ファンドを新規に選定した。選定にあたっては、外部コンサルタント２社の知見も活用した。

契約においては、当法人と運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、成功報酬に重きを置いた報酬体系の導入に加え、運用受託機関による共同投資を採用した。

以上より、所期の目標を達成していると考えられる。

（５） 外国株式パッシブ運用機関及び国内株式パッシブ運用機関選定の２次審査を実施した。また、運用機関の選定を機動的に実施できるように、国内債券運用、外国債券運用及び国内株式アクティブ運用についてもマネジャー・エントリー制を活用した公募を開始し、伝統的４資産全てにマネジャー・エントリーを拡大した。（公募：平成３０年２月１９日開始（締切期限なし））さらに、国内株式パッシブにとどまらず、内外株式（パッシブ及びアクティブ）の運用機関の選定等に際しては、新たに策定したスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則でエンゲージメントに関する要請事項も明示し、ＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）の考慮を含めたエンゲージメント活動の実施状況に

						ついて評価を行っており、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考えられる。 （６）調査研究結果を踏まえて、当法人でも、法令で認められる範囲でインハウス運用を進めるほか、外部委託運用先からの情報収集を円滑化するために、インハウス部門と委託運用先選定部門の連携体制を強化した。 　また、アクティブ運用受託機関とのアラインメントの強化（目標超過収益率達成への意欲を高め、長期的に超過収益の水準向上を図る）とセルフガバナンス向上（運用キャパシティ管理）を目的として、本格的な実績連動報酬体系を平成３０年４月から導入することを決定しており、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考える。 　新実績連動報酬体系の概要は以下のとおり。 － 超過収益をシェアし、超過収益を獲得できない場合はパッシブ運用並みの運用報酬（＝基本報酬率） － 目標超過収益率を達成した時に、既存契約の固定報酬率と同じ報酬水準になることを前提 － 一部の運用受託機関に対して、長期的なパフォーマンスに応じた支払いとする代わりに、マーケットサイクルを踏まえた複数年契約を導入。 （７）市場環境等を踏まえた	

						検討は、平成２８年度に実施済である。 （８）平成２８年度に開始した国内株式を対象としたＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）指数の公募では１４社２７指数の応募があり、ポジティブスクリーニング、企業の情報開示促進、ＥＳＧ評価会社のガバナンス・利益相反管理を主な評価ポイントに平成２９年度に２社３指数を選定し、同指数に連動したパッシブ運用を開始した。さらに、ＥＳＧのうち新たに環境（Ｅ）に関する指数の公募を実施し、１１社から１５指数の応募があった。運用を開始したＥＳＧ指数は国内株式を対象としていたが、公募を実施した環境指数がフォーカスしている気候変動などの環境問題は国境を越えたグローバルな課題であると考えており、グローバル株式を対象としている。応募指数の審査にあたっては、書類審査、ヒアリングなど複数の選考過程を通じて、リスク・リターン特性、回転率や流動性などの定量と、組織・人材、業務体制、情報管理体制、事業継続性、ガバナンス・利益相反管理、指数構築プロセス及び指数のコンセプトの合理性・納得性などの定性両面から審査を進めている。 　また、新たに制定したスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則において、ＥＳＧの考慮を運用受託機関に求めることを明示し、重大なＥＳＧ	

						課題についてヒアリング実施。 株式運用の総合評価において、「スチュワードシップ責任に係る取組」の中で取組状況を評価。評価のウェイトも以下の通り変更。 　国内株式パッシブ運用：定性評価の 30％から評価全体の30％ 　外国株式パッシブ運用：定性評価の 10％から評価全体の30％ 　内外株アクティブ運用：定性評価の 10％から評価全体の10％。 　以上のことを踏まえれば、所期の目標を大きく上回る成果を得られたと考える。 （９）財投債の管理及び運用は適切に行っており、また、適切に時価による評価・公表を行っており、所期の目標を達成していると考える。 〈課題と対応〉 　特になし	

４．その他参考情報
該当なし。

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ―４	透明性の向上		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、難易度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	Ⅸ－１－１

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度
Twitter 情報発信	情報公開・広報活動の充実	－	30 回（フォロワー数 5,442、閲覧回数 577,759）	157 回（フォロワー数 8,755、閲覧回数 3,030,877）	199 回（フォロワー数 22,653、閲覧回数 3,931,449）		
Youtube 動画掲載	情報公開・広報活動の充実	－	5 本（登録者数 252、視聴回数 4687）	12 本（登録者数 407、視聴回数 8,645）	16 本（登録者数 569、視聴回数 13,381）		
ホームページ訪問数（セッション数）	情報公開・広報活動の充実	562,914	570,950	662,818	560,300		

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度
予算額（千円）					
決算額（千円）					
経常費用（千円）	－	－	－	－	－
経常利益（千円）	－	－	－	－	－
行政サービス実施コスト（千円）	－	－	－	－	－
従事人員数	－	－	－	－	－

《インプット情報の記載が困難な理由》
当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
４．透明性の向上	４．透明性の向上	４．透明性の向上	＜評価の視点＞	４．透明性の向上	＜評定と根拠＞	評定	B

	年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用結果、新たな運用対象を追加する場合を始めとする年金積立金の運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果等について、年度の業務概況書等の公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、その充実を図ること。 また、運用受託機関等の選定等に関しては、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性を確保すること。 さらに、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働	年金積立金の管理及び運用に関して、各年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関等の状況並びに新たな運用対象を追加する場合を始めとする年金積立金の運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果を含む。）等について、毎年１回（各四半期の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況及び運用資産ごとの状況を含む。）等については四半期ごとに）ホームページ等を活用して迅速に公表するなど、公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、運用の多様化、高度化や国際化に対応した国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、その充実を図る。 また、運用受託	年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得るため、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、ホームページ等を活用して迅速に公表する。また、運用の多様化、高度化や国際化においても国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、充実等を図る。 具体的には、以下の取組を進めることとし、その際には、市場への影響に留意するものとする。 （１）広報戦略を策定し、広報の方向性や効果的なコミュニケーションツール（ＳＮＳを含む）の位置づけ等を明確化するとともに、広報活動の評価（効果測定を含む）を行う。 （２）基本ポートフォリオ等の管	（１）基本ポートフォリオの考え方を含む年金積立金の管理及び運用の方針、運用結果、具体的な運用体制など管理運用の仕組みを年度の業務概況書などで理解しやすく情報公開しているか。 （２）年金積立金の運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果等について、年度の業務概況書等の公開資料をより分かりやすいように工夫するとともに、国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、その充実・強化のための取組を行ったか。 （３）各年度・各四半期の管理及び運用の運用実績の状況等について、迅速な情報公開を行ったか。	年金積立金の管理及び運用に関する情報源として重要な役割を担っているホームページについては、管理運用法人の役割や管理・運用の仕組みについて分かりやすく説明した資料をホームページに掲載する等、国民に対するより一層の情報公開・広報活動の充実等に努めた。 平成２９年度は、基本ポートフォリオの検証結果を公表するなどその適切な管理等に加え、国民により分かりやすい情報発信を行う観点から、SNS を活用するとともに、平成２９年６月にホームページ（トップページ）の改修を実施した。 年金積立金の管理及び運用に関して、透明性の向上と情報公開の充実を図るため、平成２７年３月末時点（債券 1092 発行体、株式 4702 銘柄）、平成２８年３月末時点（債券 2297 発行体、株式 4711 銘柄）に加え、平成２９年３月末時点（債券 2752 発行体、株式 4828 銘柄）の全保有銘柄を新たに開示した。なお、開示にあたっては、経済団体、労働団体及び市場関係団体の計８団体に意見照会を行い、各団体の意見も踏まえ段階的に保有銘柄を開示するとともに、各段階において実証的な検証（イベントスタディ）等を行い、市場への影響等の懸念がないことを確認しながら進めることとした。今年度の第３回の検証については、昨年度第１・２回の検証と同様に、一般的に認められた専門的知見である Fama-French 3 ファクターモデルを活用し、市場に対する影響度合の検証を行った。検証にあたっては、各時点の影響度合の検証に留まらず、平成２８年３月末との平成２９年３月末の保有比率の差に着目した分析や、各運用受託機関が保有しているポートフォリオに対する影響をヒアリングするなど、多角的な検証を行った。検証結果は、運用委員会に対して報告を行い、検証結果の概要をホームページへ掲載した。開示にあたっては、ホームページ上で全保有銘柄をエクセル形式でダウンロードできる機能とし、使用者が分析・加工しやすいように、各資産毎にシートを作成するとともに、日本語、英語で表示するなどわかりやすさを確保した。加えて、第１～３回の検証を総括した内容を著名な証券アナリストジャーナル（2018 年２月号）に寄稿し、ホームページ以外の媒体を通じても、広く公表を行った。 保有銘柄開示：平成２８年７月２９日に、平成２７年３月末時点の保有銘柄を開示 平成２８年１１月２５日に、平成２８年３月末時点の保有銘柄を開示 平成２９年７月７日に、平成２９年３月末時点の保有銘柄を開示	評定：B 「透明性の向上」は、年度及び四半期の運用状況をホームページ等を活用して迅速に公表するなど、公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、運用の多様化、高度化や国際化に対応した国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、その充実を図ること、運用の透明性を高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券は発行体名）等を公表することとされている。 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとされているのに対し、国民により分かりやすい情報発信を行う観点から、SNS を活用するとともに、平成２９年６月にホームページ（トップページ）の改修を実施した。透明性の向上を図るため、年度及び四半期の運用状況については、事前に公表日を定めた上で２７年度より前倒しして公表を行った。 また、情報公開・広報活動の充実を図るとされているのに対し、より一層の情報公開・広報の促進に努める観点から、ホームページによる情報発信以外にも、SNS を活用し、Twitter 公式アカウントでは、ホー	＜評定に至った理由＞ 公開資料をより一層分かりやすいように工夫するため、ホームページを改修したほか、透明性の向上を図るため、年度及び四半期の運用状況について事前に公表日を定めたうえで、前年度より前倒しして公表している。 また、国民への一層の情報公開・広報の促進に努める観点から、ホームページによる情報発信以外にも、Twitter において長期分散投資の成果を分かりやすく情報発信するとともに、Youtube において長期投資家としての法人を紹介する動画の掲載を行っている。さらに、国民への情報公開・広報を充実するための新たな取組みとして、個人投資家向けイベントへの広報責任者の登壇や、ESG 投資を中心とする講演・シンポジウムへの役職員の登壇を行っているほか、理事長による新年メディア懇談会を引き続き開催するなど、長期投資家としての姿勢を国民に伝える積極的な情報発信に努めている。 その他、運用の透明性の向上と情報公開の充実を図るため、全保有銘柄の開示を行うとともに、各段階において市場への影響について実証的な検証を行った。 以上を踏まえれば、所期の目標を達成しており、「B」と評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 年金積立金の運用に関して国民の理解をより一層得るため、情報発信ツールなどを活用しつつ、引き続き情報公開・広報活動の充実を図ることが望まれる。 ＜その他事項＞ （外部有識者の意見） ・ＧＰＩＦの運用する資産の規模感についてわかりやすい例えを使う等、若い方をはじめ国民の皆様に内容を理解してもらうために、情報発信の仕方などを工夫していただきたい。

	省令で定める期間の経過後速やかに公表すること。 加えて、法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性をさらに高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該有価証券の時価総額を公表すること。 上記の事項は、年金積立金の管理及び運用に対する国民の信頼を確保するための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。	機関等の選定等に関しては、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性を確保する。 さらに、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに公表する。 加えて、管理運用法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性をさらに高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該有価証券の時価総額を公表する。 これらの情報公開に当たっては、市場への影響に留意するものとする。	理及び運用の趣旨や仕組みをホームページ等で説明する。 （３）管理運用に関する基本的な方針・遵守事項等を規定した年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針をホームページにより公開する。 （４）平成２８年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関等の状況並びに新たな運用対象を追加する場合を始めとする年金積立金の運用手法、運用管理委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果を含む。）については、７月の第一金曜日にホームページ等により情報を公開する。また、平成２９年度の四半期の運用状況については、期末日の翌々月の第一金曜日（金曜日		運用委員会	平成２８年１０月２０日第１１０回運用委員会 「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証について」報告 平成２９年２月２０日第１１４回運用委員会 「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証について（その２）」報告 平成２９年９月１１日第１２２回運用委員会 「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証について（その３）」報告	ムページの更新状況だけでなく、管理運用法人による長期分散投資の成果をインパクトのある数字で分かりやすく示す情報の発信に努め、199 回（昨年度 157 回）の情報発信を行い、フォロワー数が昨年比約 2.7 倍の 22,653 となった。また、Youtube 公式チャンネルでは、記者会見の模様や運用状況を国民に分かりやすく説明する動画に加え、長期投資家としての管理運用法人を紹介する映像及び採用 PR 映像等、16 本(昨年度 12 本)を掲載した。管理運用法人に対する国際的な関心が高まっていることに鑑み、重要な情報については日本語とタイムラグのない英語による情報発信に努め、ホームページの新着情報から 35 回（昨年度は 25 回)、Twitter から 46 回(昨年度も 46 回）の英語による情報発信を行った。 マスメディアやホームページ・ＳＮＳ以外で管理運用法人の運用について国民に理解を求める新たな取組みとして、投資初心者などにも訴求力のある個人投資家向けイベントに広報責任者が登壇し、長期分散投資家としての管理運用法人の知名度を高めた。また、管理運用法人が長期的な投資収益向上の観点から近年強化して	
						公表	平成２８年１１月２５日 「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証結果について」公表 平成２９年３月３日 「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証結果について（２）」公表 平成２９年９月１１日 「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証結果について（３）」公表 第１～３回「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証結果について」公表 平成３０年２月１日 「GPIF の保有銘柄開示による国内株式市場への影響について」証券アナリストジャーナル 2018 年２月号			
					（１）平成２９年度広報戦略を策定し広報の方向性を明確化した上で、国民の信頼を高めるため、ターゲット別にアプローチを実施した。効果的なコミュニケーションツールとして SNS を活用し、Twitter 公式アカウントでは、ホームページの更新状況だけでなく、管理運用法人による長期分散投資の成果をインパクトのある数字で分かりやすく示す情報の発信に努め、フォロワー数が昨年度末比約 2.7 倍の 22,653 となった。また、Youtube 公式チャンネルでは、記者会見の模様や運用状況を国民に分かりやすく説明する動画に加え、長期投資家としての管理運用法人を紹介する映像及び採用PR映像を掲載した。管理運用法人に対する国際的な関心が高まっていることに鑑み、重要な情報については日本語とタイムラグのない英語による情報発信に努め、ホームページの新着情報から 35 回（昨年度は 25 回)、Twitter から 46 回（昨年度も 46 回）の英語による情報発信を行った。また、四半期ごと及び業務概況書公表時に広報効果測定を実施した。			

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td>が休日の場合はその前日）にホームページ等により情報を公開する。
　具体的な公表日は、平成２８年度の管理及び運用実績の状況は７月７日に、平成２９年度の四半期の運用状況は８月４日、１１月２日、２月２日とする。

（５）　監査委員会及び監査法人の監査の結果については、年１回ホームページで情報を公開する。

（６）スチュワードシップコードへの対応状況及び株主議決権行使の結果等の公表について、引き続き分かりやすい内容となるよう努める。

（７）運用受託機関等の選定等に関しては、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うな</td>
<td>（４）監査委員会及び監査法人の監査の結果等について、迅速な情報公開を行ったか。

（５）運用受託機関等の選定等に関しては、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行</td>
<td>（２）基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みについては、業務概況書において説明しているほか、管理運用法人の役割や管理・運用の仕組みについて分かりやすく説明した資料をホームページ上で掲載、基本ポートフォリオを分かりやすく説明する動画を Youtube 公式チャンネルに掲載するなど説明に努めている。
　このほか、国内外のセミナー等において講演等で管理運用法人に関する説明を行い、平成２８年度に引き続き理事長による新年メディア懇談会を開催するなど、積極的な情報発信に努めた。
　また、オルタナティブ資産に係る運用機関の公募及び情報提供の受付について、ホームページに掲載した。
　オルタナティブ資産に係る運用機関の公募は管理運用法人にとって初めての取組みであることから、説明会を複数回開催すると共に、当該説明会資料（日・英）をＨＰに掲載する等、運用機関が当法人のオルタナティブ資産関する考え方を充分理解した上で公募プロセスに参加できるような工夫を行った。

（３）業務方針について、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から７度の見直しを行い、ホームページにおいて公表した。

（４）透明性の向上を図るため、平成２９年度計画において、平成２８年度の業務概況書は７月の第１金曜日、平成２９年度の各四半期の運用状況は、期末日の翌々月の第一金曜日（金曜日が休日の場合はその前日）を公表日とすることとし、前倒しして公表を行った。

<table>
<tr><td>業務概況書
（平成 28 年度）</td><td>第 1 四半期
（平成 29 年度）</td><td>第 2 四半期
（平成 29 年度）</td><td>第 3 四半期
（平成 29 年度）</td></tr>
<tr><td>H29. 7. 7</td><td>H29. 8. 4</td><td>H29. 11. 2</td><td>H30. 2. 3</td></tr>
<tr><td>業務概況書
（平成 27 年度）</td><td>第 1 四半期
（平成 28 年度）</td><td>第 2 四半期
（平成 28 年度）</td><td>第 3 四半期
（平成 28 年度）</td></tr>
<tr><td>H28. 7. 29</td><td>H28. 8. 26</td><td>H28. 11. 25</td><td>H29. 3. 3</td></tr>
</table>

（５）監事監査の結果及び監査法人による外部監査の結果について、ホームページに掲載し、情報の公表を行った。

（６）
① 平成 29 年 5 月に改訂された日本版スチュワードシップ・コー</td>
<td>いるＥＳＧ投資について、国民や投資先企業、運用業界など幅広いステークホルダーに理解を求める観点から、ＥＳＧ投資を中心とする講演・シンポジウムへの役職員の登壇を国内外で 58 回行った。
　その他、理事長による新年メディア懇談会を開催するなど積極的な情報発信に努めた。
　さらに、透明性の向上と情報公開の充実を図るため、市場への影響を検証することとした上で、平成２７年３月末時点（債券 1092 発行体、株式 4702 銘柄）及び平成２８年３月末時点（債券 2297 発行体、株式 4711 銘柄）に加え、平成２９年３月末時点（債券 2752 発行体、株式 4828 銘柄）の全保有銘柄を新たに開示した。なお、開示にあたっては、経済団体、労働団体及び市場関係団体の計８団体に意見照会を行い、各団体の意見も踏まえ段階的に保有銘柄を開示するとともに、各段階において実証的な検証（イベントスタディ）等を行い、市場への影響等の懸念がないことを確認しながら進めることとした。検証にあたっては、各時点の影響度合の検証に留まらず、平成２８年３月末との平成２９年３月末の保有比率の差に着目した分析や、各運</td>
<td></td>
</tr>
</table>

			ど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性を確保する。 　さらに、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに公表するための所要の手続きを進める。 　加えて、管理運用法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性をさらに高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該有価証券の時価総額を公表する。	うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性の確保が図られているか。 （６）経営委員会の議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに公表するよう所要の手続を進めたか。 （７）保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該有価証券の時価総額を公表したか。	ド（改訂版コード）の趣旨に賛同し、平成２９年８月１日に「コード改訂に伴う対応」を公表。併せて、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を更新し、ホームページで同日公表。 ② 平成２９年６月１日付でスチュワードシップ活動原則および議決権行使原則を新たに策定し、同年６月２日にホームページで公表。 ③ 国内株式運用受託機関に対して、議決権行使結果の公表を要請（ホームページにも掲載） ④ ③で要請した株式運用受託機関の議決権行使結果の公表状況について当法人のホームページで公表。 ⑤ 当法人のスチュワードシップ活動について、「平成２９年　スチュワードシップ活動報告」を公表（平成３０年２月２日）し、平成２９年の当法人のスチュワードシップ活動の状況及び株主議決権行使状況の概要についてホームページに掲載。 ⑥「平成２９年　スチュワードシップ活動報告」の公表にあたり、英語版サマリーを作成しホームページに掲載。別途、全訳も作成。 ⑦ 企業・アセットオーナーフォーラム及びグローバル・アセットオーナーフォーラムの議事概要についてホームページに掲載。 （７）オルタナティブ資産運用の特性に見合った報酬体系及び手数料水準に関して運用委員会で審議し、また、インフラストラクチャー分野及び国内不動産分野における運用受託機関の採用及び投資マンデートの付与に際して、採用の経緯及び理由について経営委員会に報告を実施した。 　開催された運用委員会に係る資料及び議事要旨等並びに経営委員会に係る資料及び議事概要等について、市場への影響に配慮しつつ、ホームページに公表するとともに公表した旨をTwitterで情報発信した。 　また、運用委員会の議事録については、一定期間（７年）経過した第３８回～第４３回運用委員会の議事録の公表手続きを行った。 　なお、経営委員会の議事録については、厚生労働省令で定める期間（７年）経過後の議事録公表に向けた、所要の手続きを行った。 　加えて、年金積立金の管理及び運用の透明性をさらに高めるため、平成２９年３月末時点の保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該有価証券の時価総額を公表した。 ＜平成２８年度の業務実績の評価結果の反映状況＞	用受託機関が保有しているポートフォリオに対する影響をヒアリングするなど、多角的な検証を行った。加えて、第１～３回の検証を総括した内容を著名な証券アナリストジャーナル（2018年２月号）に寄稿し、ホームページ以外の媒体を通じても、広く公表を行った。 　以上を踏まえれば、所期の目標を達成したと考えられることから、Ｂと評価する。 【評価の視点】 　（１）基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みについては、業務概況書において説明しているほか、管理運用法人の役割や管理・運用の仕組みについて分かりやすく説明した資料をホームページ上で掲載、基本ポートフォリオを分かりやすく説明する動画をYoutube公式チャンネルに掲載している。このほか、国内外のセミナー等において講演等で管理運用法人に関する説明を行い、平成28年度に引き続き理事長による新年メディア懇談会を開催するなど、積極的な情報発信に努めており、所期の目標を達成していると考える。 （２）年金積立金の運用	

					有識者会議での「情報の発信については、一般の方々に届いているか、受け手の反応など調査アンケートなどをとって広報のあり方も含めて検討する取組もあっていいのではないか。」「メディアがＧＰＩＦの運用に関する取り組みを十分に理解されていないため、改善の余地が十分にあるのではないか。」との意見を踏まえ、広報活動の評価（効果測定含む）を実施するとともに、短期の運用実績の評価に偏らないバランスの取れた認知度の向上を図るため、新たに取り組んでいるＥＳＧ関連の取り組みや平成２９年１０月のガバナンス改革での合議制の導入により、より透明性の高い組織になることをアピールした。マスメディアを介さず管理運用法人の運用について国民に理解を求める新たな取組みとして、投資初心者などにも訴求力のある個人投資家向けイベントに広報責任者が登壇し、長期分散投資家としての管理運用法人の知名度を高めた。また、ツイッターを通じて累積収益やインカムゲインなど長期分散投資の成果を示す情報発信を強化した。	手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果等については、業務概況書等で適切に公表した。平成２９年度広報戦略を策定し広報の方向性を明確化した上で、国民の信頼を高めるため、ターゲット別にアプローチを実施した。効果的なコミュニケーションツールとして SNS を活用し、Twitter 公式アカウントでは、ホームページの更新状況だけでなく、管理運用法人による長期分散投資の成果をインパクトのある数字で分かりやすく示す情報の発信に努め、フォロワー数が昨年比約 2.7 倍の 22,653 となった。また、Youtube 公式チャンネルでは、記者会見の模様や運用状況を国民に分かりやすく説明する動画に加え、長期投資家としての管理運用法人を紹介する映像及び採用PR映像を掲載した。管理運用法人に対する国際的な関心が高まっていることに鑑み、重要な情報については日本語とタイムラグのない英語による情報発信に努め、ホームページの新着情報から 35 回（昨年度は25回)、Twitter から46回(昨年度も46回)の英語による情報発信を行った。マスメディアやホームページ・SNS 以外で管理運用法人の運用につい	

						て国民に理解を求める新たな取組みとして、投資初心者などにも訴求力のある個人投資家向けイベントに広報責任者が登壇し、長期分散投資家としての管理運用法人の知名度を高めた。 　また、管理運用法人が長期的な投資収益向上の観点から近年強化しているＥＳＧ投資について、国民や投資先企業、運用業界など幅広いステークホルダーに理解を求める観点から、ＥＳＧ投資を中心とする講演・シンポジウムへの役職員の登壇を国内外で58回行った。ＥＳＧ投資についてはホームページ上に管理運用法人のＥＳＧ投資に関する特設ページを新たに設けたほか、２９年１１月に外務省と共同でメディア向けの勉強会を開催した。この結果、平成２９年度に全国紙に掲載されたＥＳＧ投資に関する全国紙の新聞記事は２７年度比で４倍に達し、管理運用法人に関する報道が短期の運用実績に偏っていた過去の傾向に比べ、長期投資家としての姿勢を国民に伝えることができた。さらに国民や運用受託機関など取引先、投資先企業など幅広いステークホルダーに管理運用法人の認知度・信頼性の向上をはかるため、長期投資家	

						としての管理運用法人を紹介する約２分の映像を制作し、管理運用法人の受付や役員の講演・YouTubeチャンネルで放映した。 　また、四半期ごと及び業務概況書公表時に広報効果測定を実施した。広報に関する幅広い取組みの結果、同調査で 管理運用法人について「信頼できる」と回答した人の割合は、平成２８年７月の 17.7%から、平成３０年２月は27.7%まで上昇した。 　これらにより、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考える。 　（３）適切に各年度・各四半期の運用状況を公表しており、所期の目標を達成していると考える。 　（４）適切に監事及び監査法人の監査の結果等を公表しており、所期の目標を達成していると考える。 　（５）オルタナティブ資産運用の特性に見合った報酬体系及び手数料水準に関して運用委員会で審議し、また、インフラストラクチャー分野及び国内不動産分野における運用受託機関の採用及び投資マンデートの付与に際して、採用の経緯及び理由について経営委員会に報告しており、所期の目標を達	

						成していると考える。 （６）適切に、経営委員会の議事録の公表の手続きを進めており、所期の目標を達成していると考える。 （７）年金積立金の管理及び運用の透明性をさらに高めるため、平成２９年３月末時点の保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該有価証券の時価総額を公表しており、所期の目標を達成していると考える。 〈課題と対応〉 特になし	

４．その他参考情報
該当なし。

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ―５	基本ポートフォリオ等		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	Ⅸ－１－１

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度
基本ポートフォリオを検証した回数	適切な資産構成割合の管理	１回	１回	１回	１回		
基本ポートフォリオの見直しを行った回数	適切な資産構成割合の管理	１回または０回（見直しを行った年は業務量が増えるため高く評価）	０回	０回	０回		

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度
予算額（千円）					
決算額（千円）					
経常費用（千円）	－	－	－	－	－
経常利益（千円）	－	－	－	－	－
行政サービス実施コスト（千円）	－	－	－	－	－
従事人員数	－	－	－	－	－

《インプット情報の記載が困難な理由》
当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
５．年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 （１）モデルポートフォリオの策定	５．年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 （１）モデルポートフォリオの策定 経営委員会は、モデルポートフォリオを	５．年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 （１）基本ポートフォリオ	＜評価の視点＞ （１）経営委員会は、モデルポートフォリオを策定するに際して、運用の目標に沿った資産構成とし、フォワード・ルッキングなリスク	５．年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 （１）基本ポートフォリオ 平成２６年１０月３１日に策定した基本ポートフォリオが引き続き効率的であることを確認した上で、当該基本ポートフォリオを第３期中期計画における基本ポートフォリオとして継続することとし、中期計画において定めた基本ポートフォリ	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 「基本ポートフォリオ等」は、長期的な観点から運用目標に沿ったモデルポートフォリオを定め、そのモデルポートフォリオに即した基本ポートフォリオを定めるとともに、定	評定	Ｂ
						＜評定に至った理由＞ 基本ポートフォリオの見直しについては、市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、定期的に基本ポートフォリオの検証を行うことにしている。 これに関し、国内金利が引き続き低水準で推移したことなど足元の運用環境の変化を踏まえて、平成２９年度末時点を基準に直近の経済・市場データを更新し、経営委員会の審議、議決を経て、現行基本ポートフォリオを変更する必要がない	

	他の管理運用主体（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）と共同して、基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべき積立金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）を定めること。 経営委員会は、モデルポートフォリオを策定するに際して、運用の目標に沿った資産構成とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定すること。なお、経営委員会は、モデルポートフォリオを策定するに当たって、モデルポートフォリオを参酌し	策定するに際して、運用の目標に沿った資産構成とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定する。なお、経営委員会は、モデルポートフォリオを策定するに当たっては、モデルポートフォリオを参酌して他の管理運用主体が定める基本ポートフォリオとの関係も併せて検討する。 （２）モデルポートフォリオの見直し 策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるとき、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、これを変更する。また、モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないか等についての検証は、少なくとも基本ポートフォリオの定期的な検証において必要と判断されたときに実	モデルポートフォリオに即し、次の基本ポートフォリオに基づき、年金積立金の管理及び運用を行う。 ・資産構成割合 国内債券３５％ 国内株式２５％ 外国債券１５％ 外国株式２５％ ・乖離許容幅 国内債権±１０％ 国内株式±９％ 外国債券±４％ 外国株式±８％ （注）運用体制の整備に伴い管理・運用されるオルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他経営委員会の議を経て決定するもの）は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の５％を上限とする。 また、経済環境や市場環境の	分析を踏まえて長期的な観点から策定しているか。 （２）モデルポートフォリオについて、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、他の管理運用主体と共同して、検討を行っているか。また、定期的な検証の必要性について検討を行ったか。 （３）経営委員会は、基本ポートフォリオを、運用目標に沿った資産構成割合とし、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定しているか。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととするとともに株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることを十分考慮したか。	オ及び乖離許容幅に基づき年金積立金の運用を行った。 （２）基本ポートフォリオの見直し 経営委員会の下に設置された検討作業班は、国内金利が引き続き低水準で推移したことなど足元の運用環境の変化を踏まえて、平成２９年度末時点を基準に直近の経済・市場データを更新し、４回の審議を経て基本ポートフォリオの検証を進めたところ、経営委員会における審議、議決を経て、現行基本ポートフォリオを変更する必要がないことを確認し、このことから、モデルポートフォリオを変更する必要がないことを確認した。	期的に検証を行うほか、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等必要があると認める場合には、見直しの検討を行うこととされている。 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、基本ポートフォリオの定期検証を行うこととされているのに対し、経営委員会の下に設置された検討作業班は、国内金利が引き続き低水準で推移したことなど足元の運用環境の変化を踏まえて、平成２９年度末時点を基準に直近の経済・市場データを更新し、４回の審議を経て基本ポートフォリオの検証を進めたところ、経営委員会の審議、議決を経て、現行基本ポートフォリオを変更する必要がないことを確認し、このことから、モデルポートフォリオを変更する必要がないことを確認しており、所期の目標を達成したと考えられることから、Ｂ評価とする。 【評価の視点】 （１）モデルポートフォリオは、運用の目標に沿った資産構成とし、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定されており、所期の目標を達成していると考える。	ことを確認している。 以上を踏まえれば、所期の目標を達成しており、「Ｂ」と評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ （外部有識者の意見） ・特になし。

	て法人及び他の管理運用主体が定める基本ポートフォリオとの関係も併せて検討すること。 （２）モデルポートフォリオの見直し 策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるとき、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、これを変更すること。また、モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないか等についての定期的な検証の必要性について検討すること。 （３）基本ポートフォリオの策定 経営委員会は、基本ポートフォリオをモデルポートフォリオに即し、運用の目標に沿った資産構	施する。 （３）基本ポートフォリオの基本的考え方 経営委員会は、基本ポートフォリオをモデルポートフォリオに即し、運用の目標に沿った資産構成割合とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定する。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととするとともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることも十分に考慮する。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、リスクシナリオ等による検証について、より踏み込んだ複数のシナリオで実施するなど、一層の充実を行う。 （４）基本ポートフォリオ 基本ポートフォリオを構成する資産区	変化が激しい昨今の傾向を踏まえ、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができる。ただし、その際の見通しは、決して投機的なものであってはならず、確度が高いものとする。 （２）基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオについて、策定時に想定した運用環境に変化がないかの検証を行う。 また、市場の急激な変動などが生じた場合、必要に応じて見直しの検討を行う。 これに併せ、モデルポートフォリオの検証が必要と判断されたときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、経営委員会	（４）基本ポートフォリオについて、市場動向を踏まえた適切なリスク管理を行い、定期的に基本ポートフォリオの検証を行うほか、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等必要があると認める場合には、必要に応じて見直しの検討を行ったか。		（２）（４）経営委員会の下に設置された検討作業班は、国内金利が引き続き低水準で推移したことなど足元の運用環境の変化を踏まえて、平成２９年度末時点を基準に直近の経済・市場データを更新し、４回の審議を経て基本ポートフォリオの検証を進めたところ、経営委員会の審議、議決を経て、現行基本ポートフォリオを変更する必要がないことを確認し、このことから、モデルポートフォリオを変更する必要がないことを確認しており、所期の目標を達成していると考える。 （３）基本ポートフォリオは、運用の目標に沿った資産構成とし、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定されており、所期の目標を達成していると考える。 〈課題と対応〉 特になし	

	成とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定すること。その際、名目賃金上昇率から下振れするリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととするとともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることも十分に考慮すること。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、リスクシナリオ等による検証について、より踏み込んだ複数のシナリオで実施するなど、一層の充実を行う。 （4）基本ポートフォリオの見直し 　市場動向を踏まえた適切なリ	分については、国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式とし、基本ポートフォリオ及び乖離許容幅を次のとおり定める。 　なお、以下に定める基本ポートフォリオへ移行するまでの間、乖離許容幅を超過することについては許容するものとする。 ・資産構成割合 国内債券３５％ 国内株式２５％ 外国債券１５％ 外国株式２５％ ・乖離許容幅 国内債券±１０％ 国内株式±９％ 外国債券±４％ 外国株式±８％ （注）　運用体制の整備に伴い管理・運用されるオルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他経営委員会の議を経て決定するもの）は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の５％を上限とする。 　また、経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえ、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中	の審議を経て議決を行い、変更する。				

	スク管理等を行い、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、中期目標期間中であっても、必要に応じて見直しの検討を行うこと。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。）を策定すること。	で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができる。ただし、その際の見通しは、決して投機的なものであってはならず、確度が高いものとする。 （5）基本ポートフォリオの見直し 　市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、定期的に基本ポートフォリオの検証を行うほか、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等必要があると認める場合には、中期目標期間中であっても、必要に応じて見直しの検討を行う。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。）を策定する。					

４．その他参考情報
該当なし。

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ―６	管理及び運用に関し遵守すべき事項		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	Ⅸ－１－１

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度
スチュワードシップ活動に関する運用受託機関へのヒアリング社数	スチュワードシップ活動の把握	２０社（すべての国内株式運用受託機関）	２０社（すべての国内株式運用受託機関）	１６社（すべての国内株式運用受託機関）	３４社（すべての内外株式運用受託機関）		
スチュワードシップ活動に関するアンケート回答数	スチュワードシップ活動の把握	―	２６０社（対象４００社、回答率６５％）	２７２社（対象４００社、回答率６８％）	６１９社（対象２０５２社、回答率３０％）	←（参考）時価総額ベース回答率では69%	
アンケート回答企業へのエンゲージメントに関するヒアリング数	スチュワードシップ活動の把握	―	３１社	１６社	２０社		
企業・アセットオーナーフォーラム開催	スチュワードシップ活動の把握	―		１回	２回		
グローバル・アセットオーナーフォーラム開催	スチュワードシップ活動の把握	―		１回	２回		

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度
予算額（千円）					
決算額（千円）					
経常費用（千円）	―	―	―	―	―
経常利益（千円）	―	―	―	―	―
行政サービス実施コスト（千円）	―	―	―	―	―
従事人員数	―	―	―	―	―

《インプット情報の記載が困難な理由》
当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
６．年金積立金	６．年金積立金	６．年金積立金	＜評価の視点＞	６．年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	＜評定と根拠＞	評定	A

	の管理及び運用に関し遵守すべき事項 （１）受託者責任の徹底 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。 （２）市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努めること。 企業経営に対して過度に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、株主等の長期的	の管理及び運用に関し遵守すべき事項 （１）受託者責任の徹底 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。 （２）市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。 また、民間企業の経営に対して過度に影響を及ぼさないよう、以下の点について配慮する。	の管理及び運用に関し遵守すべき事項 （１）受託者責任の徹底 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。 （２）市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。 また、民間企業の経営に対して過度に影響を及ぼさないよう、以下の点について配慮する。 ①　同一企業	（１）慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底したか。 （２）市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを被ることがないよう努めるとともに、資金の投入及び回収に際し、特定の時期への集中を回避するなど市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないような適切な配慮がなされているか。 （３）民間企業の経営に対して過度に影響を及ぼさないよう、適切に配慮されているか。 （４）運用受託	（１）受託者責任の徹底 行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらをネットワークシステムに掲載し、内部規程等の改正の都度、メールにより役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの行動規範を携行している。 また、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、役職員の行動規範の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行うとともに、被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂（平成２９年５月、１０月、１２月、３０年３月）を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。加えて、監査委員会において、役職員の行動規範の遵守状況について報告した。 さらに、平成２９年度は１月をコンプライアンス強化月間とし、理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示、コンプライアンスに関するｅラーニング及び各部室ごとにコンプライアンスに関するグループワークを実施するなど役職員の意識の向上を図った。グループワークで出された疑問点をとりまとめた上で役職員に周知し疑問点の解消を行うことで遵守事項の周知徹底を図った。 （２）市場及び民間の活動への影響に対する配慮 ア　平成２９年度における年金特別会計への寄託金償還等については、年度当初に寄託金償還等の見通しを策定の上、キャッシュアウト等対応ファンド及び財投債ファンドの満期償還金・利金等を活用することにより対応した。 イ　運用受託機関の解約に伴い、当該資金を回収し再配分する際には、市場の価格形成等を考慮し、原則として現物移管により実施した。 民間企業の経営に対して過度に影響を及ぼさないよう、以下の取組を実施した。 ①　民間企業の経営に与える影響に配慮し、同一企業有価証券の保有が当該企業の発行済株式総数の５％以下となるよう引き続き求めている。この基準を全ての運用	評定：Ａ 「管理及び運用に関し遵守すべき事項」は、年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努めることとされている。また、企業経営に対して過度に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、株主議決権の行使等の適切な対応を行うこと、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行うこととされている。 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、市場及び民間の活動への影響について配慮することとされているのに対し、適切に配慮を行った。また、平成２９年６月１日付でスチュワードシップ活動原則および議決権行使原則を新たに策定し、管理運用法人として初めて原則という形で運用受託機関に対して考え方、期待する事項を明示した。民間企業の経営に過度に影響を及ぼさないよう配慮し、株	＜評定に至った理由＞ 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮するため、年金特別会計への寄託金償還等に必要な資金については、市場に影響を与えずに利用可能な財投債及びキャッシュアウト等対応ファンドの償還金及び利金等を活用するとともに、運用受託機関の解約に伴い回収した資金を再配分する際には、原則として現物移管により実施しており、民間企業の運営に対して過度に影響を及ぼさないよう適切に対応している。 株主等の長期的な利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使等の適切な対応を行うことや、スチュワードシップ責任を果たすため、株式運用受託機関向けの「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」を策定し、ＧＰＩＦとして初めて原則という形で運用受託機関に対して考え方、期待する事項を明示したことや、運用受託機関に対して、両原則とＧＰＩＦの考えを直接説明するなど、対話を実施し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し長期的な株主利益の最大化に資する株主議決権行使を求めたことについては、今年度からの新しい取り組みであり、また、他の国内機関投資家に先駆けた取組として、高く評価できる。 このほか、スチュワードシップ責任を果たす新たな取り組みとして、投資原則を変更し、これまで株式投資を対象としていたスチュワードシップ責任に関する活動について全ての資産に拡大することを決定、その具体的な活動としてＥＳＧを考慮した取り組みを明記した。また、運用受託機関とのコミュニケーションを従前の一方的な「モニタリング」モデルから双方向のコミュニケーションを重視した「エンゲージメント」モデルへ転換し、これに伴い運用受託機関とのミーティングも年１回のミーティングとは別に、スチュワードシップやその時々のテーマや必要に応じてミーティングやアンケートを実施し、年間を通じて活動を評価する体制に変更したこと、スチュワードシップ活動の充実を求めて昨年から実施した「機関投資家のスチュワードシップ活動に関する上場企業向けアンケート」の対象を前年までのＪＰＸ日経インデックス400構成銘柄企業から東証一部上場企業（2,052 社）に拡大したことなどスチュワードシップ活動に関する様々な取り組みを積極的に行ったことについては高く評価できる。

	な利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使等の適切な対応を行うこと。その際、「責任ある機関投資家」の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫（平成２６年２月２６日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）を踏まえ、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行うこと。 企業経営等に与える影響を考	①　運用受託機関ごと（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について制限を設ける。 ②　企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 ③　企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求	発行有価証券の保有状況について制限を設け、運用受託機関からの運用状況の報告に併せて、遵守状況を確認する。 ②　企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 ③　コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使を含むスチュワードシップ活動の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを運用受託機関に示すとともに、運用受託機関からは、議決権行使に係るガイドラインの提出及び議決権行使状況の年２回の報告を求める。ガイドライン及び議決権行使状況を含む運用受託機関のスチュワードシップ責任（機関投資家	機関（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について、適切な制限を設け、保有状況の確認が行われているか。 （５）運用受託機関に対し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求めているか。	受託機関が遵守していることを確認した。 ②　民間企業の経営に与える影響に配慮し、株式運用については民間の運用受託機関に委託し管理運用法人自ら個別銘柄の選択は行わず、また、運用受託機関に個別銘柄指図も行わなかった。 ③ ア　株式運用受託機関向けのスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則を策定し、管理運用法人として初めて原則という形で運用受託機関に対して考え方、期待する事項を明示。 イ　民間企業の経営に過度に影響を及ぼさないよう配慮し、株主総会における個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこととする一方、運用受託機関に対して、運用受託機関等説明会で、アで示した両原則と管理運用法人の考えを直接説明、対話を実施し、コーポレート・ガバナンスの重要性を認識し長期的な株主利益の最大化に資する株主議決権行使を求めた。また、管理運用法人から提示している運用ガイドラインにおいて、「コーポレート・ガバナンスの重要性を認識し、長期的な株主利益の最大化を目的とする」としていることを踏まえ、株主議決権行使に係る方針を定めるよう明記している。 ウ　運用受託機関に対して、株主議決権行使に係る方針の提出を求めた。また、提出されていた議決権行使に係る方針について変更があった延１８ファンドについては、変更後の方針の提出を受けた。 エ　平成２９年度における株主議決権行使状況については、概ね良好な結果であった。国内株式及び外国株式の運用受託機関延べ５０ファンドから報告を求め、全ファンドが議決権行使を実施していることを確認した。平成２９年度における行使状況は次のとおりである。 （国内株式） a　運用受託機関の対応状況 株主議決権を行使した運用受託機関数：　３０ファンド 株主議決権を行使しなかった運用受託機関数：０ファンド b　行使内容 ●国内株式	主総会における個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこととする一方、運用受託機関に対して、両原則と管理運用法人の考えを説明、対話を実施し、コーポレート・ガバナンスの重要性を認識し長期的な株主利益の最大化に資する株主議決権の行使を求めた。 スチュワードシップ責任を果たすため、基本的な方針に沿った対応を行うこととされているのに対し、平成２９年５月に改訂された日本版スチュワードシップ・コード（改訂版コード）の趣旨に賛同し、平成２９年８月１日に「コード改訂に伴う対応」を公表するとともに、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を更新し、ホームページで同日公表した。さらに、平成２９年６月１日付でスチュワードシップ活動原則および議決権行使原則を新たに策定し、同年６月２日にホームページで公表した。国内株式運用受託機関に対して、議決権行使結果の公表を要請し、議決権行使結果の公表状況について当法人のホームページで公表した。加えて、当法人のスチュワードシップ活動について、「平成２９年スチュワードシップ活動報告」を公表（平成３０年	また、法人が実施した機関投資家のスチュワードシップ活動に関する上場企業向けアンケート結果によると、約７割の企業が法人のスチュワードシップ活動を評価している。 企業価値の向上や持続的成長を促すことで被保険者のために長期的な投資リターンを拡大することは重要であり、今年度に行った取り組みは、他の同様の機関に先駆けた取り組みも含まれており、所期の目標を大きく上回って達成していることから、「A」と評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、受託者責任の徹底や、市場及び民間活動への影響に対する配慮など、年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項について適切な配慮を行うこと。 ＜その他事項＞ ＜その他事項＞ （外部有識者の意見） ・議決権行使原則の内容について考え方をもう少し明確に記載した方が透明性が高まって理解が進むのではないか。 ・ＧＰＩＦが率先して日本の年金運用業界の中で進めていることであるためA評価で十分である。ただし、企業向けのアンケートや非財務情報を利用するＥＳＧについて、企業側の負担とのバランスを工夫しながら進めていただきたい。

慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。

める。その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》(平成２６年２月２６日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ)を踏まえ、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。)を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行う。

が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。以下同じ。)に係る取組状況について、管理運用法人と運用受託機関間の双方向のコミュニケーションによるエンゲージメントを通じた評価を行う。

④　「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（平成２６年２月２８日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）を踏まえ、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的

（６）日本版スチュワードシップ・コードを踏まえ、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行ったか。

（単位：延べ議案数）

	平成２９年度		
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数
賛　成	165,471 (91.7%)	254 (11.0%)	－
反　対	15,023 (8.3%)	2,056 (89.0%)	－
白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	－
棄　権	0 (0.0%)	0 (0.0%)	－
合　計	180,494 (100.0%)	2,310 (100.0%)	182,804

（注）割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合がある。

【参考：平成２８年度】

（単位：延べ議案数）

	平成２８年度		
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数
賛　成	185,776 (92.0%)	80 (5.5%)	－
反　対	16,110 (8.0%)	1,369 (94.5%)	－
白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	－
棄　権	0 (0.0%)	0 (0.0%)	－
合　計	201,886 (100.0%)	1,449 (100.0%)	203,335

（注）割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合がある。

（外国株式）

a　運用受託機関の対応状況

株主議決権を行使した運用受託機関数：２０ファンド

株主議決権を行使しなかった運用受託機関数：０ファンド

（単位：延べ議案数）

２月２日）した。また、国内株式パッシブ運用のマネジャー・エントリーに際し、スチュワードシップを重視したビジネスモデルの提案を要請し、その評価方法、手数料体系について検討を行った。運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価と「目的を持った対話」（エンゲージメント）の実態把握を目的として、「東証一部上場企業向けアンケート」を実施するとともに、複数の企業から「アセットオーナーであるＧＰＩＦと企業との間の継続的かつ建設的な意見交換の場」設立の提案を受けて設立された「企業・アセットオーナーフォーラム」を開催し、本フォーラムを通じて企業から得られた管理運用法人を含む運用業界全般に対する要望事項を、平成２９年６月公表の初の運用受託機関向け「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」作成に大きく活用した。被保険者のために一層のスチュワードシップ責任を果たすため、この分野において先行する海外公的年金基金等との継続的な意見交換の場を設け、その高度な知見の活用を目指し「グローバル・アセットオーナーフォーラム」を継続的に開催し、海外アセットオーナーと

<table>
<tr>
<td></td>
<td>（３）年金給付のための流動性の確保
年金財政の見通し及び収支状</td>
<td>（３）年金給付のための流動性の確保
年金財政の見通し及び収支状</td>
<td>な方針に沿った対応を行う。
また、スチュワードシップを重視した運用受託機関のビジネスモデルに対応した評価方法や手数料体系を検討する。
さらに、アセットオーナーである管理運用法人と企業との間の継続的かつ建設的な意見交換の場として企業・アセットオーナーフォーラムを開催するとともに、この分野において先行する海外公的年金基金等との継続的な意見交換の場としてグローバル・アセットオーナーフォーラムを開催し、外国株式運用受託機関のスチュワードシップ責任に係る取組状況についての評価にも活用する。
（３）年金給付のための流動性の確保
年金財政の見通し及び収支状</td>
<td>（７）年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性</td>
<td>
<table>
<tr><th></th><th colspan="3">平成２９年度</th></tr>
<tr><th>行使内容</th><th>会社提案</th><th>株主提案</th><th>総議案数</th></tr>
<tr><td>賛　成</td><td>192,525
(90.9%)</td><td>4,438
(52.4%)</td><td>－</td></tr>
<tr><td>反　対</td><td>19,017
(9.0%)</td><td>3,973
(46.9%)</td><td>－</td></tr>
<tr><td>白紙委任</td><td>0
(0.0%)</td><td>0
(0.0%)</td><td>－</td></tr>
<tr><td>棄　権</td><td>190
(0.1%)</td><td>62
(0.7%)</td><td>－</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>211,732
(100.0%)</td><td>8,473
(100.0%)</td><td>220,205</td></tr>
</table>
（注）割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合がある。

【参考：平成２８年度】
（単位：延べ議案数）
<table>
<tr><th></th><th colspan="3">平成２８年度</th></tr>
<tr><th>行使内容</th><th>会社提案</th><th>行使内容</th><th>会社提案</th></tr>
<tr><td>賛　成</td><td>195,076
(92.1%)</td><td>3,327
(40.8%)</td><td>－</td></tr>
<tr><td>反　対</td><td>16,630
(7.9%)</td><td>4,770
(58.5%)</td><td>－</td></tr>
<tr><td>白紙委任</td><td>0
(0.0%)</td><td>0
(0.0%)</td><td>－</td></tr>
<tr><td>棄　権</td><td>67
(0.0%)</td><td>53
(0.7%)</td><td>－</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>211,773
(100.0%)</td><td>8,150
(100.0%)</td><td>219,923</td></tr>
</table>
（注）割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合がある。

オ　議決権行使の評価については、各運用受託機関の取組状況を以下の評価項目を総合することにより実施した。
・株主議決権行使ガイドラインの整備状況
・行使体制
・行使状況
平成２９年度における議決権行使の取組は概ね良好であった。
カ　運用受託機関とのコミュニケーションを従前の一方
</td>
<td>の活発な意見交換を、管理運用法人におけるＥＳＧの取組み方のあるべき方向性の議論に活用した。
これらを踏まえれば、所期の目標を大きく上回る成果を達成したと考えられることから、Ａと評価する。

【評価の視点】
（１）慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底しており、所期の目標を達成していると考える。

（２）資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、適切に配慮しており、所期の目標を達成していると考える。

（３）民間企業の経営に対する影響については、適切に配慮しており、所期の目標を達成していると考える。

（４）運用受託機関等における同一企業発行有価証券の保有については、適切に対応しており、所期の目標を達成していると考える。

（５）株主議決権の行使については、昨年度から引き続き適切に対応しており、所期の目標を達成していると考える。</td>
<td></td>
</tr>
</table>

	況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために必要な機能の強化を図ること。また、短期借入も活用できるようにすること。	況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入に活用等必要な機能の強化を図る。	況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を進める。	（現金等）が確保されているか。また、その際、運用の効率性をできる限り損なわないように配慮しているか。 （８）市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を行っているか。	的な「モニタリング」モデルからスチュワードシップ責任に対する考え方を示しつつ双方向のコミュニケーションを重視した「エンゲージメント」モデルへ転換。これに伴い、運用受託機関とのミーティングも年に１回の総合評価ミーティングとは別にスチュワードシップミーティングをはじめ、その時々のテーマや必要に応じてミーティングやアンケートを都度実施し、年間を通じて活動を評価する体制に変更。この評価結果は平成２９年度の総合評価に反映させることとしている。 ④ ア　投資原則において、スチュワードシップ責任を果たす活動の対象を株式投資から全資産に拡大し、その具体的な取組として ESG を明記。 イ　平成２９年５月に改訂された日本版スチュワードシップ・コード（改訂版コード）の趣旨に賛同し、平成２９年８月１日に「コード 改訂に伴う対応」を公表。併せて、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を更新し、ホームページで同日公表。 a　平成２９年６月１日付でスチュワードシップ活動原則および議決権行使原則を新たに策定し、同年６月２日にホームページで公表。 b　国内株式運用受託機関に対して、議決権行使結果の公表を要請。 c　b で要請した株式運用受託機関の議決権行使結果の公表状況について当法人のホームページで公表。 d　当法人のスチュワードシップ活動について、「平成２９年　スチュワードシップ活動報告」を公表（平成３０年２月２日）し、平成２９年の当法人のスチュワードシップ活動状況に加え、運用受託機関のスチュワードシップ活動状況、運用受託機関に対する期待と課題、当法人の今後の対応及び株主議決権行使状況の概要について報告。 ウ　国内株式パッシブ運用のマネジャー・エントリーに際し、スチュワードシップを重視したビジネスモデルの提案を要請。その評価方法、手数料体系について検討を行った。 エ　運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における取組・課題等を把握する観点から以下の取組を行った。 ・運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価	（６）投資原則において、スチュワードシップ責任を果たす活動の対象を株式投資から全資産に拡大し、その具体的な取組として ESG を明記。また、平成２９年５月のスチュワードシップ・コード改訂を受け、同年８月に改訂版コードへの賛同を表明し、スチュワードシップ責任を果たすための方針を変更。また、運用受託機関向けのスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則を策定し、運用受託機関に対する期待を明文化。運用受託機関とは従前のモニタリングモデルから双方向のコミュニケーションをベースにしたエンゲージメントを実施、運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における取組・課題の把握に努める一方、その活動が企業からどのように受け止められているかを把握するため、企業向けアンケートを実施。より幅広い企業の意見をヒアリングするため、アンケートの対象を前年までの JPX 日経インデックス 400 から東証一部上場企業に拡大。「企業・アセットオーナーフォーラム」及び「グローバル・アセットオーナーフォーラム」を開催し、スチュワードシップ活動の向上に努めており、所	
	（４）他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努めること。	（４）他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努める。	（４）他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努める。	（９）他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努めたか。			

					と「目的を持った対話」（エンゲージメント）の実態把握を目的として、「東証一部上場企業向けアンケート」を実施（対象を前年までの JPX から東証一部上場企業に拡大） ・複数の企業から「アセットオーナーであるＧＰＩＦと企業との間の継続的かつ建設的な意見交換の場」設立の提案を受けて設立された「企業・アセットオーナーフォーラム」を開催し、本フォーラムを通じて企業から得られた管理運用法人を含む運用業界全般に対する要望事項を、平成２９年６月公表の初の運用受託機関向け「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」作成に大きく活用 ・被保険者のために一層のスチュワードシップ責任を果たすため、この分野において先行する海外公的年金基金等との継続的な意見交換の場を設け、その高度な知見の活用を目指し「グローバル・アセットオーナーフォーラム」を継続的に開催し、海外アセットオーナーとの活発な意見交換を、管理運用法人におけるＥＳＧの取組み方のあるべき方向性の議論に活用 ・企業には統合報告書の充実または作成を促し、投資家にはその活用を働き掛けることを目的に、ＧＰＩＦの運用受託機関が選ぶ「優れた統合報告書」、「改善度の高い統合報告書」を公表 ・運用会社の評価基準の改定（内外株式運用受託機関におけるスチュワードシップ責任に係る取組のウェイト引き上げ等） ・海外における企業及び機関投資家の女性活躍推進の取組について情報を収集するため英国の 30%Club および米国の Thirty Percent Coalition にオブザーバーとして加盟しているほか、外務省の持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議に髙橋理事長が構成員として参加し、水野理事兼 CIO が責任投資原則協会（PRI Association）の理事を務めるなど国連が提唱する責任投資原則（ＰＲＩ）や国内外関係団体・機関との連携強化 ・国内株を投資対象にした ESG 指数の選定、運用開始 ・グローバル株式を対象とした環境指数の公募 オ　平成２９年９月～１０月にかけて、全ての株式運用受託機関に対しヒアリングを実施し、継続的なエンゲージメントの実施や対話内容の充実等、運用受託機関と投資先企業との間で前向きな対応が行われていること、また	期の目標を大きく上回る成果が得られたと考える。 （７）年金財政の見通しと実績のキャッシュアウト額に乖離が生じる中で、キャッシュアウト等対応ファンド及び財投債の満期償還金・利金などでキャッシュアウトに対応できており、所期の目標を達成していると考える。 （８）市場動向の把握や短期借入の活用など必要な機能の強化については、適切に行っており、所期の目標を達成していると考える。 （９）他の管理運用主体に過去に実施した委託調査研究の報告書を情報提供し、モデルポートフォリオに関して意見交換を行った。さらに、企業・アセットオーナーフォーラムの開催にあたっては、アセットオーナーとして国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興共済事業団と連携を図った。加えて、世界銀行と行った「債券投資における環境・社会・ガバナンス（ESG）の考慮について」の共同研究に関し、地方公務員共済組合連合会と情報共有を図るなど他の管	

					運用受託機関のスチュワードシップ活動の課題を確認した。運用受託機関のスチュワードシップ活動における取組・課題については、次のようなものがあった。なお、これに先立ち、国内株式パッシブ運用受託機関の利益相反防止体制を確認することを目的に各社の第三者委員会委員長等委員会メンバーとのミーティングも新たに実施。一部機関では開催実態が外部から見えないケースもあった。 ・スチュワードシップ活動を統括する専門部署や委員会を設置又は強化し、年に１回の議決権行使への対応だけではなく通年でのスチュワードシップ活動への取組に進化させ、組織だった活動に深化するための取組が見られる。 ・一部の運用受託機関において、管理運用法人のスチュワードシップ活動原則の周知徹底がなされていない状況があった。 ・運用体制や投資スタイルにより、エンゲージメント活動の定義・内容には差が見られた。 ・ＥＳＧ課題への取組について、過去と比べてＥ（環境）やＳ（社会）に対する取組も進んでいるものの、全般的にＧ（ガバナンス）や議決権行使が中心であることは否めないが、一部外国株式運用受託機関ではアクティブ運用機関でもＥやＳに対する取組も進めており、運用受託機関によって対応に差がある状況であった。 ・議決権行使においては、外形基準や議決権行使助言機関等の推奨に依存した機械的な行使と疑われるケースがあった。 ・個別の議決権行使結果の公表において、利益相反が起こりうる先についてフラグを立てるなどの工夫を行った機関もあった。 （３）年金給付のための流動性の確保 平成２９年度における年金特別会計への寄託金償還等については、年金財政の見通しと実績のキャッシュアウト額に乖離が生じる中で、年度当初に寄託金償還等の見通しを策定の上、キャッシュアウト等対応ファンド及び財投債ファンドの満期償還金・利金等を活用することにより対応し、収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を行ったことから、寄託金償還等のために資産の売却を行うことはなかった。 運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関	理運用主体との連携を図っており所期の目標を達成していると考える。 〈課題と対応〉 特になし	

					係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタントによる経済・金融分析・市場見通し等及び投資戦略情報に基づく分析も集約し、それらの見方の違いも含めて、多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。 短期借入については、平成２９年度においては、短期借入が必要となるような事態は発生しなかったが、全ての取引先に短期借入スキームの実行性が確保できているか確認を行い、予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するための体制を維持した。 （４）他の管理運用主体との連携 第２回 GPIF Finance Awards の実施にあたり国家公務員共済組合連合会から後援の協力を得たほか、過去に実施した委託調査研究の報告書を３共済に情報提供した。 また、モデルポートフォリオに関し国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会と意見交換を行った。 さらに、企業・アセットオーナーフォーラムの開催にあたっては、アセットオーナーとして国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興共済事業団と連携を図った。 加えて、世界銀行と行った「債券投資における環境・社会・ガバナンス（ESG）の考慮について」の共同研究に関し、地方公務員共済組合連合会と情報共有を図るなど他の管理運用主体との連携を図ることに努めた。		

４．その他参考情報
該当なし。

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ―７	管理及び運用能力の向上		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	Ⅸ－１－１

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度
高度で専門的な人材数	管理及び運用能力の向上	―	７人	１４人（うち２８年度は７人採用）	１９人（うち２９年度は５人採用）		

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度
予算額（千円）					
決算額（千円）					
経常費用（千円）					
経常利益（千円）	―	―	―	―	―
行政サービス実施コスト（千円）	―	―	―	―	―
従事人員数	―	―	―	―	―

《インプット情報の記載が困難な理由》
当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
８．管理及び運用能力の向上 （１）高度で専門的な人材の確保とその活用等 高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、当該専門的能力を必要とする業務	７．管理及び運用能力の向上 （１）高度で専門的な人材の確保とその活用等 高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、当該専門的能力を必要とする業務	７．管理及び運用能力の向上 （１）高度で専門的な人材の確保とその活用等 ①　高度で専門的な人材については、運用の多様化に合わせ必要とする業務を明らかにする	＜評価の視点＞ （１）高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、当該専門的能力を必要とする業務等を明らかにするとともに、その人材の受入に伴う環境	７．管理及び運用能力の向上 （１）高度で専門的な人材の確保とその活用等 ①　平成２９年度は、平成２８年度に引き続き高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、以下のとおり専門的能力が必要となる業務等を明確にした。 ア　当法人の「投資原則」には「株式投資においては、スチュワードシップ責任を果たすような様々な活動を通じて被保険者のために中長期的な投資収益の拡大を図る」ことを定めており、	＜評定と根拠＞ 評定：B 「管理及び運用能力の向上」は、高度で専門的な人材の受入に伴う環境整備、業績を定期的に評価するシステムの導入などを行うこととされている。また、オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについて検討し、フォワード･ルッキングなリスク分析機能の	評定　B ＜評定に至った理由＞ 高度で専門的な人材に必要とされる専門能力や必要な業務を明確にし、外部コンサルタントの評価を加味した審査により専門的な人材を採用するとともに、早出遅出勤務制度の対象拡大による環境整備や目標管理型人事評価をより円滑に運用するための研修も実施した。 また、オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについて、リスク管理分析ツールを活用し、オルタナティブ資産を含めたトータルリスクの分析を実現している。

	等を明らかにするとともに、その人材の受入に伴う環境整備を図ること。 　また、高度で専門的な人材の法人に対する貢献を維持するため、業績を定期的に評価するシステムを構築・導入し、必要な場合には、雇用関係の見直しを可能とするなど、人材の適時適切な配置を図ること。 　さらに、高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、本法人の職員の業務遂行能力の向上を目指すこと。 　なお、高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどの手法により、国民に分かりやすく説明すること	等を明らかにするとともに、その人材の受入に伴う環境整備を行う。 　また、高度で専門的な人材の管理運用法人に対する貢献を維持するため、業績を定期的に評価するシステムを構築･導入し、必要な場合には、雇用関係の見直しを可能とするなど、人材の適時適切な配置を行う。 　さらに、高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、管理運用法人の職員の業務遂行能力の向上を目指す。 　なお、高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどの手法により、国民に分かりや	とともに、採用に当たっては、専門的能力の精査を行う。また、人材の受入に当たっては、運用能力を発揮できるよう環境整備を行う。 ②　高度で専門的な人材の管理運用法人に対する貢献の努力及びその成果を適正に評価できる人事評価制度の適正な運用を行い、人材の適時適切な配置等を行う。 ③　職員の業務の遂行能力の向上を目的とした高度で専門的な人材等を活用した研修等を行う。 ④　高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、民間企業等の報酬水準と比較する手法により国民に分かりやすい説明を行う。 ⑤　専門人材	整備を行ったか。 （２）高度で専門的な人材の法人に対する貢献を維持するため、業績を定期的に評価するシステムを構築・導入し、必要な場合には、雇用関係の見直しを可能とするなど、人材の適時適切な配置を行ったか。 （３）高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、職員の業務遂行能力の向上を図ったか。 （４）高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどの手法により、国民に分かりやすい説明を行ったか。	日本版スチュワードシップ・コードの受け入れや国連責任投資原則への署名等の取組みを進めてきたことに伴う専門的能力を有する人材 イ　分散投資を進めるためにオルタナティブ投資などによる運用多様化やリスク管理の強化に伴う専門的能力を有する人材 　なお、これらの必要な人材採用にあたっては、客観的な視点における外部コンサルタントの評価（アセスメント）を加味した法人の審査により専門的な人材５名を採用した。また、運用のフロント業務だけでなくミドル・バック業務を含む法人業務全般を担当する職員等の採用も積極的に行い、１８名の正規職員を採用した（平成２８年度は専門的な人材と当該正規職員を合わせて１３名採用、平成２９年度は専門的な人材と当該正規職員を合わせて２３名採用）。 　また、専門的な人材等の受け入れに当たっては、育児・介護中の人材についても柔軟な受け入れができるよう、平成２８年度に新たに導入した早出遅出勤務制度（１日の勤務時間を変更することなく、始業・終業時刻を変更して勤務することを認める制度）について、利用対象の拡大（未就学児を養育する職員を対象⇒小学生を養育する職員を対象）を行うことでより働きやすい環境を整備した。 採用内訳（専門的人材）：採用人数 オルタナティブ運用担当職員：４名 委託資産管理・運用担当職員：１名 早出遅出勤務制度利用者数（平成 29 年度末現在）：８名 ②　平成２７年度の実績評価から導入した目標に対する成果を評価する制度（目標管理型人事評価）について適切な運用を行うため、新たに評価者となった者に対して評価プロセスや評価基準の理解を深めるための研修を実施した。 　なお、平成２９年度に契約更新を迎えた高度で専門的な職員については、目標管理型人事評価の	強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めることとされている。 　以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、高度で専門的な人材の受入に伴う環境整備、業績を定期的に評価するシステムの導入などを行うこととされているのに対し、必要とされる専門的能力を精査し、専門的能力が必要となる業務等を明確にし、外部コンサルタントの評価を加味した法人の審査により専門的な人材を５名採用した。また、運用のフロント業務だけでなくミドル・バック業務を含む法人業務全般を担当する職員等の採用も積極的に行い、１８名の正規職員を採用した（平成２８年度は専門的な人材と正規職員を合わせて１３名採用、平成２９年度は専門的な人材と正規職員を合わせて２３名採用）。また、早出遅出勤務制度の見直しを行い、育児・介護中の人材も柔軟に受け入れられるように環境整備や、高度で専門的な職員が法人への貢献を維持させるための目標管理型人事評価をより円滑に運用するための研修を実施した。 　オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについて検討することとされているのに対し、本中期計画において導入したポートフォリオ全体のリスク管理システムを積極的に活用する取組みとして、平成 28 年 9 月から新たなリスク管理システムを導入し、オルタナティブ資産を含めたトータルリスクの分析を実現させた。 具体的には、バリューアットリスク、様々な過去の金融危機等をベース	以上を踏まえれば、所期の目標を達成しており、「Ｂ」と評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 　引き続き、高度で専門的な人材の確保に努めるとともに運用対象の多様化に伴うリスク管理を強化すること等により、管理及び運用能力の向上に努めることが望まれる。 ＜その他事項＞ （外部有識者の意見） ・特になし。

	と。 専門人材の強化・育成については、経営委員会の適切な監督の下、積極的に推進すること。 上記の事項は、長期的な経済、運用環境の変化に即した対応のための重要な手段であることから優先的に行うこと。 （２）運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化 オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについて、費用対効果を勘案した上で、自ら開発することを含め検討すること。 また、リスク管理について、フォワード･ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化	すい説明を行う。 専門人材の強化・育成については、経営委員会の適切な監督の下、積極的に推進する。 （２）運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化 オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについて、費用対効果を勘案した上で、自ら開発することを含め検討を行う。 また、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中での機動的な運用を行うことなどを踏まえ、リスク管理について、フォワード・ルッキングなリスク分析機	の強化等については、経営委員会の適切な監督の下､推進する。 （２）運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化 基本ポートフォリオの乖離許容幅の中での機動的な運用を行うことなどを踏まえ、複線的なリスク管理を進める。 併せて、オルタナティブ投資において、LPS 又は投資一任を活用した投資を検討することに伴い、必要なリスク管理体制を構築する。 また、フォワード・ルッキングな観点からのリスクの変化に	（５）専門人材の強化・育成については、経営委員会の適切な監督の下、積極的に推進したか。 （６）オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについて、費用対効果を勘案した上で、自ら開発することを含め検討を行ったか。 （７）リスク管理について、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど高度化を図ったか。	結果を活用し、更新の可否や更新条件等に係る判断を適切に行った。 ③　採用した高度で専門的な職員を講師とし、職員の能力向上を目的とした研修を実施した。 ④　「役職員の報酬・給与等について」の中で、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて「職員給与の支給水準の設定等についての考え方」を公表した。 ⑤　平成３０年度より新たにデリバティブ投資業務及び LPS 投資業務を開始するために必要となる専門的な人材等の増員（１２名）について、第７回経営委員会（平成３０年３月１４日）に諮り議決された。 なお、採用した高度で専門的な人材は、配属部署において正規職員の指導を行い、正規職員の業務遂行能力の向上に寄与している。 （２）運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化 費用対効果を勘案し、平成 28 年 9 月に導入した新たなリスク管理システムにより、オルタナティブ資産を含めたトータルリスクの分析を実現させた。 具体的には、バリューアットリスク、様々な過去の金融危機等をベースにしたストレステスト、金利や株価の変化に伴う損益シミュレーション、ファクター相関等の分析を行い、運用リスク管理委員会で報告している。また、上記に加え、センシティビティ分析（注１）を行い、資産構成割合への影響度分析を行うとともに、基本ポートフォリオとの推定トラッキングエラーを多角的に計測することにより、複線的なリスク管理を推進している。なお、オルタナティブ投資については、リスク管理フレームワークに従い、既存の資産に加え、グローバルインフラ、国内インフラ、グローバル不動産、国内不動産、グローバル・プライベートエクイティの運用受託機関に対してリスクレビューを実施した。 フォワード・ルッキングなリスク分析としては、リスク管理分析ツールの仮想シナリオによりストレステストを実施し、資産構成割合やリターンへの影響について分析するとともに、マハラノビス距離（注２）に	にしたストレステスト、金利や株価の変化に伴う損益シミュレーション、ファクター相関等の分析を行い、運用リスク管理委員会で報告している。また、上記に加え、センシティビティ分析（注１）を行い、資産構成割合への影響度分析を行うとともに、基本ポートフォリオとの推定トラッキングエラーを多角的に計測することにより、複線的なリスク管理を推進している。なお、オルタナティブ投資については、リスク管理フレームワークに従い、既存の資産に加え、グローバルインフラ、国内インフラ、グローバル不動産、国内不動産、グローバル・プライベートエクイティの運用受託機関に対してリスクレビューを実施した。 さらに、フォワード･ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めることとされているのに対し、リスク管理分析ツールの仮想シナリオによりストレステストを実施するとともに、地政学リスクとして特定の国の情勢に係るシナリオ分析や注目を集めた個別企業に対するシナリオ分析を行い、フォワードルッキングなリスク分析を充実させた。 加えて、平成２９年１０月の管理運用法人法改正及び政令の改正を受け、インハウスで利用できるデリバティブ取引（先物外国為替（市場デリバティブ）、株価指数先物）及び LPS が追加されたため、必要となる人員体制を整備するとともにリスク管理の高度化を図った。デリバティブ取引については、リスク管理方針（利用機会の制限、利用額の制	

	を進めるなど高度化を図ること。	能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど高度化を図る。	ついて、情報収集・調査機能の強化などにより、ストレステスト等を充実する。 上記の取組みを通じて、全体のリスク管理フレームワークの高度化を図る。		基づくシナリオの蓋然性について報告した。また、地政学リスクとして特定の国の情勢に係るシナリオ分析や注目を集めた個別企業に対するシナリオ分析を行い、フォワードルッキングなリスク分析を充実させた。 平成２９年１０月の管理運用法人法改正及び政令の改正を受け、インハウスで利用できるデリバティブ取引（先物外国為替（市場デリバティブ）、株価指数先物）及び LPS が追加されたため、必要となる人員体制を整備するとともにリスク管理の高度化を図った。デリバティブ取引については、リスク管理方針（利用機会の制限、利用額の制限、リスク量の測定・把握、経営委員会の関与及び常勤の監査委員による監視）を作成しリスク管理の高度化を図り、オルタナティブ投資についてはオルタナティブ投資室にミドル部門を新たに設けた上で人員の配置を行い、LPS のリスク管理体制の整備を図った。 （注１）金利や株価等のパラメータが１単位変化したときの資産価値の変化からリスクの大きさを分析するもの。 （注２）統計学で用いられる距離を表す手法の一つで、多次元のデータが相関を持つ場合に使用される。ここでは、仮想シナリオが現状の市場環境とどの程度離れているかを距離として把握するために用いられる。	限、リスク量の測定・把握、経営委員会の関与及び常勤の監査委員による監視）を作成しリスク管理の高度化を図り、オルタナティブ投資についてはオルタナティブ投資室にミドル部門を新たに設けた上で人員の配置を行い、LPS のリスク管理体制の整備を図った。以上により、所期の目標を達成したと考えられることから、Ｂ評価とする。 （１）高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、専門的能力が必要となる業務等を明確にし、外部コンサルタントの評価を加味した法人の審査により専門的な人材を５名採用した。また、運用のフロント業務だけでなくミドル・バック業務を含む法人業務全般を担当する職員等の採用も積極的に行い、１８名の正規職員を採用した（平成２８年度は専門的な人材と正規職員を合わせて１３名採用、平成２９年度は専門的な人材と正規職員を合わせて２３名採用）。また、専門的な人材の受け入れに当たっては、早出遅出勤務制度の見直しを行い、育児・介護中の人材も柔軟に受け入れられるように環境整備を行っており、所期の目標を達成していると考える。 （２）平成２７年度に導入した目標管理型人事評価について、新たに評価者となった者に対し研修を実施した。また、高度で専門的な職員の契約更新に当たっては、目標管理型人事評価の結果を適切に用いた円滑な更新等を行っており、所期の目標を達成していると考える。	

						（３）職員の能力向上を図る目的で高度で専門的な職員を講師とする研修を実施しており、所期の目標を達成していると考える。 （４）「役職員の報酬・給与等について」において、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて職員給与の支給水準の設定等の考え方を公表しており、所期の目標を達成していると考える。 （５）新たに開始するデリバティブ投資業務及びLPS投資業務に必要となる専門的な人材等の増員（１２名）について、適切に経営委員会に諮っており、所期の目標を達成していると考える。 （６）本中期計画において導入したポートフォリオ全体のリスク管理システムを積極的に活用する取組みとして、平成 28 年 9 月から新たなリスク管理システムを導入し、オルタナティブ資産を含めたトータルリスクの分析を実現させた。具体的には、バリューアットリスク、様々な過去の金融危機等をベースにしたストレステスト、金利や株価の変化に伴う損益シミュレーション、ファクター相関等の分析を行い、運用リスク管理委員会で報告している。また、上記に加え、センシティビティ分析を行い、資産構成割合への影響度分析を行うとともに、基本ポートフォリオとの推定トラッキングエラーを多角的に計測することにより、複線的なリスク管理を推進している。オルタナティブ投資については、リスク管理フレーム	

						ワークに従い、既存の資産に加え、グローバルインフラ、国内インフラ、グローバル不動産、国内不動産、グローバル・プライベートエクイティの運用受託機関に対してリスクレビューを実施した。なお、リスク管理システムについて、新たなツールの開発や導入は費用対効果も勘案した上で必要ないと判断している。上記のことを踏まえれば、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 （7）フォワード・ルッキングなリスク分析としては、リスク管理分析ツールの仮想シナリオによりストレステストを実施し、資産構成割合やリターンへの影響について分析するとともに、マハラノビス距離に基づくシナリオの蓋然性について報告した。また、地政学リスクとして特定の国の情勢に係るシナリオ分析や注目を集めた個別企業に対するシナリオ分析を行い、フォワードルッキングなリスク分析を充実させた。 以上により、リスク管理の高度化が大きく進んだため、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 〈課題と対応〉 特になし	

４．その他参考情報
該当なし。

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ―８	調査研究業務		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	Ⅸ－１－１

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度
GPIF Finance Awards 応募者数	調査研究の高度化	―		21 名	23 名		
GPIF Finance Awards 受賞者講演会参加者数	調査研究の高度化	―		167 名	―		

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度
予算額（千円）					
決算額（千円）					
経常費用（千円）	―	―	―	―	―
経常利益（千円）	―	―	―	―	―
行政サービス実施コスト（千円）	―	―	―	―	―
従事人員数	―	―	―	―	―

《インプット情報の記載が困難な理由》
当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
９．調査研究業務 （１）調査研究業務の充実 法では、年金積立金の管理及び運用に係る調査研究業務は、付随業務として位置付けられている	８．調査研究業務 （１）調査研究業務の充実 法では、年金積立金の管理及び運用に係る調査研究業務は、付随業務	８．調査研究業務 （１）調査研究業務の充実 ①　管理運用手法の高度化等を進める観点からの調査研究を大学	＜評価の視点＞ （１）高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図ったか。	８．調査研究業務 （１）　調査研究業務の充実 ①　管理運用手法の高度化を進めるため①「運用会社のビジネスモデルについての調査研究業務」及び②「人工知能（AI）が運用に与える影響についての調査研究業務」についての委託調査研究に関する企画競争を実施し、委託先を選定した。①「運用会社のビジネスモデルについての調査研究業務」においては、運用資産の多くを外部	＜評定と根拠＞ 評定：B 「調査研究」は、高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積することとされ	評定	B
						＜評定に至った理由＞ 委託調査研究において、運用会社のビジネスモデルや人工知能（AI）が運用に与える影響について分析するとともに、大学との共同研究では世代重複モデルによるマクロ経済予測についての研究を実施し、マネジャーの選定管理へ活用、年金積立金の長期運用への活用可能性や法人の業務全般への活用、資産と負債の一体的なリスク管理への活用を検討するとしている。	

	が、高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積し、将来に渡って年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に実施していくこと。 現在、主に大学との共同研究やシンクタンク等へ委託することにより実施している調査研究業務を当該人材を含めた法人の職員が担うことにより、年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを法人内に蓄積することを目指すこと。 （２）調査研究業務に関する情報	として位置付けられているが、高度で専門的な人材を活用した管理運用法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積し、将来に渡って年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に行う。 また、調査研究業務については、大学との共同研究やシンクタンク等へ委託研究を行うとともに、年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを管理運用法人内に蓄積するため、高度で専門的な人材の採用に伴い、当該人材を含めた管理運用法人の職員が担うことを検討する。 （２）調査研究業務に関する	やシンクタンク等を活用して積極的に行う。なお、調査研究の実施に当たっては、管理運用法人の職員が関与することにより、分析手法などのノウハウの蓄積を図る。 ②　内外の経済動向の把握については経済環境コンサルタントを活用し、適切なリバランス及びキャッシュアウトのため、市場に関する情報収集・分析を行う。 ③　年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを管理運用法人内に蓄積するため、高度で専門的な人材の採用に伴い、当該人材を含めた調査研究を担える体制整備を検討する。 ④　専門調査機関等が主催するセミナ	（２）大学との共同研究やシンクタンク等へ委託研究を行うとともに、年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを法人内に蓄積するため、高度で専門的な人材の採用に伴い、当該人材を含めた法人の職員が担うことを検討したか。 （３）具体的に運用手法に結び	に委託する管理運用法人にとって、運用会社のビジネスモデルの現状と方向性を理解することは不可欠であり、オルタナティブ投資の本格化やマネジャー・エントリー制の導入によって、管理運用法人の起用する運用会社も多様化している。このため、運用会社の事業戦略、収益・費用構造、経営者・従業員に対する金銭的インセンティブ等について調査を行った。②「人工知能（AI）が運用に与える影響についての調査研究業務」においては、利用可能なデータ量の爆発的な増加とコンピューターの処理能力の飛躍的な向上により、多くの分野で人工知能（AI）が活用されており、運用においても、リサーチ。トレード、コンプライアンス等の業務で AI が活用され始めている。一方、公的年金基金等における AI の活用については、参考となる先行事例が極めて少ないため、年金積立金の長期運用や管理運用法人の業務全般における AI の活用可能性等について先駆的な分析を行うとともに、AI による運用会社のビジネスモデルへの影響について調査を行った。 また、共同研究に関しては③「世代重複（OLG）モデルによるマクロ経済予測についての共同研究業務」を昨年に引き続き行った。世代重複（OLG）モデルは、家計部門で勤労・引退の世代を共存・世代交代させることで、人口構造の動学的な変化も取り込み、これによりマクロパラメータの不確実性も考慮するものとなっている。このモデルを用いて、マクロ経済予測の枠組み・手法の研究を行った。 なお、調査研究等の実施にあたっては、担当部署の職員が委託先や大学と頻繁に意見交換を行い、ノウハウの蓄積を図った。各研究は、①マネジャー選定及び管理への活用、②年金積立金の長期運用への活用可能性や当法人の業務全般にかかる活用、③今後の資産と負債の一体的なリスク管理に活用という形で、実際の管理運用業務への活用が期待できるものである。また、来年度以降の研究テーマについて、法人内でテーマを募集した。 さらに、運用手法の高度化や金融商品の多様化が進む中で、年金積立金を安全かつ効率的に運用していくためには、年金運用に関して、実務的側面だけでなく理論的側面の充実が求められている。今後、学術研究態勢の強化が継続性を持って進むような環境づくりが不可欠との考えに立ち、年金運用の分野で優れた功績	ている。 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積することとされているのに対し、①「運用会社のビジネスモデルについて」及び②「人工知能（AI）が運用に与える影響について」に関する委託調査研究、並びに③「世代重複（OLG）モデルによるマクロ経済予測」に関する大学との共同研究を実施し、実施にあたって、委託先や大学と頻繁に意見交換を行い、ノウハウの蓄積を図った。各研究は、①マネジャー選定及び管理への活用、②年金積立金の長期運用への活用可能性や当法人の業務全般にかかる活用、③今後の資産と負債の一体的なリスク管理に活用という形で、実際の管理運用業務への活用が期待できるものである。また、当法人に関する情報に係る情報セキュリティ対策の履行状況及び情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等について委託先より報告を受け、守秘義務の遵守状況を検証・評価した。	また、平成２８年度に創設した GPIF Finance Awards について、平成２９年度は追加の受賞候補者の推薦募集を行っており、引き続き我が国の資金運用に関する学術研究の向上に貢献している。 以上を踏まえれば、所期の目標を達成しており、「Ｂ」と評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 高度で専門的な人材を含めた法人内の職員が調査研究業務を担える体制を引き続き整備することが望まれる。 ＜その他事項＞ （外部有識者の意見） ・特になし。

管理
　具体的な運用手法に結びつく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、契約において守秘義務を課している現状の取扱いに加えて、法人が自ら共同研究者又は委託研究機関の守秘義務の遵守状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏えい対策を徹底すること。

情報管理
　具体的に運用手法に結びつく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、契約において守秘義務を課している現状の取扱いに加えて、管理運用法人が自ら共同研究者又は委託研究機関の守秘義務の遵守状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏えい対策を徹底する。

ーや研修などに参加して内外の情報収集や意見交換を積極的に行う。

（２）調査研究業務に関する情報管理
　共同研究者又は委託研究機関等に求めている情報セキュリティベンチマークによる自己診断等について、その結果を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告する。
　また、選定先等候補者に対しても、情報セキュリティベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定における評価の要素とする。

つく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、法人が自ら共同研究者又は委託研究機関の守秘義務の遵守状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏洩対策を徹底したか。

をあげつつある若手研究者を表彰し、その功績と社会的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振興することを目的として 2016 年度に GPIF Finance Awards を創設した。ノーベル経済学賞受賞者を含めた国内外の著名な経済学者が、賞の意義を高く評価して選定委員を引き受け、2017 年度においては、追加の受賞候補者推薦募集を行い、候補者は 23 名となっている。他団体との協力関係においては、厚生労働省、文部科学省、金融庁、国家公務員共済組合連合会から後援の協力を得ることができた。

（選考委員）

氏　名	役　職（選考時）
ロバート・マートン	MIT スローン・ビジネススクール教授、 ハーバード大学名誉教授、 ノーベル経済学賞受賞
ジョシュ・ラーナー	ハーバード・ビジネススクール教授
デビッド・チェンバース	ケンブリッジ大学ジャッジ・ビジネススクール教授
植田　和男	共立女子大学国際学部教授 東京大学金融教育研究センター センター長 （元運用委員会委員長）
翁　百合	（株）日本総合研究所理事長 （金融審議会委員）
福田　慎一	東京大学大学院経済学研究科教授 （金融審議会委員）
米澤　康博	早稲田大学大学院経営管理研究科教授 （元運用委員会委員長）

② 運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタントによる経済・金融分析・市場見通し等及び投資戦略情報に基づく分析も集約し、それらの見方の違いも含めて、多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。

③　平成２９年９月に企画部調査課を企画部調査数理課とした際に具体的な調査研究を行える体制にするため専門人材等を配置した。なお、調査研究に当たっては、当該調査数理課の専門人材のほか、投資戦略部に配置済みの専門人材を活用し実施した。

　さらに、年金運用等に関して優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その活動を振興するため、2016 年度に GPIF Finance Awards を創設し、ノーベル経済学賞受賞者を含めた国内外の著名な経済学者が、賞の意義を高く評価して選定委員を引き受け、2017 年度においては、追加の受賞候補者推薦募集を行っており、引き続き、我が国の資金運用に関する学術研究の向上に貢献することができ、所期の目標を達成していると考えることから、Ｂと評価する。

（１）専門人材を企画部調査数理課に配置するとともに、投資戦略部に配置済みの専門人材を活用し調査研究を実施したことから、所期の目標を達成していると考える。

（２）管理運用手法の高度化を進めるための調査研究を実施しており、実施に当たっては、担当部署の職員と委託先との間で意見交換等を行うことにより、分析手法などのノウハウの蓄積を図っていることから、所期の目標を達成していると考える。
　さらに、運用手法の高度化や金融商品の多様化

					<table><tr><td rowspan="3">研究 テーマ</td><td>世代重複（OLG）モデルによるマクロ経済予測についての共同研究（平成 28 年度より継続）</td></tr><tr><td>運用会社のビジネスモデルについての調査研究</td></tr><tr><td>人工知能（AI）が運用に与える影響についての調査研究</td></tr></table> ④　情報収集・意見交換等 国内外で開催される専門調査機関等が主催する会議に参加し、内外の情報収集や意見交換を積極的に行った。 <table><tr><td>内容</td><td>回数</td><td>参加延べ人数</td></tr><tr><td>国際機関等主催会議</td><td>28</td><td>41</td></tr></table> （２）調査研究業務に関する情報管理 当法人に関する情報に係る情報セキュリティ対策の履行状況及び情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等について業務委託先より報告を受け、業務委託先の情報セキュリティ対策を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告した。 また、委託調査研究の選定先等候補者に対して、情報処理推進機構（IPA）の情報セキュリティベンチマークによる自己診断の提出を求め、いずれの社も情報管理に問題ない状況であることを確認した。	が進む中で、年金積立金を安全かつ効率的に運用していくためには、年金運用に関して、実務的側面だけでなく理論的側面の充実が求められている。今後、学術研究態勢の強化が継続性を持って進むような環境づくりが不可欠との考えに立ち、年金運用の分野で優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その功績と社会的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振興することを目的として2016年度にGPIF Finance Awardsを創設し、ノーベル経済学賞受賞者を含めた国内外の著名な経済学者が、賞の意義を高く評価して選定委員を引き受け、2017 年度においては、追加の受賞候補者推薦募集を行っている。他団体との協力関係においては、厚生労働省、文部科学省、金融庁、国家公務員共済組合連合会から後援の協力を得ることができた。引き続き、我が国の資金運用に関する学術研究の向上に貢献することができ、所期の目標を達成していると考える。 （３）委託調査研究機関等からの情報漏洩防止を図ることを目的として、	

						当法人に関する情報に係る情報セキュリティ対策の履行状況や情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等について業務委託先より報告を受け、守秘義務の遵守状況を検証、評価することを行っており、所期の目標を達成していると考える。 〈課題と対応〉 特になし	

４．その他参考情報
該当なし。

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―１	効率的な業務運営体制の確立		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	Ⅸ－１－１

２．主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
第４　業務運営の効率化に関する事項 １．効率的な業務運営体制の確立 　組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すこと。また、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業	第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 １．効率的な業務運営体制の確立 　業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直す。また、経費節減の意識及び能力・実績を反映した	第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 １．効率的な業務運営体制の確立 （１）事務処理の迅速化を図り、組織編成及び人員配置を各部門の業務の質量に応じて見直すとともに、効率的かつ効果的に業務を遂行できるような体制の整備を行う。	＜評価の視点＞ （１）中期目標期間中に、組織編成及び人員配置を業務の実情に即して見直したか。	第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 １．効率的な業務運営体制の確立 （１）当法人の情報管理については、文書管理業務を企画部（企画課）が、電子データ管理業務を情報システム部（情報セキュリティ対策課）が行ってきたが、平成２９年７月に情報システム部（情報セキュリティ対策課）を情報管理部（情報管理セキュリティ対策課）とし、企画部（企画課）の文書管理業務を移管させ、情報管理の一元化を図った。 　また、基本ポートフォリオの見直しが本格化するに当たり、厚生労働省との調整等も頻繁に行われることが予想されることから、平成２９年９月に、基本ポートフォリオの策定及び検証等に関する業務を、投資戦略部から対外折衝の窓口である企画部（調査課を調査数理課へ変更）へ移管した。 　平成２９年１０月には、経営委員会及び監査委員会発足に伴い、当該委員会の事務を支援する組織として経営委員会事務室及び監査委員会事務室を新たに設置した。 （２）職員の能力向上、管理職の能力強化及び職員の勤労意	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 　「効率的な業務運営体制の確立」は、業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直し、経費節減の意識及び能力・実績を反映した実績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立することとされている。また、業務運営の電子化に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ることとされている。 　以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、効率的な業務運営体制を確立	評定	Ｂ
						＜評定に至った理由＞ 　経営委員会及び監査委員会発足に伴う各事務室の設置により両委員会が円滑に運営されており、情報管理を一元化することにより効率的かつ効果的な業務運営体制の確立に努めている。 　また、実績評価の賞与への反映や能力評価の昇給及び契約更新の可否への反映など、能力・実績を反映した人事評価制度を適切に実施している。 　業務運営の電子化、ペーパーレス化の取組については、電子会議システムを導入する等、ペーパーレス化に努めている。 　以上を踏まえれば、所期の目標を達成しており、「Ｂ」と評価する。 ＜今後の課題＞ 　引き続き業務の実情に即した組織編成の見直しが望まれる。 ＜その他事項＞		

	績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。 ４．業務の電子化の取組 運用の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ること。	業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立する。 ４．業務の電子化の取組 多様化、高度化や国際化に対応した管理運用業務の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化、ペーパーレス化等に取り組み、業務運営の効率化の向上を図る。	（２）人事評価制度については、経費節減の意識・取組も評価項目としつつ、適正な運用を図る。 ４．業務の電子化の取組 多様化、高度化や国際化に対応した管理運用業務の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化、ペーパーレス化等に取り組み、業務運営の効率化の向上を図る。	（２）能力・実績を反映した人事評価制度を実施しているか。 （３）業務改善のため、役職員が具体的なイニシアティブを発揮したか。 （４）高度化や国際化に対応した管理運用業務の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化、ペーパーレス化等に取り組んだか。	欲の向上を図ることを目的として、人事評価を実施した。 平成２９年度において、正規職員の実績評価については平成２８年度下期実績評価　（平成２８年１０月～平成２９年３月）を平成２９年４～５月に実施し、その結果を平成２９年６月期の賞与に、平成２９年度上期実績評価（平成２９年４月～９月）を平成２９年１０月～１１月に実施し、平成２９年１２月期の賞与に反映させた。なお、目標管理型人事評価については課長代理以下の職員については試行的導入（課長以上については平成２８年度上期より本格導入済み）となっていたが、労働組合との合意により平成２９年度上期より本格導入となった。 正規職員の能力評価（平成２９年１月～１２月）については、平成３０年１月に実施し、平成３０年３月にフィードバック面談を行い、被評価者の結果を通知した。併せて、その結果を平成３０年４月の昇給等へ反映させた。 運用専門職員の実績・能力評価（平成２８年４月～平成２９年３月）については、平成２９年４～５月に実施し、平成２９年６月期の賞与に反映させるとともに、平成２９年度に契約更新を迎えた職員に係る契約更新の可否や更新条件の判断材料に用いた。 その他、正規職員、運用専門職員ともに職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目に加えた人事評価を実施した。 （３）業務改善のための役職員のイニシアティブについては、次のような取組を行ってきている。 投資原則及び行動規範に則り、管理運用業務を実施し、及び国民から信頼される組織であるべく行動するよう役職員に周知徹底を図った。 業務体制における取組としては、業務ごとに主担当、副担当を置くとともに、その担当一覧をＧＰＤＲの共有ファイルに掲載することで、各職員の担当業務を明らかにしている。この結果、どのレベルの職務の者であっても（課員、室員であっても）、主担当となること等により、全職員が業務改善等のイニシアティブをとることができる体制となっている。 また、人事評価制度における取組としては、能力評価の評価科目（積極性）において、業務改善提案等の取組	することとされているのに対し、情報管理部への情報管理体制の一元化や、基本ポートフォリオの策定及び検証等に関する業務の企画部への移管及び経営委員会事務室、監査委員会事務室の新設など法人に必要な人員配置及び組織編成等、効率的かつ効果的に業務を遂行できるような体制の整備を行い、能力及び実績の評価結果を昇給等に反映される人事評価制度の実施をした。また、高度化や国際化に対応した管理運用業務の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化、ペーパーレス化等に取り組んでおり、これらを踏まえれば、所期の目標を達成したと考えられることから、Ｂ評価とする。 【評価の視点】 （１）情報管理部への情報管理体制の一元化や、基本ポートフォリオの策定及び検証等に関する業務の企画部への移管及び経営委員会事務室、監査委員会事務室の新設など組織編成を継続的に見直しており、所期の目標を達成していると考える。 （２）能力及び実績の評価結果を昇給等に反映される人事評価制度の実施をしたことから、所期の目標を	（外部有識者の意見） ・特になし。

					を評価することを、人事評価制度実施規程（内部規程）に規定し、職員に周知するとともに、規定どおりに評価している。また、職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目に加えている。 ４．業務の電子化の取組 （１）法人全体の業務運営の効率化及び安定化に向け、システムの機能改善、強化及び情報セキュリティ対策について検討を行い、以下の対応を行った。 ・主体認証、アクセス制御及び資料の暗号化等、セキュリティ対策機能を有する電子会議システムを導入し、一層の業務のペーパーレス化を図った。 （２）ポートフォリオ全体の管理及び運用の基盤となるシステム環境の整備に向け、以下の対応を行った。 ・法人が管理するデータウェアハウスである年金積立金データ管理（ＧＰＤＲ）システムのデータ統合管理機能から伝統的資産に係るデータとオルタナティブ資産に係るデータを統合的に参照できる帳票機能を追加した。	達成していると考える。 （３）各職員がレベルを問わず担当になること等で業務改善等のイニシアティブを発揮しており、所期の目標を達成していると考える。 （４）高度化や国際化に対応した管理運用業務の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化、ペーパーレス化等に取り組んでおり、所期の目標を達成していると考える。 〈課題と対応〉 特になし	

４．その他参考情報
該当なし。

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―２	業務運営の効率化に伴う経費節減、契約の適正化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	Ⅸ－１－１

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費（退職手当及び事務所移転経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計額（千円）（ア）	業務運営の効率化	2,223,068	3,122,635	4,208,426	4,492,954			
中期計画による節減額（千円）（イ）	―	―	29,789	41,843	56,393			
達成度	―	―	100%	100%	100%			
（参考）執行額（千円）	―	―	2,039,252	3,094,978	3,315,123			

注）達成度は、各年度の中期計画による節減額（イ）を前年度の（ア）で除した数値が、目標となる 1.34%に対してどれだけ達成しているかを示している。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
２.業務運営の効率化に伴う経費節減 中期目標期間中、一般管理費（退職手当及び事務所移転経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、平成２７年１０月から始ま	２．業務運営の効率化に伴う経費節減 中期目標期間中、一般管理費（退職手当及び事務所移転経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計につい	２．業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（退職手当を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、被用者年金制度の一元化も踏まえ	＜定量的指標＞ 一般管理費（退職手当及び事務所移転経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、基本的方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、前年度比１．	２．業務運営の効率化に伴う経費節減 （１）中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、一般管理費（退職手当を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、被用者年金制度の一元化も踏まえつつ、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比 1.34%以上の効率化を行う予算を作成した。執行に当たっては、適切な予算管理を行うとともに、調達手続において一般競争入札や企画競争･公募等を実施し、経費節減に努めた。 （単位：百万円） [illegible]	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 「業務運営の効率化に伴う経費節減」は、一般管理費（退職手当及び事務所移転経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、平成２６年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比１．３４％以上の効率化を行うこと	評定：Ｂ ＜評定に至った理由＞ 平成２９年度の予算額について、新規分等を除き平成２８年度予算額を基準として１．３４％の節減を行っており、適切な経費削減を行うとともに、調達等合理化計画に定める各種計画を達成し契約の適正化に努めている。 また、リスク管理体制の強化や運用対象の多様化等に対応するため、高度で専門的な人材５名のほか、正規職員１８名の採用等により、人員体制の確保を図っている。 以上を踏まえれば、所期の目標を達成しており、「Ｂ」と評価する。 ＜今後の課題＞ 引き続き、適切な経費節減を行い契約の適正化に努めるとともに、人件費も踏まえつつ必要な人員体制の確保を図っていくことが望まれる。

	26 年度基準年度	27 年度	28 年度	29 年度
節減対象経費（一般管理費及び業務経費）	2,223	3,123	4,208	4,493

る被用者年金制度の一元化も踏まえつつ、平成２６年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成２５年１２月２４日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比１．３４％以上の効率化を行うこと。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から１．３４％以上の効率化を図ること。

人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していくこと。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保すること。

また、給与水準については、国家

て、平成２７年１０月から始まる被用者年金制度の一元化も踏まえつつ、平成２６年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成２５年１２月２４日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比１．３４％以上の効率化を行う。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から１．３４％以上の効率化を行う。

人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していくこと。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に

つつ、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成２５年１２月２４日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき平成２９年度に新規に追加されるものや拡充される分を除き、平成２８年度と比べて１．３４％以上の効率化を行う。

人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保する。

また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業

３４％以上の効率化を行ったか。

＜評価の視点＞

（１）中期目標期間中、一般管理費（退職手当及び事務所移転経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、基本的方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比１．３４％以上の効率化を行ったか。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から１．３４％以上の効率化を行ったか。

（２）人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応したか。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施

中期計画による節減額	－	30	42	56
執行額	－	2,039	3,095	3,315

（注１）　平成２９年度の節減対象経費（一般管理費及び業務経費）は、中期計画による節減額（前年度の基準額に対し１．３４％の効率化を行うことにより見込まれる額）を控除した額であり、また、基本的方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される経費を含む額である。なお、新規に追加されるものや拡充される経費は、翌年度から１．３４％の効率化を行う。

（注２）　単位未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

（２）人件費については、国家公務員の給与改定等に関する法律が成立したことを踏まえ、国家公務員に準じて、平成２９年１２月に役職員の給与を、平成３０年３月に退職手当の改正を行った。また、高度で専門的な人材５名の採用のほか、正規職員１８名の採用等により、人員体制を確保した。

（３）対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）は、平成２９年度で１０９．３と国を上回っているが、民間資産運用業界の実態を踏まえた「市場水準」との比較を用いた検証を行い、その結果を公表した。

（４）高度で専門的な人材の報酬水準については、「役職員の報酬・給与等について」において、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて支給水準の設定等の考え方を公表した。

（５）管理運用委託手数料については、時価平均残高が増加したこと等から、全体で８７億円の増加となったが、報酬料率表で設定された上限を超えたファンドについては、延伸部分の報酬率設定に当たって運用受託機関と交渉したこと等から、手数料節減に努めた。

オルタナティブ資産に係る管理運用委託手数料等の運用手数料については、投資家とのアラインメントがとれた成功報酬に重きを置いた報酬体系を導入した。

３．契約の適正化

（１）調達の実施状況

とされている。また、法人が策定した調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施することとされている。毎年度平均で前年度比１．３４％以上の効率化という目標は、中期目標において設定されたものである。

以下の数値目標及び評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、経費節減及び契約の適正化を実施することとされているのに対し、平成２９年度の予算額は、前年度比１．３４％の節減を行っており、契約の適正化についても適切に取組んでおり、所期の目標を達成したと考えられることから、Ｂ評価とする。

【定量的指標】

（１）平成 29 年度の予算額は、平成 28 年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、１．３４％の節減を行っていることから、所期の目標を達成していると考える。

【評価の視点】

（１）平成 29 年度の予算額は、平成 28 年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、１．３

＜その他事項＞

（外部有識者の意見）

・運用受託機関への委託費用に関しては、もう少し海外公的年金並みに報酬を支払っても、リターンが伴うのであればいいと思うし、そういった観点を今後中期目標に入れていくべきであると考える。

・一般管理費や業務経費についても、ひたすら減らすといったやり方が適切かどうか。ＧＰＩＦの資産規模に応じた経費支出とかいった観点も必要になると思うので、将来的に中期目標の設定自身を議論する必要があると考える。

公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。その際、高度で専門的な人材の報酬水準については、第３の８の（１）により対応すること。

なお、管理運用委託手数料については、各資産別の運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努めること。

基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保する。

また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、管理運用法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。その際、高度で専門的な人材の報酬水準については、第１の７の（１）により対応する。

なお、管理運用委託手数料については、各資産別の運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努める。

の給与、管理運用法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。その際、高度で専門的な人材の報酬水準については、第１の７の（１）により対応する。

なお、管理運用委託手数料については、運用受託機関の選定等を行う際には、運用手法等に応じた効率的かつ合理的な水準となるよう引き続き低減に努める。

に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保したか。

（３）給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表したか。

（４）高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどの手法により、国民に分かりやすい説明を行ったか。

（５）管理運用委託手数料については、各資産別の運用資産額の増

公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組み、真にやむを得ない随意契約を除き、一般競争入札等（一般競争入札（最低価格落札方式及び総合評価落札方式）、企画競争及び公募）による調達を実施した。

【契約の実績】

（単位：件、億円）

	平成 28 年度		平成 29 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(4.3%) 3	(0.4%) 0.3	(4.5%) 7	(0.1%) 0.3	(133.3%) 4	(△9.9%) △0.0
企画競争・公募	(24.6%) 17	(20.1%) 16.6	(43.6%) 68	(2.4%) 8.4	(300.0%) 51	(△49.1%) △8.1
競争性のある契約（小計）	(29.0%) 20	(20.5%) 16.9	(48.1%) 75	(2.5%) 8.7	(275.0%) 55	(△48.4%) △8.2
競争性のない随意契約	(71.0%) 49	(79.5%) 65.4	(51.9%) 81	(97.5%) 335.4	(65.3%) 32	(412.8%) 270.0
合計	(100.0%) 69	(100.0%) 82.3	(100.0%) 156	(100.0%) 344.1	(126.1%) 87	(318.2%) 261.8

（注１）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注２）比較増△減の（　）書きは、平成 29 年度の対 28 年度伸率である。

（注３）「競争入札等」には、不落による随意契約を含む。

【一者応札・応募状況】

（単位：件、億円）

		平成 28 年度		平成 29 年度		比較増△減	
２者以上	件数	17	89.5%	72	96.0%	55	323.5%
	金額	16.5	98.0%	8.4	96.4%	△8.1	△49.1%
１者以下	件数	2	10.5%	3	4.0%	1	50.0%
	金額	0.3	2.0%	0.3	3.6%	△0.0	△5.7%
合計	件数	19	100.0%	75	100.0%	56	294.7%
	金額	16.8	100.0%	8.7	100.0%	△8.1	△48.2%

（注１）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

４％の節減を行っていることから、所期の目標を達成していると考える。

（２）人件費は、政府の方針を踏まえ適切に対応した。なお、高度で専門的な人材については、給与水準の弾力化を図ることなど対応しており、高度で専門的な人材５名の採用のほか、正規職員１８名の採用等により、人員体制の確保を行ったところであり、所期の目標を達成していると考える。

（３）対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）が国を上回っているが、「役職員の報酬・給与等について」において、その検証結果や取組状況を公表しており、所期の目標を達成していると考える。

（４）「役職員の報酬・給与等について」において、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて職員給与の支給水準の設定等の考え方を公表しており、所期の目標を達成していると考える。

（５）適切に管理運用委託手数料の低減に取組んでいる。また、オルタナティブ資産に係る管理運用委託手数料等の運用手数料については、投資家とのアラインメントがとれた成功報酬に重きを置いた報酬体系を導入したことか

	３.契約の適正化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成２７年５月２５日総務大臣決定）により法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。	３．契約の適正化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成２７年５月２５日総務大臣決定）により管理運用法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。	３．契約の適正化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成２７年５月２５日総務大臣決定）により管理運用法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。	減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努めたか。 （６）法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施したか。 （以下は調達等合理化計画における評価指標） ･一般競争入札、企画競争等の競争性のある調達を可能な限り採用し、企画競争等の契約においては、見積書を徴取して見積価格の根拠等を精査し、適正な仕様及び価格での契約締結を行ったか。 ･随意契約の締結については、会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当している明確な理由の確認を徹底したか。 ･環境物品等の調達の推進を図るための方針に配慮した調達を図ったか。 ･契約審査会において、新たに随意契約を締結することとなる案件	（注２）合計欄は、競争契約（一般競争、企画競争及び公募）を行った計数である。 （注３）比較増△減の（　）書きは、平成 29 年度の対 28 年度伸率である。 （注４）計数は、不落による随意契約は含まない。 （２）重点的に取り組む分野 調達等合理化計画において重点的に取り組むこととした各分野について、次のとおりそれぞれの状況に即した調達方法及び事務処理の効率化に努めた。 ① 競争契約による調達 平成 29 年度においては、「契約審査会審議案件登録等マニュアル」に基づき、契約審査会で調達仕様書や契約書等が適正であるかの確認、概算所要額（見積）の根拠等の精査等を行った。また、契約相手方の選定過程における透明性及び公正性の確保の観点から、一般競争入札（総合評価落札方式）又は企画競争の審査結果について、選定結果に加えて、平成 29 年度から新たに、選定された者及び当該参加者の採点結果（合計点）を参加者に通知することとした。 ② 随意契約による調達 平成 29 年度においては、随意契約による調達に係る契約審査会を年間 11 回開催し、調達方法の妥当性等について審議した。また、随意契約については会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性及び価格の妥当性を確認し、結果、適正な価格での契約を実現した。 ③ 環境物品等の調達 環境物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努めた。また、ＯＡ機器等の調達に際しては、再生材料を多く使用しているものを選択するよう努力した。結果、概ね調達方針に定めた目標を達成している。 （３）調達に関するガバナンスの徹底 ① 随意契約に関する内部統制の確立 ・随意契約について、契約審査会において会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかを確認し、真にやむを得ないものに限定されていることを確認した。なお、平成 29 年 10 月のガバナンス改革以降は、監査委員の出席を求め、その意見も聴いて、各契約審査会を実施し	ら、所期の目標を達成していると考える。 （６）調達等合理化計画において定めた重点的に取り組む分野及び調達に関するガバナンスの徹底について、取り組んでおり、所期の目標を達成していると考える。 ・全ての案件について、見積価格の根拠等を精査し、適正な仕様及び価格での契約締結を行っており、所期の計画を達成していると考える。 また、一般競争入札（総合評価落札方式）又は企画競争の審査結果について、選定結果に加えて、平成 29 年度から新たに、選定された者及び当該参加者の採点結果（合計点）を参加者に通知を行うこととしたことから、透明性及び公正性がより向上したものと考える。 ・随意契約の締結にあたっては、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性及び価格の妥当性を確認し、契約審査会での審議を経ていることから、所期の計画を達成していると考える。 ・調達方針に基づいた調達を実施しており、所期の計画を達成していると考える。 ・随意契約を締結することとなる案件について、契約審査会において審議を実施し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のあ	

				を審議したか。 ･運用受託機関等との契約案件については､その特性に応じた取扱いに配慮するとともに､経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど適切な監督がなされたか。 ･会計規程等の遵守の徹底について､調達に関わる職員を対象とした研修を年１回以上実施したか。	ている。 ・平成 29 年 10 月に改正された中期計画の記載を踏まえ、経営委員会の適切な監督の下、執行部の専門性やその裁量を発揮させることを目的とし、経営委員会で管理運用業務に係る議決事項を審議するとともに、常勤監査委員が出席する投資委員会において、運用受託機関等の選定・評価、運用ファンドの資金配分及び回収等を審議することとした。 ・運用受託機関の総合評価方法については、これまでの定性評価（運用スタイルの根拠等の投資方針、戦略決定等の運用プロセス、組織・人材等）及び定量評価（パッシブ運用については超過収益率とトラッキングエラー、アクティブ運用については超過収益率とインフォメーション・レシオ）を併用した総合評価から、定量的な実績を勘案した定性評価による総合評価に見直しを実施し、経営委員会で議決した。 ・短期資産ファンドに係る資産管理機関の公募方針について、経営委員会に報告した。 ・アクティブ運用受託機関とのアライメント強化（目標超過収益率達成への意欲を高め、長期的に超過収益の水準向上を図る）等を目的として、本格的な実績連動報酬体系を導入することを、経営委員会に報告した。 ②　不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組 平成 29 年度には新たに、公正取引委員会に講師の派遣を依頼し、調達に関わる職員を中心として参加者を募り、入札談合等関与行為防止法等に関する研修会を実施した。官製談合事件や入札談合等関与行為の具体例等について講義を受け、調達事務を適正に進めるための遵守事項を確認し、不祥事の未然防止に組織として対処するように努めた。	る調達手続きの実施の可否の観点から点検を受けており、所期の計画を達成していると考える。 ・運用受託機関等の契約に関係する案件については、投資委員会で審議するとともに、経営委員会による審議・議決や、必要な報告を行っていることから、経営委員会による適切な監督がなされており、所期の計画を達成していると考える。 ・平成 29 年度には新たに、公正取引委員会から派遣された講師による研修を法人内で実施し、契約担当部署及び調達担当部署で情報を共有する等、不祥事の未然防止等に努めており、所期の計画を達成していると考える。 〈課題と対応〉 特になし	

４．その他参考情報
該当なし。

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ―１	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	Ⅸ－１－１

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費（退職手当及び事務所移転経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計額（千円）（ア）	業務運営の効率化	2,223,068	3,122,635	4,208,426	4,492,954			
中期計画による節減額（千円）（イ）	―	―	29,789	41,843	56,393			
達成度	―	―	100%	100%	100%			
（参考）執行額（千円）	―	―	2,039,252	3,094,978	3,315,123			

注）達成度は、各年度の中期計画による節減額（イ）を前年度の（ア）で除した数値が、目標となる 1.34%に対してどれだけ達成しているかを示している。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
第５　財務内容の改善に関する事項 「第４ 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	第３　財務内容の改善に関する事項 「第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。 第４　予算、収支計画及び資金計画 １．予算 別表１のとおり	第３　財務内容の改善に関する事項 「第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した平成２９年度の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。 第４　予算、収支計画及び資金計画 １．予算 別表１のとおり ２．収支計画	＜評価の視点＞ （１）「第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した各年度の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運用を行ったか。 （２）実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、	第３　財務内容の改善に関する事項 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、平成２９年度において、平成２８年度と比較して、一般管理費及び業務経費については１．３４％を節減した予算（退職手当、システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費、短期借入に係る経費及び平成２９年度に新規に追加されるものや拡充される分を除く。）を作成した。 平成２９年度の執行に当たっては、「業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置」を考慮した上で業務の効率化等による節約を可能とするため、調達手続において一般競争入札や企画競争・公募等を実施し、経費節減に努めた。	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 「財務内容の改善に関する事項」は、「第２ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行うこととされている。 以下の評価の視点ごとの自己評価に示すとおり、予算の作成、当該予算による適正かつ効率的な運営とされているのに対し、１．３４％を節減した予算を作成しており、財務内容の改善	評定	Ｂ
						＜評定に至った理由＞ 中期計画の「第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮し、１．３４％を節減した予算を作成している。 また、執行に当たっては、調達手続きにおいて一般競争入札や企画競争・公募等を実施し、経費節減に努めている。 以上を踏まえれば、所期の目標を達成しており、「Ｂ」と評価する。 ＜今後の課題＞ 年金積立金は国民から徴収した保険料の一部であり、将来の給付の貴重な原資となるものであることを踏まえ、引き続き適切な予算作成及び執行に努めることが望まれる。 ＜その他事項＞ （外部有識者の意見） ・特になし。	

		２．収支計画 別表２のとおり ３．資金計画 別表３のとおり 第５　短期借入金の限度額 １．短期借入金の限度額 ２０，０００億円 ２．想定される理由 予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。 第６　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし 第７　第６の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第８　剰余金の使途 なし	別表２のとおり ３．資金計画 別表３のとおり 第５　短期借入金の限度額 １．短期借入金の限度額 ２０，０００億円 ２．想定される理由 予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。 第６　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし 第７　第６の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第８　剰余金の使途 なし	有効活用の可能性等の観点から見直しを行ったか。	第４　予算、収支計画及び資金計画 （１）予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 予算、収支計画及び資金計画の実績は、決算報告書及び財務諸表のとおりである。 第５　短期借入金の限度額 予見し難い事由による一時的な資金不足等が見込まれる場合には、短期借入を実施し、必要な資金を確保する体制は整備されているが、短期借入が必要となるような事態は生じなかった。 第６　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし 第７　第６の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第８　剰余金の使途 なし	並びに予算、収支計画は適切であり、所期の目標を達成していると考えられることから、Ｂと評価する。 【評価の視点】 （１）目標に沿った予算を作成し、適正かつ効率的な運用を行っており、所期の目標を達成していると考える。 （２）該当なし 〈課題と対応〉 特になし	

４．その他参考情報
該当なし。

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅳ―１	その他の業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	Ⅸ－１－１

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
情報セキュリティ自己点検実施回数	情報セキュリティ対策の強化	１回	２回	２回	１回			
標的型メール訓練実施回数	情報セキュリティ対策の強化	１回	２回	５回	５回			
情報セキュリティｅﾗｰﾆﾝｸﾞ実施回数	情報セキュリティ対策の強化	―	―	２回	２回			

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
第６　その他業務運営に関する重要事項 １．内部統制の一層の強化に向けた体制整備 法人は、平成２６年１０月３１日に運用委員会が建議した「基本ポートフォリオ見直し後のガバナンス体制の強化につい	第９　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 １．内部統制の一層の強化に向けた体制整備 平成２６年１０月３１日に運用委員会が建議した「基本ポートフォリオ見直し後のガバナンス	第９　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 １．内部統制の一層の強化に向けた体制整備 （１）業務方法書に基づき、内部統制体制を強化するため設置した内部統制委員会などにより、リス	＜評価の視点＞ （１）平成２６年１０月３１日に運用委員会が建議した「基本ポートフォリオ見直し後のガバナンス体制の強化について」に基づき、内部統制等の体制の一	第９　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 １．内部統制の一層の強化に向けた体制整備 （１）「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成２６年１１月２８日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項については、業務方法書に基づき設置した内部統制委員会により適切に実施した。加えて、平成２８年度に策定した業務フロー図、業務フローごとに内在するリスク因子の把握・分析及びリスク顕在時における対応方針については、平成２９年１０月の年金積立金管理運用独立行政法人法改正により、経営委員会及び監査委員会が設置されたことから、両委員会の事務処理に係る業務フロー図を作成しリスク評価を行う必要があることから、平成３０年７月末までに内部統制システムの見直しを行うこととした。 （２）　内部統制等の体制の強化について、経営委員会において、	＜評定と根拠＞ 評定：Ａ 「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」は、運用委員会が建議した「基本ポートフォリオ見直し後のガバナンス体制の強化について」に基づき、内部統制等の体制の一層の強化を図り、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ることとされている。また、監査委員会の職務等の重要性に鑑み、監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整	評定　B ＜評定に至った理由＞ 独立行政法人において初となる合議制が導入され、その外部有識者からなる経営委員会の下で、コンプライアンスに関する規程について、職務の公正さや国民の不信を招かないため、例えば利害関係者となる金融事業者の範囲に親会社及び当該親会社の子会社を含めたことや、非常勤の役員も対象にしたことは自主的に国家公務員よりも厳格な取扱いをしたものであり、新しいガバナンスの下で積極的に内部統制等の体制の強化に取り組んでいるものとして、国民からのより一層の信頼確保が期待できることから、評価できる。 また、経営委員会からの権限委譲を受け、監査委員会が法人の内部規程について点検を開始したことは、他の独立行政法人に見られない合議制の仕組みが導入された中で、この新しいガバナンス体制を実効あるものにしようとする取組として評価できる。	

	て」に基づき、内部統制等の体制の一層の強化を図ること。また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成２６年１１月２８日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ること。 年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わるすべての者について、法令遵守並びに慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。 また、運用リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、所要の体制整備等を図ること。 さらに、法人の業務が運用受	体制の強化について」及び経営委員会が策定する「行動規範」等に基づき、内部統制等の体制の一層の強化を図る。 また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成２６年１１月２８日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施する。 年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第１の１に定める年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針等の周知及	ク管理やコンプライアンスの徹底を図る。 （２）年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第１の１に定める年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針等の周知及び遵守の徹底、役職員への研修の実施等を行う。 また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。 （３）コンプライアンス・オフィサーやリーガル・オフィサー等を活用し、リスクの管理	層の強化を図ったか。 （２）「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施したか。 （３）専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針の遵守の徹底並びに役職員への研修の実施等を行ったか。 （４）運用受託機関等に対し、契約等において、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を踏まえ、関係法令等の遵守を徹底するよう求めたか。	将来の年金給付の貴重な財源となる年金積立金の運用については、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招かないことが重要であり、コンプライアンスの実行について法改正前より後退することなく、併せて、経営委員会での議論を踏まえて見直しを図ることとした。平成２９年１２月１５日の第４回経営委員会議決事項「コンプライアンスに関する規程改正等について」を踏まえ、以下の取組みを実施。 ①　金融事業者について利害関係者の範囲を拡大 倫理規程における利害関係者（※）の範囲を「国民の疑惑、不信防止の観点から拡大することとし、金融事業者について、親会社及び当該親会社の子会社である金融事業者も利害関係者とみなす。」こととした。 なお、国家公務員倫理規程においては非常勤の委員等を対象外としているのに対し、当法人においてはより厳格な取扱いとするべく非常勤の役員も対象とすることとした。 ※「利害関係者」とは、役職員が職務として携わる管理運用法人の支出の原因となる契約に関する事務又は売買、賃借、請負その他の契約に関する事務について、これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等（銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う金融事業者については親会社（当該事業者について過半を超える議決権を保有する会社をいう。）及び当該親会社の子会社である金融事業者を含めるものとする。）をいう。 ②　金融事業者が主催する会議、講演等についての規制 金融事業者が主催する会議、講演等への対応について、「役員等は、原則として、管理運用法人と特定の金融事業者との癒着等の疑念を招かないよう、金融事業者の主催（会議名等に金融事業者の名称が入ることその他主催と誤認される場合を含む。）による会議、講演等において管理運用法人に関する発言を行ってはならない。」こととした。 なお、国家公務員には当該規定はなく、管理運用法人独自の上乗せ基準として規定した。 （３）　内部統制については、内部統制の基本方針等に基づき、以下のとおり適切に行った。 ①　業務の有効性及び効率性を確保するための体制の整	備するとともに、監査委員会の機能強化等を行うなど実効性を向上させることとされている。加えて、情報セキュリティ対策について、有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認すること、外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理体制の有効性を法人が自ら評価する仕組みを構築することとされている。 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ることとされているのに対し、業務フロー図等を整備し、整備された業務フロー図に基づくリスクの対応方針等の整備状況及び運用状況の確認を行った結果、業務フロー図の整備状況等が有効かつ適正に行われたことを確認している。 内部統制等の体制の一層の強化を図ることとされているのに対しては、経営委員会において、将来の年金給付の貴重な財源となる年金積立金の運用については、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招かないことが重要であり、コンプライアンスの実行について法改正前より後退することなく、併せて、経営委員会での議論を踏まえて見直しを図ることとした。倫理規程における利害関係者の範囲を国民の疑惑、不信防止の観点から拡大することとし、金融事業者について、親	情報セキュリティ対策についても、第三者によるセキュリティ診断を２度実施するなど、情報セキュリティ対策の有効性を評価している。 以上を踏まえれば、所期の目標を上回って達成しており、「Ｂ」と評価する。 ＜今後の課題＞ 引き続き、ガバナンスの強化など一連の改革の趣旨を踏まえ、内部統制の一層の強化に向けた取組を実施することが望まれる。 ＜その他事項＞ （外部有識者の意見） ・合議制への変更については、国の決定に従って粛々と運営したものであり、独法評価の判断基準からすればＢ評価が妥当ではないか。 ・ＧＰＩＦのガバナンス改革は、独法に初めて経営委員会が設置された例であり、それに対して努力していることは一定程度評価できる。引き続き、経営委員会が設置された意義をより広く、組織発展のために受け止めていただきたい。

	託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の再就職に関し適切な措置を講ずること。	び遵守の徹底を図る。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。 なお、リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、法務機能の拡充を含む所要の体制整備等を図る。 さらに、運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の再就職に関し一定の制約を設ける。	や法令遵守の確保等を的確に実施する。 （４）運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の再就職に関する制約に関して適切な運用を行う。	（５）リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、法務機能の拡充を含む所要の体制整備等を行ったか。	備 役員及び幹部職員が出席する投資委員会及び経営企画会議により、重要事項に関する討議、情報の共有を図るなど、理事長のリーダーシップの下、法人の業務の有効性、効率性の確保に努めた。 また、中期計画等を達成するため、あらかじめ年度計画の進捗状況について月次で把握・評価することにより、問題点や課題を抽出し、事業運営の改善を図った。 ② 法令等の遵守体制の整備 法令等の遵守について、行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらをネットワークシステムに掲載し、内部規程等の改正の都度、メールにより役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの行動規範を携行している。 また、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、役職員の行動規範の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行うとともに、被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂（平成２９年５月、１０月、１２月、３０年３月）を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。加えて、監査委員会において、役職員の行動規範の遵守状況について報告した。 さらに、平成２９年度は１月をコンプライアンス強化月間とし、理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示、コンプライアンスに関するｅラーニング及び各部室ごとにコンプライアンスに関するグループワークを実施するなど役職員の意識の向上を図った。グループワークで出された疑問点をとりまとめた上で役職員に周知し疑問点の解消を行うことで遵守事項の周知徹底を図った。 ③ 損失危機管理の体制の整備 理事長を委員長とする運用リスク管理委員会（毎月１回）により、運用リスク（年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理）の適切な管理を行った。 また、平成２８年度に策定した業務フロー図、業務フローごとに内在するリスク因子の把握・分析及びリスク顕在時における対応方針について、顕在化した業務リスクの発生の原因、発生時の対応及び今後の改善策を、理	会社及び当該親会社の子会社である金融事業者も利害関係者とみなすこととするとともに、金融事業者が主催する会議、講演等への対応について、特定の金融事業者との癒着等の疑念を招かないよう、金融事業者の主催（会議名等に金融事業者の名称が入ることその他主催と誤認される場合を含む。）による会議、講演等において管理運用法人に関する発言を行ってはならないこととした。倫理規程の対象を非常勤役員まで拡大するなど、国家公務員よりも厳格な取扱いとすることにより、内部統制等の体制の一層の強化を図った。 さらに、コンプライアンスに関するｅラーニング及び各部室ごとにコンプライアンスに関するグループワークを実施するなど役職員の意識向上を図るとともに、監査委員会に対して、役職員の行動規範の遵守状況について報告するなど内部統制の一層の強化に向けた体制整備に適切に取り組んだ。 監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、監査委員会の機能強化等を行うなど実効性を向上させることとされているのに対し、経営委員会は、監査委員会の職務の執行のために必要な体制の整備に関する事項の議決を行い、執行部は当該議決に基づき体制を整備した。監査委員会は、整備され	
	２．監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化 監査委員会は、法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会の定めるところにより管理運用業務の実施状況の監視を行う。また、監査委員は、役員が不正の行為を行	２．監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化 監査委員会は、管理運用法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会の定めるところにより管理運用業務の実施状況の監視を行う。また、監査委員	２．監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化 監査委員会は、管理運用法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会の定めるところにより管理運用業務の実施状況の監視を行う。また、監査委員	（６）監査委員会は、法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会の定めるところにより管理運用業務の実施状況の監視を行ったか。 監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本的方針に基づき、監査			

	ったと認める場合等には、その旨を理事長、経営委員会及び厚生労働大臣に報告する義務等を負っている。このような監査委員会の職務等の重要性に鑑み、法及びその他関係法令に基づき、監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本的方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行うなど実効性を向上させること。 ３．情報セキュリティ対策 情報セキュリティポリシー（基本方針）に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に	は、役員が不正の行為を行ったと認める場合等には、その旨を理事長、経営委員会及び厚生労働大臣に報告する義務等を負っている。このような監査委員会の職務等の重要性に鑑み、法及びその他関係法令に基づき、監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本的方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行うなど実効性を向上させる。 ３．情報セキュリティ対策 情報セキュリティポリシー（基本方針）に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、管理運用法人における情報セキュリティ対策の有効性	は、役員が不正の行為を行ったと認める場合等には、その旨を理事長、経営委員会及び厚生労働大臣に報告する義務等を負っている。このような監査委員会の職務等の重要性に鑑み、法及びその他関係法令に基づき、監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本的方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行うなど実効性を向上させる。 ３．情報セキュリティ対策 情報セキュリティポリシー（基本方針）に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、管理運用法人における情報セキュリティ対策の有効性	委員会の機能強化等を行うなど実効性を向上させたか。 （７）情報セキュリティポリシー（基本方針）に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に	事長を委員長とする内部統制委員会（平成２９年５月・９月）において報告した。 ④　情報保存管理の体制の整備 情報セキュリティに対する更なる意識向上を目的として、法人の情報資産に対する脅威について理解し、脅威から情報資産を守るためのルールや対策等について研修を実施した。また、標的型攻撃メールを受信した場合に備え、模擬標的型攻撃メールを用いた対策訓練を実施した。 ⑤　財務報告等信頼性確保の体制の整備 財務報告等の信頼性を確保するため、経営企画会議及び三様監査会議（監査委員会、会計監査人及び監査室で組織）で審議を実施した。 （４）　運用受託機関及び資産管理機関における関係法令等の遵守の徹底を図るため、定期ミーティング時及びリスク・資産管理の状況に係る報告を求める際、次の措置を行った。 ①　契約及びガイドラインに定めた次の事項について、遵守の徹底を求めた。 ア　運用手法、運用体制等 イ　資産管理の方法 ウ　資産管理体制の変更についての事前連絡 エ　重大な変更についての事前協議 オ　法令遵守体制の確立 カ　外部監査の導入等のコンプライアンスの徹底 キ　リスク管理指標の管理目標値に沿った運用 ク　売買執行等の事務処理におけるオペレーショナル・リスクへの配慮等のリスク管理 ケ　株主利益の最大化を図るためのスチュワードシップ責任･株主議決権行使への取組 コ　資産管理上の留意点 ②　コンプライアンスの遵守状況の確認として、次の事項について、関係法令等の遵守が適切になされているかを確認した。 ＜運用受託機関＞ ア　投資対象 イ　投資対象国 ウ　銘柄格付 エ　禁止取引 オ　利益相反行為の回避 カ　自社又は関連会社の有価証券への投資	た体制の下、重要な会議への出席や面談等により法律で定められた業務監査を実施するとともに、経営委員会より委任された理事長及び理事の管理運用業務の実施状況の監視（「監査」及び「監視」を合わせて、以下「監査等」という。）を実施するなど、監査委員会の機能強化等を行い、実効性を向上させた。 情報セキュリティ対策については、有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認することとされているのに対し、e ラーニング（2 回）を実施したほか、多様化、巧妙化する標的型メール攻撃対策として、標的型メール訓練を昨年に引き続き実施した。(5 回)。また、法人システムにおいて、不正接続の防止・ファイル操作ログ等の収集・未登録プログラムの実行制限等を目的とした仕組みを導入し、運用を開始した。法人ネットワークシステムにおける情報セキュリティ対策の有効性を評価するため、第三者によるセキュリティ診断（ペネトレーションテストを含む。）を実施し、インターネット（外部）から直接攻撃を受け即座に不正侵入や情報漏えい等のセキュリティ侵害が発生する可能性は低いとの診断業者の見解が得られた。さらに、運用受託機関等のセキュリティ評価に関する規程等に基づき各担当部門は委託業者における対策の履行	

	機能していることを日常的に確認すること。 　また、法人の役職員のみならず法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理体制の有効性を法人が自ら評価する仕組みを構築すること。	を評価し、当該対策が十分に機能していることの確認を日常的に行う。 　また、管理運用法人の役職員のみならず管理運用法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理体制の有効性を管理運用法人が自ら評価する仕組みを構築する。	を評価し、当該対策が十分に機能していることの確認を日常的に行う。 　運用受託機関等に求めている情報セキュリティベンチマークによる自己診断等について、その結果を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告する。 　また、運用受託機関等の候補者に対しても、情報セキュリティベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定における評価の要素とする。	確認したか。 （８）法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理体制の有効性を法人が自ら評価する仕組みを構築したか。	キ　政策投資 ク　クロス取引 ケ　最良執行に関する事項 コ　外部監査状況 サ　問題発生時の対応 シ　日本公認会計士協会　監査･保証実務委員会実務指針第８６号（８６号報告書）等内部統制監査の項目等 　なお、８６号報告書等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。 ＜資産管理機関＞ ア　実績・遵守状況・担当部署 イ　利益相反行為の回避 ウ　外部クロス取引 エ　内部監査状況 オ　外部監査状況 カ　問題発生時の対応 キ　日本公認会計士協会　監査･保証実務委員会実務指針第８６号（８６号報告書）等内部統制監査の項目等 　なお、８６号報告書等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。 （５）内部監査 　内部統制の一層の充実強化を図る観点から、内部統制のＰＤＣＡサイクルにおける独立したモニタリング機能を果たすため、業務実施の障害となるリスクの管理に関する監査の一環として、業務フロー図に基づくリスクの対応方針等の整備状況及び運用状況の確認を行ったほか、諸規程等に準拠した事務処理状況等、契約及び収入・支出に関する事務処理状況及び法令等に基づく公表状況等について確認するなど、業務の適正かつ効率的な運営に資する内部監査を実施することができた。 ①　平成２９年度の内部監査は、年度監査実施計画を策定し、定期監査及び情報セキュリティ監査をそれぞれ２回ずつ下表のとおり実施した。 ②　監査結果については、理事長等へ報告を行い、報告後速やかに、法人の適正な事務処理の実施に資するため全部室に対して監査結果を通知し、指導等事項のあった当該部署に迅速な改善措置を促した。また、経営企	状況を確認した。 　以上により、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考えることから、Ａ評価とする。 【評価の視点】 （１）経営委員会において、将来の年金給付の貴重な財源となる年金積立金の運用については、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招かないことが重要であり、コンプライアンスの実行について法改正前より後退することなく、併せて、経営委員会での議論を踏まえて見直しを図ることとした。平成２９年１２月１５日の第４回経営委員会議決事項「コンプライアンスに関する規程改正等について」を踏まえ、以下の取組みを実施した。 ①　金融事業者について利害関係者の範囲を拡大 　倫理規程における利害関係者の範囲を「国民の疑惑、不信防止の観点から拡大することとし、金融事業者について、親会社及び当該親会社の子会社である金融事業者も利害関係者とみなす。」こととした。 　なお、国家公務員倫理規程においては非常勤の委員等を対象外としているのに対し、当法人においてはより厳格な取扱いとするべく非常勤の役員も対象とすることとした。 ②　金融事業者が主催する会議、講演等についての規制 　金融事業者が主催する会	
	４．主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 　主たる事務所の移転により業務の円滑かつ効率的な実施に支障が生じることがないよう、関係行政機関及び	４．主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 　主たる事務所の移転に当たっては、関係行政機関及び運用受託機関等との連携を十分に図るた					

関係金融機関等との緊密な連携の確保に努めること。

めの体制を整備し、業務に支障が生じないような措置を講じる。

５．施設及び設備に関する計画
なし

６．中期目標期間を超える債務負担
中期目標期間を超える債務負担については、管理及び運用業務を効率的に実施するために、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

７．職員の人事に関する計画
（１）業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び各部門の人員配置を実情に即し

４．施設及び設備に関する計画
なし

５．中期目標期間を超える債務負担
中期目標期間を超える債務負担については、年金積立金の管理及び運用業務に附帯する業務が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

６．職員の人事に関する計画
（１）業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び各部門の人員配置を実情に即して見直す。ま

（９）業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び各部門の人員配置を実情に即して見直したか。

画会議において法人全体への監査結果報告を行った。

監査実施期間	対象者及び部室	備考
29.5 ～ 29.9	総務部	・【第１回】定期監査 （フォロー監査を含む） ・【第１回】情報セキュリティ監査 （フォロー監査を含む）
	企画部	・【第１回】定期監査 （フォロー監査を含む） ・【第１回】情報セキュリティ監査 （フォロー監査を含む）
	運用リスク管理室	・【第１回】定期監査 （フォロー監査を含む） ・【第１回】情報セキュリティ監査 （フォロー監査を含む）
	情報管理部	・【第１回】定期監査 ・【第１回】情報セキュリティ監査 （フォロー監査を含む）
	投資戦略部	・【第１回】定期監査 （フォロー監査を含む） ・【第１回】情報セキュリティ監査 （フォロー監査を含む）
	運用管理室	・【第１回】定期監査 （フォロー監査を含む） ・【第１回】情報セキュリティ監査 （フォロー監査を含む）
	市場運用部	・【第１回】定期監査 （フォロー監査を含む） ・【第１回】情報セキュリティ監査 （フォロー監査を含む）
	オルタナティブ投資室	・【第１回】定期監査 （フォロー監査を含む） ・【第１回】情報セキュリティ監査 （フォロー監査を含む）
	インハウス運用室	・【第１回】定期監査 ・【第１回】情報セキュリティ監査
	監事付	・【第１回】定期監査
	監査室	・【第１回】定期監査 （フォロー監査を含む）

議、講演等への対応について、「役員等は、原則として、管理運用法人と特定の金融事業者との癒着等の疑念を招かないよう、金融事業者の主催（会議名等に金融事業者の名称が入ることその他主催と誤認される場合を含む。）による会議、講演等において管理運用法人に関する発言を行ってはならない。」こととした。
なお、国家公務員には当該規定はなく、管理運用法人独自の上乗せ基準として規定した。
上記により、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考える。

（２）業務方法書に定めた事項の運用を実施し、業務フロー図等を整備し、第２回監査において、整備された業務フロー図に基づくリスクの対応方針等の整備状況及び運用状況の確認を行った結果、業務フロー図の整備状況等が有効かつ適正に行われたことを確認しており、所期の目標を達成していると考える。

（３）責任体制については、内部統制の基本方針及び内部規程において明確にされており、また、役職員の服務規律等の概要をまとめたコンプライアンスハンドブックを作成し、周知を図るとともに、コンプライアンスに関するｅラーニング及び各部室ごとにコンプライアンスに関するグル

		て見直す。 （２）職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価を実施する。 （３）職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。 （４）職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。	た、職員がより働きやすい環境の実現に向けて検討を行い、必要な措置を講じる。 （２）職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価を実施する。 （３）職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。 （４）職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。	（10）職員の努力及びその成果を適性に評価する人事評価を実施したか。 （11）職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求めたか。 （12）職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援したか。			・【第１回】情報セキュリティ監査	ープワークを実施するなど役職員の意識向上を図っており、所期の目標を達成していると考える。 （４）投資一任契約において、関係法令等の遵守に関する事項を定め、加えて、定期ミーティング、運用及びリスク管理の状況の報告書提出時等、運用受託機関等と会する各般の機会を捉えて、関係法令等の遵守の徹底と確認を行っており所期の目標を達成していると考える。 （５）日米の弁護士資格を保有するリーガル・オフィサーが、契約締結その他法務に関する事項の審査を行い、コンプライアンス・オフィサーが運用受託機関等に対するガイドライン等の審査を行う体制を整備しており、所期の目標を達成していると考える。 （６）監査委員会は、法人の業務の監査及び経営委員会が定めるところによる管理運用業務の監視を行うために、重要な会議への出席や面談、内部監査部門との連携強化等により監査等を行った。さらに、経営委員会から権限の委譲を受けて現行規定の点検を開始した。加えて、監査委員会が監査等のために実施した活動の状況等を四半期又は随時に経営委員会に報告することにより、経営委員会との情報の共有の迅速化を図り、業	
					29.10 ～ 30.3	理事長	・【第２回】情報セキュリティ監査			
						理事(1名)	・【第２回】情報セキュリティ監査			
						総務部	・【第２回】定期監査 （フォロー監査を含む） ・【第２回】情報セキュリティ監査 （フォロー監査を含む）			
						企画部	・【第２回】定期監査 （フォロー監査を含む） ・【第２回】情報セキュリティ監査 （フォロー監査を含む）			
						運用リスク管理室	・【第２回】定期監査 （フォロー監査を含む） ・【第２回】情報セキュリティ監査			
						情報管理部	・【第２回】定期監査 （フォロー監査を含む） ・【第２回】情報セキュリティ監査			
						投資戦略部	【第２回】定期監査 （フォロー監査を含む） ・【第２回】情報セキュリティ監査			
						運用管理室	・【第２回】定期監査 （フォロー監査を含む） ・【第２回】情報セキュリティ監査			
						市場運用部	・【第２回】定期監査 （フォロー監査を含む） ・【第２回】情報セキュリティ監査 （フォロー監査を含む）			
						オルタナティブ投資室	・【第２回】定期監査 ・【第２回】情報セキュリティ監査			
						インハウス運用室	・【第２回】定期監査 ・【第２回】情報セキュリティ監査			
						経営委員会事務室	・【第２回】定期監査 ・（フォロー監査を含む） ・【第２回】情報セキュリティ監査			
						監事委員会事務室	・【第２回】定期監査 ・【第２回】情報セキュリティ監査			
						監査室	・【第２回】定期監査 ・【第２回】情報セキュリティ監査			

③ 年度監査実施計画の策定時や監査結果報告時等、内部監査実施の各段階において、監事（10 月以降は監査委員会）と緊密な連携を行った。

（６）監事監査及び監査委員会監査

① 平成２９年４月から９月までの監事による監査については、平成２９年度監事監査計画（平成２９年４月２７日通知）に基づき、また、１０月から平成３０年３月までの監査委員会による監査については、平成２９年度監査委員会監査計画（平成２９年１０月２日通知）に基づき、下表のとおり実施された。

年　月	対象部室等	実施内容等
29.4～6	総務部 企画部	重点事項監査
29.6	総務部	平成２８年度決算(会計)監査
29.6	理事長	平成２８年度監査報告(内部統制を含む。)
29.12～30.2	理事長、理事及び監査対象部室	理事長、理事及び監査対象部室（総務部、企画部、運用リスク管理室、情報管理部、投資戦略部、運用管理室、市場運用部、オルタナティブ投資室、インハウス運用室）に対する業務監査(各部室長へのヒアリング等)
通年	全部室	経常監査(理事長・理事との面談、経営委員会、経営企画会議その他全ての重要会議への出席、運用委員会等の傍聴（監事)・経営委員会への出席（監査委員会)、各種会議資料・決裁文書等監査委員会回付資料等の閲覧及び説明聴取等)

② 平成２９年度監査委員会監査（監事監査の引き継ぎを含む）の充実・強化の取組実績

ア 「平成２９年度監事監査計画」を引き継いだ「平成２９年度監査委員会監査計画」を作成し監査委員会監査の狙い・使命、監査委員会の存在意義・責務を役職員に周知

イ 監事監査を円滑に引き継ぎつつ、監査委員会監査については、四半期ごとに監査委員会の活動状況を経営委員会に報告。

務運営の効率化に資するなど、ガバナンス強化の実効性を向上させた。

また、監査委員会の機能強化の取り組みとして、経営委員会は監査委員会の職務の執行のために必要な体制の整備に関する事項の議決を行い、執行部は当該議決に基づき監査委員会の補助者を増員して配置し必要な予算を手当てするなど、監査委員会の実効性を向上させた。

その他ガバナンス強化のための自主的な取り組みとして、経営委員会は、管理運用法人の業務運営に関する情報収集をするために勉強会を実施するなど、委員会での議論に資する取り組みを積極的に行い、経営委員会の意思決定機関及び監督機関としての実効性を向上させた。

これら管理運用法人全体の取り組みにより、ガバナンス強化に関する所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考える。

（７）情報セキュリティ対策の実効性を高めるため、人的対策としてｅラーニング(2回）を実施したほか、多様化、巧妙化する標的型メール攻撃対策として、標的型メール訓練を昨年に引き続き実施した。(5 回)。一方、技術的対策として、法人システムにおいて、不正接続の防止・ファイル操作ログ等の収集・未登録プログラムの実行制限等を

ウ　「内部統制に関する監査委員会監査実施基準」に基づき、業務監査の一環として監査を実施

エ　会計監査人及び監査室と随時会合を持つなど緊密な連携を保ちつつ、財務及び非財務情報に係る信頼性の確保のため、監査委員会、会計監査人及び監査室で組織する「三様監査会議」における審議を実施

オ　経営委員会、経営企画会議、投資委員会・契約審査会等の重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて監査委員として意見表明し、事後検証のみならず、予防的観点に立った経常監査を実施

カ　監査委員会監査を（a）業務運営の適正性・効率性、内部統制状況を確認・検証する「業務監査」、(b）財務報告の信頼性を確保する「会計監査」、(c）監査委員会による監査が定められた事項や法人の講ずべき措置の実施状況を検証する「重点事項監査」、(d）不正・不祥事の未然防止、意思決定の合理性・透明性の確保、業務運営の改善といった予防的観点から日常業務を監査する「経常監査」に体系化された監事監査の視点を引継ぎ、自律的ＰＤＣＡサイクルが機能しているかという観点から監査委員会監査を実施

（７）会計監査人の監査

会計監査人による監査については、平成２８年度決算に係る会計監査及び平成２９年度の会計監査(期中監査)が、下表のとおり実施された。

また、平成２８年度決算に係る監査報告書については、６月開催の運用委員会に報告した。

年　月	実施内容等
29.4～5	平成２８年度の会計監査（期中監査）
29.5～6	平成２８年度の会計監査（期末監査）
29.6	平成２８年度の「独立監査人の監査報告書」受領
29.11 ～ 30.3	平成２９年度の会計監査（期中監査）

（８）第三者による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査

情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査に

目的とした仕組みを導入し、運用を開始した。これにより、外部から入手した機器に潜むウイルス等の持ち込み、データの不正持ち出しや改ざん等のリスクの低減を図り、セキュリティインシデントが発生した場合には収集・蓄積したログを活用することで、調査分析を円滑に実施できる環境を整えた。さらに、法人ネットワークにおけるセキュリティ診断（ペネトレーションテストを含む。）を実施した結果、多層防御のセキュリティ対策が有効に機能していることを確認している。

法人における情報セキュリティ対策の有効性に関する客観的な評価を実施する観点から、外部有識者により選定された外部監査人による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査を実施し、法人の情報セキュリティ対策が全体的に高いレベルで管理され、情報セキュリティの安全性は確保されているとの客観的評価を得ることができたことから所期の目標は達成したと考える。

（８）運用受託機関等のセキュリティ評価に関する規程等に基づき各担当部門は委託業者における対策の履行状況を確認した。年度末にむけては、運用受託機関等から入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己評価結果等に基づき年度の評価作業

ついては、外部有識者により選定された外部監査人（平成 29 年度から 31 年度の複数年契約）により、下表のとおり実施した。その結果、法人の情報セキュリティ対策が全体的に高いレベルで管理され、情報セキュリティの安全性は確保されているとの報告を受けた。

また、監査結果については、２月の経営企画会議に報告した。

年　月	実施内容等
29. 10	監査実施計画の承認
29. 10 ～ 12	予備調査及びヒアリング（最高情報セキュリティ責任者・情報管理部・企画課）
29. 12	NISC 等の外部監査結果に関するフォローアップ
29. 12	調書作成
30. 1	監査報告会

（９）日米の弁護士資格を保有するリーガル・オフィサーが、契約締結等に関する事項の審査を行い、コンプライアンス・オフィサーが運用受託機関等に対するガイドライン等の審査を行う体制を整備し、的確に実施している。

（１０）運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、「役員の再就職の制限に関する規程」により、役員の再就職に関し一定の制約を設けていることを平成２９年１０月の経営委員就任時及び理事交代時に説明し、所要の手続きを行う等、適切な運用を行った。

２．監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化

（１）監査委員会は、次に掲げる活動等により監査等を実施することでガバナンスの強化を行った。

①　経営委員会及び勉強会への出席、理事長及び理事を含む執行部との面談等に加えて、経営企画会議及び投資委員会等の重要な会議への出席等によって監査等を実施した。

②　経営委員会発足前後にガバナンス改革に伴う内部規程類の改正を行ったことに加えて、経営委員会による、法人の業務についてある程度の知見が蓄積されたこの段階で、

を行ったほか、前年度に認識された課題のフォローアップを行い運用受託機関等における対策の改善状況を確認した。有効性の評価開始後３年目にあって、ＰＤＣＡの改善プロセスは確立しており、所期の目標を達成していると考える。

（９）情報管理部への情報管理体制の一元化や、基本ポートフォリオの策定及び検証等に関する業務の企画部への移管及び経営委員会事務室、監査委員会事務室の新設など組織編成を継続的に見直しており、所期の目標を達成していると考える。

（10）能力及び実績の評価結果は、昇給等に反映される人事評価制度の実施をしたことから、所期の目標を達成していると考える。

（11）職員の採用に当たっては、資質の高い優秀な人材をより広く求めるため、ホームページによる募集に加え、転職サイトへの掲載、人材紹介会社の活用等を通じて募集を実施しており、所期の目標を達成していると考える。

（12）職員の資質向上を目的とした資産運用等の専門的で実務的な研修及び業務に関連する資格取得の推進に努めており、所期の目標を達成していると考える。

					ガバナンスの骨格をなす内部規程について、主体的に点検することが必要との判断に基づき、経営委員会から権限の委譲を受けた監査委員会が、現行規程類の点検を開始した。 ③　平成２９年度下期に８回監査委員会を開催し、監査室長を招致して内部監査部門との連携強化を図るとともに、必要に応じて執行部からヒアリングを行った。 ④　監査委員会が監査等のために実施した活動の状況と、それによって認識した課題等を四半期に一度又は随時に経営委員会に報告することとし、管理運用法人の業務の状況について経営委員会との情報の共有の迅速化を図った。 （２）経営委員会は監査委員会の職務の執行のために必要な体制の整備に関する議決を行った。執行部は当該議決に基づき、監査委員会の職務を補助するために監査委員会事務室を設置し、それまでの専任の監事付の１名から併任の５名に増員して補助職員を配置し、必要な予算を手当てした。また、補助職員の理事長からの独立性を確保するため、その人事異動・評価等については監査委員会の事前同意を得ることなどにより監査委員会の機能強化等を図り実効性を向上させた。 （３）経営委員会は、法令で定められた委員会のみならず、勉強会や委員会議案に関する執行部からの事前説明会等を実施すること等により、管理運用法人の業務運営に関する情報を積極的に収集し、委員会における実質的な議論に向けた取り組みを行った。 また、そのような取り組みを通じて、執行部が経営委員に対して説明や報告、提案などを積極的に行うことで、役職員の管理運用法人の業務運営への理解が一層深まり、透明性も向上した。 ３．情報セキュリティ対策 ①　情報セキュリティ対策の実効性を高めるための方策の検討及び対応 ・　法人システムにおいて、未許可機器等による不正接続の防止・ファイル操作ログ等の収集・未登録プログラム（.exe 形式等）の実行制限等を目的とした仕組みを導入し、運用を開始した。外部から入手した機器に潜むウイルス等の持ち込み、データの不正持ち出しや改ざん等のリスクを低減。セキュリティインシデントが	〈課題と対応〉 特になし	

					発生した場合には収集・蓄積したログを活用することで、調査分析を円滑に実施できる環境を整えた。 ・ 法人ネットワークシステムにおける情報セキュリティ対策の有効性を評価するため、第三者によるセキュリティ診断（ペネトレーションテストを含む。）を平成 29 年 7 月及び平成 30 年 2 月に実施した。この結果、インターネット（外部）から直接攻撃を受け即座に不正侵入や情報漏えい等のセキュリティ侵害が発生する可能性は低いとの診断業者の見解が得られた。また、診断により検出された脆弱性については、優先度の高いものから速やかに対策を実施している。 ② 情報セキュリティを含む情報リテラシー確保のための役職員への教育・訓練及び自己点検 ・基礎編及び最新脅威編をテーマに 2 回の e ラーニングを実施した。 ・6 月、7 月に全役職員を対象に標的型メール攻撃や外部委託業務、情報取扱い等のルール徹底を目的とした集合研修を実施し全役職員が受講した。 ・期中に入社した職員に対しては、研修の録画ビデオ視聴を着任後速やかに実施、理解させることにより職員全体のセキュリティ意識の維持を効果的に行うことができた。 ・ 年度自己点検実施計画に基づき、全ての役職員を対象とした自己点検を 1 回実施し、発見された課題については研修や注意喚起等により周知した。 ・多様化、巧妙化する標的型メール攻撃対策として、昨年に引き続き、訓練の分散実施に加えて、添付ファイル等開封者に対する再訓練を実施するとともに、訓練結果を分析し、次年度の訓練に反映させることとした。 ③ 運用受託機関等における情報管理体制の有効性について法人が自ら評価する仕組みの構築 ・各担当部門においては、「運用受託機関等における情報セキュリティ対策実施規程」等に沿って運用受託機関等より入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断結果やヒアリング等に基づき運用受託機関等（延べ 194 社）に対するセキュリティ管理体制等の年度の評価作業を行った。 ・その結果、契約を継続するに際してセキュリティ管理体制上問題のある運用受託機関等は一社もなかった。（結		

果については、平成 30 年度の情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告予定。）

・一方、新たな候補者を選定する際には、規程等に従い情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定時の評価の要素とした。

４．施設及び設備に関する計画

なし

５．中期目標期間を超える債務負担

調達する業務の特性を踏まえ、中期目標期間を超える債務負担行為を行うことの必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断される調達について、契約審査会の審議を経て、中期目標期間を超える債務負担を実施したところである。

６．職員の人事に関する計画

（１）第２の１の（１）に記載のとおり（P.60 参照）。

（２）第２の１の（２）に記載のとおり（P.61 参照）

（３）職員の採用に当たっては、民間での資金の管理及び運用に係る経験や専門的知識を有する等の資質の高い優秀な人材をより広く求めるため、ホームページによる募集に加え、転職サイトへの掲載、人材紹介会社の活用等を通じて募集を実施した。

なお、平成２９年度は、人材をより広く求める観点から、人材紹介会社１５社と新たに契約し、採用のより一層の推進に努めた。

（４）職員の資質向上のために資産運用等の分野の専門的及び実務的な研修を実施した。また、職員の資格取得等においても積極的な支援を行った。

①専門実務研修

ア　運用専門職員による研修

職員の業務遂行能力の向上を目的とした運用専門職員による研修を実施した。

研修回数	４回
参加延べ人数	１８２人

イ　外部有識者研修

外部有識者を講師として招き、研修を実施した。平成２９年度は、「異次元緩和の出口戦略とグローバル市場」、「半導体・半導体製造装置の業界動向」など時宜にかなった話題を取り上げた。

	29 年度
研修回数	4 回（4～3 月）
参加延べ人数	217 名

年月	回	内容
29.4	第 1 回	・世界の年金ファンドの投資改革の現状と課題
29.9	第 2 回	・「10 大事件」からみた金融リスク管理
29.11	第 3 回	・「異次元緩和の出口戦略とグローバル市場」 ・二期目の習近平政権の取り組みと中国経済の行方
30.2	第 4 回	・半導体・半導体製造装置の業界動向 ・半導体ブームは続くのか

ウ　海外研修等への派遣

国際機関主催の会議に講演者やパネラーとして参加することにより、積極的に情報収集及び意見交換を行った。また、海外年金調査等を通じて海外年金基金等との関係強化を図った。

出張月	場所
４月	ニューヨーク
４月	ニューヨーク
４月	ロンドン・コペンハーゲン・ヨーテボリ・フランクフルト
４月	シンガポール
４月	ロサンジェルス・サンフランシスコ
４月	マディソン・ロサンジェルス・ロンドン・オスロ
５月	オリンピア・ジュノー・サンフランシスコ
５月	サンクトペテルブルグ・ロンドン・

							ワシントン			
						6月	ハルビン・瀋陽・北京			
						6月	コペンハーゲン・ロンドン			
						7月	エジンバラ・ロンドン			
						7月	ソウル・オスロ			
						7月	トロント			
						7月	シドニー・ツーク・ロンドン・サンディエゴ・サンフランシスコ			
						9月	サンディエゴ			
						9月	シンガポール			
						9月	ベルリン			
						9月	ニューヨーク・ロサンジェルス・サンフランシスコ			
						10月	ニューヨーク			
						10月	リヤド			
						10月	パリ			
						11月	デリー・ムンバイ			
						11月	ロンドン・ワシントン			
						11月	ワシントン・ニューヨーク			
						11月	ケアンズ			
						11月	サクラメント・ポートランド・トロント			
						12月	ニューヨーク・メリマック・ボストン			
						12月	シンガポール・オークランド			
						12月	台北・香港・メルボルン			
						12月	パリ・ニューヨーク			
						1月	ニューヨーク・ロンドン			
						1月	オスロ・ロンドン・アムステルダム			
						1月	タラハシー・ニューヨーク・ボストン・サクラメント			
						1月	ロンドン・クリーブランド・シカゴ・ニューヨーク			
						2月	ロンドン			
						2月	ニューヨーク			
						3月	ロサンジェルス・サンフランシスコ・ロンドン			
						3月	ケンブリッジ			

３月	ワシントン・ボストン
３月	上海・北京

②内部統制等研修

ア　情報セキュリティ研修

情報セキュリティに対する更なる意識向上を目的として、法人の情報資産に対する脅威について理解し、脅威から情報資産を守るためのルールや対策等について研修を実施した。

研修回数	５回 （集合研修３回、eﾗｰﾆﾝｸﾞ２回）
参加延べ数	２９８名

イ　新人研修

平成２９年度に採用等した職員の基礎知識習得を図る観点から、管理運用法人の組織や遵守事項等について研修を実施した。

研修回数	１３回 （4 月、7 月（2 回）、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月、1 月（2 回）、2 月（2 回）、3 月）
参加延べ数	２５名

ウ　英語研修

国際的な運用環境への対応や海外の資産運用に関する情報の取得等が求められることから、業務に必要な英語力の向上を図るための研修を実施した。

研修期間	２～４ヶ月
対象者	２人

エ　その他（自己啓発研修）

外部有識者を講師として招き、研修を実施した。平成２９年度は、職員の自己啓発を主な目的とした研修を実施した。

	平成２９年度
研修回数	１回
参加延べ人数	９５名

オ　コンプライアンス研修

職員の服務規律の遵守を目的に、外部講師を招きハラ

スメント集合研修を、ｅラーニングを活用したコンプライアンス研修をそれぞれ実施した。

研修回数	３回 （集合研修２回、ｅﾗｰﾆﾝｸﾞ１回）
参加延べ数	２４５名

③専門資格取得等

ア　証券アナリスト資格取得

職員の専門性向上の観点から、資金運用等の分野に関連する資格取得を推進するため、証券アナリスト資格取得通信教育講座受講料等について支援を行った。

その結果、平成２９年度末までに累計で４５名となった。

イ　ＩＴパスポート資格等の取得

年金積立金の管理及び運用の基盤となる情報システムの運営に携わる職員における情報技術の基礎知識及び　ＩＴリテラシーの向上を目的として、情報処理推進機構（ＩＰＡ）が実施する国家試験ＩＴパスポート資格等の取得に係る受験料について支援を行っており、平成２９年度は情報処理安全確保支援士資格及び情報セキュリティマネジメント資格の受験料補助を行った。

なお、平成２９年度末のＩＴパスポート資格の合格者数の累計は１６名となっている。

４．その他参考情報
該当なし。